

東北学院大学論集

歴史と文化

(旧歴史学・地理学)

第59号

福島県喜多方市 灰塚山古墳第9次発掘調査報告	辻 秀人	1
南北朝期東北地方の城館関係史料集成	竹井 英文	49
清末ホヴド地区における清朝統治の再編とカザフ人	小沼 孝博	85
歴史学科公開講座開催報告		107

2019年

東北学院大学学術研究会

東北学院大学論集

歴史と文化

(旧歴史学・地理学)

第59号

2019年

東北学院大学学術研究会

福島県喜多方市 灰塚山古墳第9次発掘調査報告

辻 秀人・横山 舞・高橋 伶奈・大渡 魁人・加藤 雄大
安部 喜俊・賀屋 由布・佐藤 洸希・佐藤 貞衡・高橋 累
雫石 千尋・平林 真弘・佐藤里佳子・千葉ほのか

調 査 体 制

調 査 期 間	平成 30 年 3 月 10 日～3 月 25 日、3 月 28 日～3 月 30 日
調 査 主 体	東北学院大学文学部歴史学科考古学専攻辻ゼミナール
調 査 員	佐藤由浩・相川ひとみ（大学院博士課程前期 2 年） 鈴木舞香（大学院博士課程前期 1 年） 横山舞（4 年） 高橋伶奈・大渡魁人・加藤雄大・安部喜俊・賀屋由布・佐藤洸希・ 佐藤貞衡・高橋 累（3 年） 零石千尋・平林真弘・佐藤里佳子・千葉ほのか（2 年） 櫻井優香・奈良朋宏・松村大河・横山志穂・吉村菜々子（1 年）
調 査 協 力	喜多方市教育委員会 山中雄志（磐梯町）・片岡洋（喜多方市） 植村泰徳・渡辺展好（喜多方市教育委員会）・小汲康浩（新宮区区長）・ 田部成彦・上野正典・後藤直人・田部文市・渡辺和男 近 輝夫・近ノリ子（敬称略）
土地所有者	新宮区



写真 1 第 2 主体部の調査風景

例 言

1. 東北学院大学考古学辻ゼミナールでは平成23年から福島県喜多方市灰塚山古墳の発掘調査を8年間にわたって継続してきた。本書は平成30年3月10日～25日、3月28日～3月30日に実施した福島県喜多方市灰塚山古墳第9次発掘調査の報告書である。
2. 調査は東北学院大学文学部歴史学科考古学専攻辻ゼミナールのゼミ活動の一環として実施したものである。
3. 調査は東北学院大学文学部教授辻秀人が担当した。調査の主な参加者は東北学院大学大学院文学研究科アジア文化史専攻学生、考古学ゼミナール所属学生を中心とする東北学院大学文学部歴史学科の学生、参加を希望した歴史学科1年生である。
4. 作成図面などの整理作業は東北学院大学文学部歴史学科考古学ゼミナール所属の3年生が中心となって行った。
5. 本書の編集は辻秀人が担当し、執筆は参加者が分担した。各項目の執筆者は文末に記した。報告の記載は各執筆の原稿に辻が加筆訂正を行ったものである。従って最終的な文責は辻にある。
6. 本書に掲載した図面の高さ表示はすべて海拔高、北はすべて真北を示す。
7. 本書は鉄製品、有機質の保存処理実施前に作成しており、ここに掲載する実測図は最終的な図面ではない。保存処理終了後あらためて遺物の理解を含めて報告書を作成する予定である。
8. 本書には科学研究費「東北地方における古墳時代中期埋葬施設と埋葬人骨の研究」による研究成果の一部が掲載されている。

これまでの調査概要

平成23年 第1次調査 平成23年8月10日～9月12日

調査内容 墳丘測量 墳丘構造の解明

調査成果 墳丘を清掃し、墳丘測量図の精度確認。

墳丘内に第1、3トレンチを設定し、墳丘構造の様相を把握。

墳丘前方部墳頂部に第3トレンチ、後円部墳頂に第4トレンチを設定し、墳頂平坦面の上面精査。

平成24年 第2次調査 平成24年8月6日～9月12日

調査内容 墳丘構造の確認

調査成果 前方部墳頂平坦面の第3トレンチを拡張し、墳頂平坦面の様相確認。

後円部墳頂平坦面の第4トレンチを拡張し、墳丘上に1辺10m程度の塚状遺構が存在することを確認

くびれ部両側に第6、7トレンチを設定し、くびれ部を確認

平成25年 第3次調査 平成25年8月5日～9月11日

調査内容 墳頂平坦面の塚状遺構掘り下げ

調査成果 江戸時代の礫石経を確認

塚上遺構下層で墓壇および陥没坑と想定される遺構を確認

口縁部東西に第8、9トレンチを設定し、後円部墳丘を確認

平成26年 第4次調査 平成26年8月5日～9月11日

調査内容 後円部墳頂の礫石経塚の掘り下げ

調査成果 礫石経塚の全容を解明

礫石経塚下層を精査 墓壇平面、陥没坑の確認

平成27年 第5次調査 平成27年8月5日～9月4日

調査内容 墓壇内掘り下げ

調査成果 墓壇内古墳主軸上に粘土槨上面（第1主体部）、墓壇東側に小型粘土槨（第2主体部）を確認

墓壇埋土の精査、切り合い関係を確認

平成28年 第6次調査 平成28年8月7日～9月8日

調査内容 後円部墳頂埋葬施設調査

調査成果 第1主体部の状況の確認

第2主体部の石組遺構および蓋石上部に鉄製武器群を確認

平成29年 第7次調査 平成29年3月16～22日、25～31日

調査内容 第1主体部下層構造の調査

調査成果 第1主体部下層の粘土層確認、構築手法の解明、墓壇がないことを確認

平成30年 第8次調査 平成30年8月6日～21日、27日～9月7日、9月16日～18日

調査内容 石棺内部の調査、前方部墳頂平坦面埋葬遺構有無、後円部墳端の形状確認

調査成果 第2主体部の状況の確認、前方部墳頂平坦面の確認、
前方部の調査、副次的な埋葬施設痕跡なし、
後円部墳端の調査、墳端が円形にめぐることを確認。

これまでに公表された報告書

福島県立博物館 1987年『古墳速聴調査報告』福島県立博物館調査報告第16集

辻 秀人他 2012年「福島県喜多方市灰塚山古墳第1次発掘調査報告」『東北学院大学論集 歴史と文化』第48号

https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=17&item_no=1&page_id=34&block_id=86

辻 秀人他 2013年「福島県喜多方市灰塚山古墳第2次発掘調査報告」『東北学院大学論集 歴史と文化』第49号

https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=21&item_no=1&page_id=34&block_id=86

辻 秀人他 2014年「福島県喜多方市灰塚山古墳第3次発掘調査報告」『東北学院大学論集 歴史と文化』第52号

https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=133&item_no=1&page_id=34&block_id=86

辻 秀人他 2015年「福島県喜多方市灰塚山古墳第4次発掘調査報告」『東北学院大学論集 歴史と文化』第53号

https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=581&item_no=1&page_id=34&block_id=86

辻 秀人他 2016年「福島県喜多方市灰塚山古墳第5次発掘調査報告」『東北学院大学論集 歴史と文化』第54号

https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=581&item_no=1&page_id=34&block_id=86

辻 秀人他 2017年「福島県喜多方市灰塚山古墳第6次発掘調査報告」『東北学院大学論集 歴史と文化』第56号

https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=23978&item_no=1&page_id=34&block_id=86

辻 秀人他 2018年 a 「福島県喜多方市灰塚山古墳第7次発掘調査報告」『東北学院大学論集 歴史と文化』第58号

辻 秀人他 2018年 b 「福島県喜多方市灰塚山古墳第8次発掘調査報告」『東北学院大学論集 歴史と文化』第58号

序章 調査の目的

東北学院大学辻ゼミナールでは、平成23年から灰塚山古墳の発掘調査を継続してきた。前回の調査では、① 第2主体部の石棺内の確認、② 前方部墳頂平坦面における埋葬施設及び祭祀儀礼の痕跡の確認、③ 後円部墳端の形状の確認の3つの目的を軸に調査を行った。

①の調査では、石棺内を観察するため5枚の蓋石を順次取り外した。蓋石の内側はすべて朱彩されていた。石棺内の調査では、第6次調査ですでに人骨の存在は確認されていたが、人骨は一体で仰向けに置かれており顔は、石棺西壁を向いていた。一部に失われた骨もあったが、ほぼ全身の主要な骨は確認することができた。分析の結果、この被葬者は熟年期後半の男性で、腰痛持ちだったこと等が判明した。

石棺内部全体には蓋石同様、ベンガラ（酸化鉄）が施されていた。この朱には、死者を悪霊から守る辟邪の意味が込められていると考えられている。また、この石棺は側石の多さに特徴があることが分かった。特に頭部付近にはそれが多く、二重、三重になっていた。底石にも特徴があり、南側（脚側）が低くて北側（頭側）が高い構造をしていた。さらに、副葬品としては、鉄剣が2点出土している。1点は被葬者の右側に置かれ、もう1点は被葬者の頭の北東の位置に置かれていた。2点ともほぼ良い状態で取り出すことに成功した。

②の調査では、埋葬施設や祭祀儀礼が行われたような痕跡を確認することはできなかった。③の調査では、墳端ラインが円の一部を構成することから、灰塚山古墳が「前方後円墳」であることを確認した。

今回の調査では、第2主体部の構築過程の解明、第1主体部との新旧関係の確認が調査の目的である。（佐藤洗希）



写真2 現地説明会



写真3 第1主体部完掘状況（南から）



写真4 第1主体部大刀、豎櫛群出土状況



写真5 第1主体部鏡出土状況



写真6 第2主体部石組遺構全景（北から撮影）



写真7 第2主体部石棺蓋石上面鉄製武器検出状況



写真8 第2主体部石棺蓋上全景南から



写真9 第2主体部人骨出土状況



写真 10 頭骨出土状況



写真 11 被葬者西脇剣出土状況

第1章 古墳の立地

1 古墳と周辺の地形

灰塚山古墳は喜多方市慶徳町新宮字小山腰 2908-1 に所在する。会津盆地の西側を画する越後山地の東側の縁辺にあたる丘陵上に立地する。会津盆地の平坦地と西側山地との境界にあたる。丘陵末端部で、周囲を解析された独立丘陵の頂上部分に古墳が築かれている。丘陵を構成する土は七折坂層で、河川の堆積物である砂層、礫を主体とし、火砕流堆積物も含まれる。七折坂層は断層が至近距離にあるため、層位が傾斜している。(註1)。

2 歴史的環境

灰塚山古墳は会津盆地西部に分布する宇内青津古墳群中の北端に位置する大型前方後円墳である。宇内青津古墳群を構成する主な古墳は前方後円墳12基、前方後方墳3基で会津盆地の平野部から西側丘陵上まで広く分布している。最古段階は会津坂下町杵ガ森古墳、白ガ森古墳で、古墳時代前期でも古い古墳にあたる。福島県最大の前方後円墳である亀ヶ森古墳とその横に並ぶ前方後方墳の鎮守森古墳、出崎山3号墳、7号墳が前期古墳と考えられている。中期、後期になると古墳は減少し、わずかに長井前ノ山古墳が中期、鍛冶山4号墳が後期と考えられている。天神免古墳は前期または中期で所属時期が確定していない。

ところで、近年喜多方市古屋敷遺跡が発掘調査の結果、中期後半の豪族居館であることが判明し、国の史跡に指定された。古屋敷遺跡に拠点を置いた首長の墓は当然宇内青津古墳群中にあるのが自然である。現在その候補として古屋敷遺跡に近い天神免古墳、虚空蔵森古墳があるが、現状で古屋敷遺跡と対応する古墳は確定していない。

灰塚山古墳の立地する独立丘陵は、国指定史跡新宮城跡と接し、すぐ西側に当たる。新宮城跡は中世の城館跡であり、中心部分はよくその本来の姿をとどめている。その中心は14世紀にあり、15世紀まで存在したと考えられている。灰塚山古墳は新宮城から西側を見た時に、最も近い丘として目に入る位置にある。灰塚山古墳の位置に新宮氏の墓所が想定されており、中世においての何らかの意味をもち、使われた可能性もある。

(佐藤洸希)

註1 竹谷陽二郎氏のご教示による



第1図 宇内青津古墳群分布図



写真 12 灰塚山古墳遠景（西から）



写真 13 灰塚山古墳遠景（東から）

第2章 発掘調査成果

灰塚山古墳第8次調査においては、第2主体部の石棺内部調査を行い、ほぼ1体分の人骨と副葬された剣を2点検出した。調査は出土人骨、剣の取り上げで終了し、石棺の構造把握には至らなかった。今回の調査では第2主体部石棺の観察を行い、構造、構築過程及び第1主体部木棺との新旧関係を解明するため、サブトレンチを設定し、掘り下げを行った。その際、第1主体部で確認された土層と、本調査で新たに確認された土層を比較し、共通の層位番号を付すなど、整合性を確認しつつ作業を行った。なお、保存が前提の調査であるため、石棺の構造を壊すような断ち割りは行っていない。このため、以下で提示する実測図には完結していない部分があり、確認できなかった部分を破線で示した。

(加藤雄大)

1 石棺の調査

8次調査では埋葬人骨取り上げ段階での概要は述べた。今回の調査では、取り上げ終了後に観察された石棺の概要を述べる(第2図)。

灰塚山古墳の第2主体部は箱式石棺と呼ばれる、板石を組み合わせた棺である。外側で長さ2.2×幅0.85 m、内法は1.8×0.43 mを測る。深さは0.2 m前後と浅い。側壁も底も蓋石裏も含め酸化鉄を塗布し赤く着色している。しかし、9次調査の石棺内の写真では、石棺開封当初より退色が進み鮮やかな赤より薄いピンク色に見える部分がある。

側壁は、側石が23枚と小口石3枚で構成されている。側石は、二重ないしは三重に立て並べており、一重目の板石間の継ぎ目の隙間にあてがうように二重目が配置される造りをしている。重ね継ぎはみられない。小口石の二重目・側石の三重目は、被葬者の頭側に集中する特徴がある。一重目と二重目の石の隙間には粘土を充填している。

棺内には底石が3枚敷いてあり、被葬者の頭側から脚側にかけて板石の大きさが小さく、加工も荒くなる。3枚は一直線上に配置されるが、完全に水平ではなくわずかに傾きがあり、被葬者の頭側が高い。

棺身の周りには大量の粘土が充填されている。これは石棺よりもひとまわり大きい据え方を掘り、その内部に厚さ0.2～0.3 mの粘土を充填しその内部に棺を設置した結果である。また、棺身に5枚の蓋石をのせ、さらには上面には鉄製武器を配置したあと、亀の甲羅状に大きな石を組み石棺を完全に覆う。石組みの遺構ごと石棺を密封するように0.2～0.3 mの厚い白色粘土で覆っている大変嚴重な構造ある(第2図)。

(高橋伶奈)



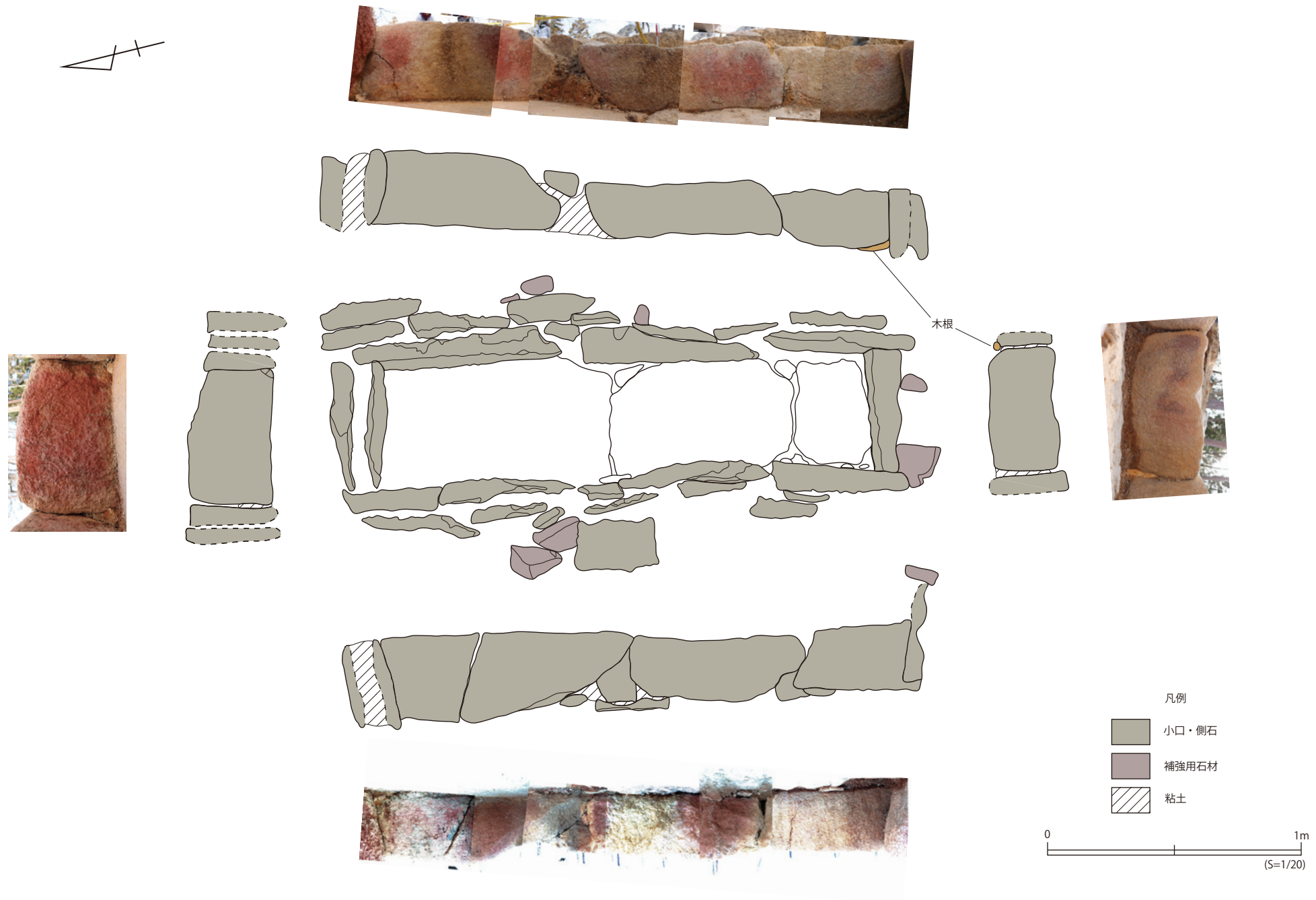
写真14 石棺全体写真



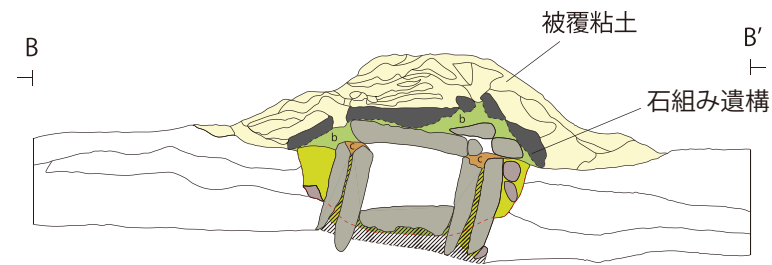
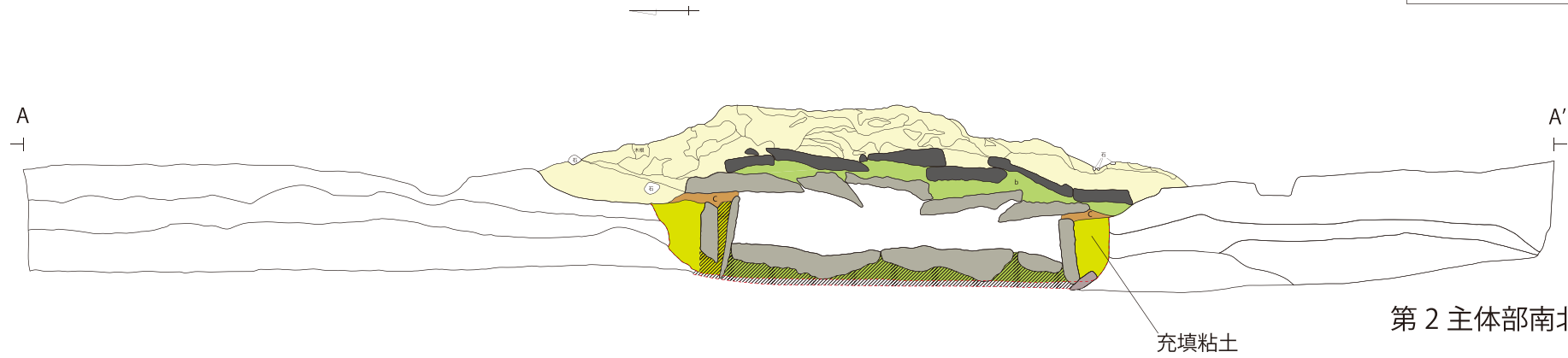
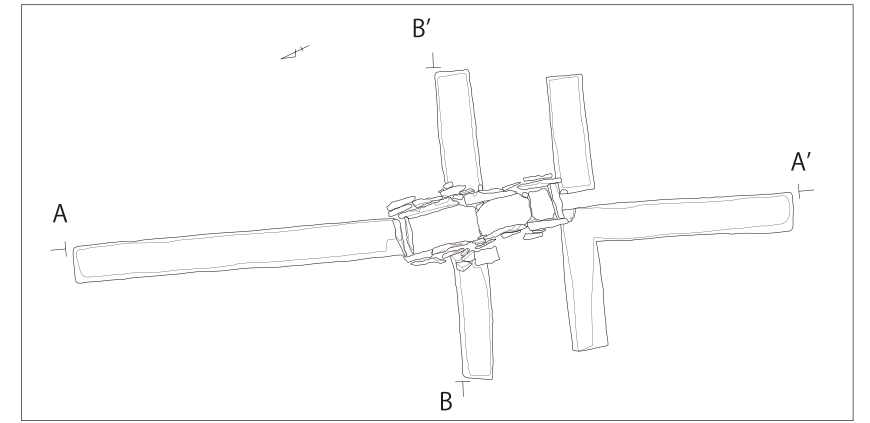
写真15 石棺内部（南～北）



写真16 石棺南側底面



第2図 第2主体部石棺 全体図



0 1m
 (S=1/40)

- 凡例
- 被覆粘土
 - 石組み遺構
 - 石棺構成石材
 - 底石下充填粘土想定
 - 側面充填粘土
 - 側面充填粘土想定
 - 補強用石材
 - 掘り込み想定ライン
 - 未調査範囲
 - b:空間内に砂が入り込んだ層
 - c:石棺と蓋石の間に入れ込んだ土

第3図 第2主体部石棺横断、縦断面図

2 石棺構造の調査

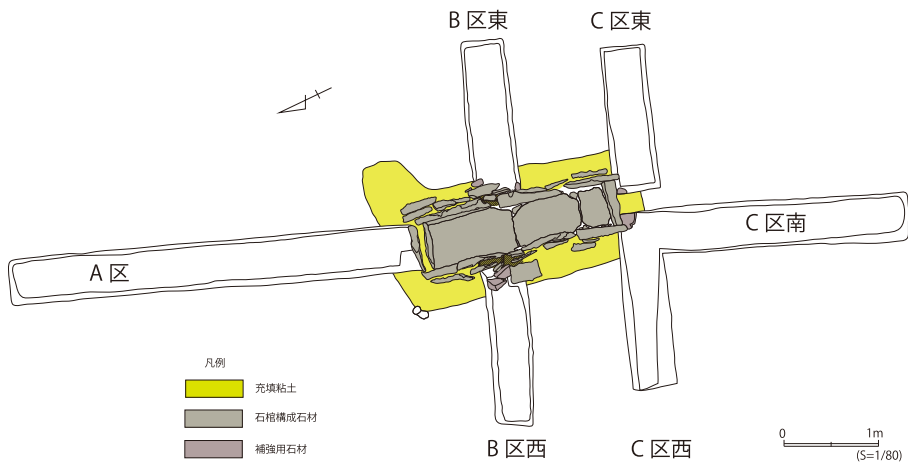
(1) サブトレンチの設定 (第4図)

サブトレンチの配置を第4図に示す。サブトレンチは南北方向にA区とC区南、東西方向にB区東、西とC区東、西に配置した。

南北方向では、石棺の構造とともに、墓壙等の有無を明らかにするため、やや長いトレンチを設定した。A区東壁とC区南東壁は一直線上に配置し、全体の南北断面図が作成できるよう配慮した。

東西方向には、石棺中央やや北よりと石棺南壁部分の2本を設置した。B、C区ともに北壁が一直線上になり、東西断面図が作成できるよう配慮した。また、第1主体部、第2主体部の層位関係をできるよう、B区東壁は第1主体部の東西断面図位置に合わせている。

また、本調査は石棺の保存を念頭に置いた発掘調査であるため、石棺の解体を行っていない。そのため、石材の詳細な断面は実測できず未確認範囲は斜線を入れ、一つの想定(第3章にて後述)をもとに図面を製作している。さらに、側面石材間に入り込む土も詳細に確認できていない。充填粘土と同系統の土質と判断し、ここでは充填粘土と想定している。



第4図 第2主体部サブトレンチ配置図

(2) A区の調査

A区は、石棺北側の構造の解明と層位関係を他サブトレンチとの比較することを目的として調査を実施した。調査区画は幅0.5m、長さ4.3mである。

A区南北断面東西両壁の土層は、基本的に墳丘積土(②、③)その下層の白色粘土層④があり、東壁にはその下に一部砂利を含む粘土が確認されている。白色粘土層④は第1主体部の底面となった白色粘土層と一連の土層である。これらの基本土層を切り込む形で石棺の据え方が掘られている。据え方内部に石棺を構成する板石が立てられ、板石の外側に据え方いっぱい白色粘土が充填されている(写真14)。この充填された白色粘土が石棺の底石の下に延びるか否かは確認できなかった。

基本土層は、第1主体部据え方が掘り込まれた墳丘積み土の土層(辻他 2018a 第3図)と共通している。第1、第2主体部の据え方はともに少なくとも墳丘を構成する②が積み込まれた後に掘り込まれたことになる。

A区平面精査の結果、石棺東西及び北方向に墳丘基本層位は連続しており、墓壙等の掘り込みは存在しなかった。(大渡魁人)



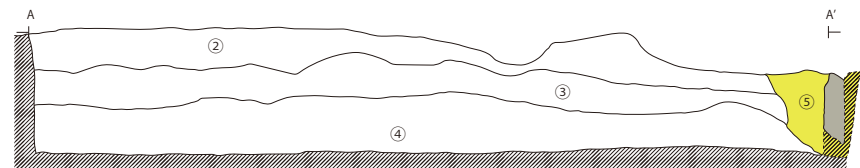
写真17 A区南北セクション西壁



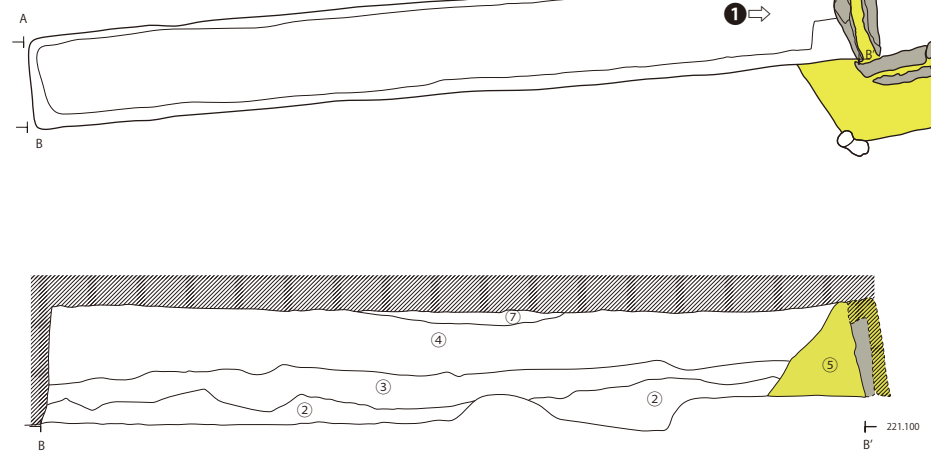
写真18 A区南北セクション東壁



写真19 A区石棺北側小口部分

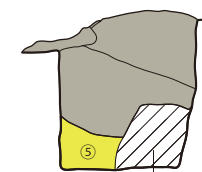


東壁断面図



西壁断面図

①A区小口石



掘り残し部分



A区南北セクション(西壁・東壁共通)

No.	土色	しまり	粒度	粘性	備考
②	10YR 7/6 明黄褐	弱	シルト	弱	墳丘積土
③	10YR 4/6 褐	弱	シルト	弱	墳丘積土
④	10YR 8/2 灰白	弱	粘土	中	第7次調査の⑭と対応
⑤	10YR 7/3 浅黄	中	粘土	強	充填粘土
⑦	5YR 4/6 赤褐	中	粘土	中	砂利を含む粘土

凡例

	充填粘土
	石棺構成石材
	補強用石材
	未調査範囲

第5図 A区 サブトレンチ平面断面図、石棺北側小口部分側面図

(3) B区の調査

B区は、墳丘積土と第2主体部石棺の関係、石棺の構造を理解することを目的として調査を実施した。石棺東西断面の様相と層位を把握するため、石棺を挟み東西方向に伸びる全長3.8m×0.5mのサブトレンチを設定した。

B区で確認できた層位は、A、C区サブトレンチと同様、上から②→③→④の順である。③層はサブトレンチ西側内から始まり、石棺を挟み東へ延びる層である。対照的に、④層は第1主体部木棺東へ行くにつれ収束する。

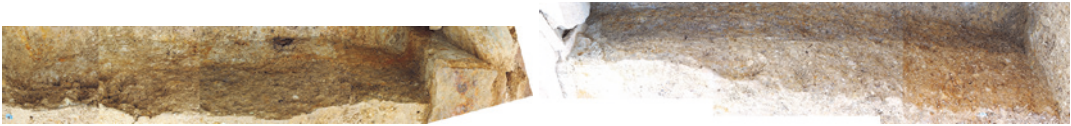
石棺側面の粘土層⑤は、②層、③層、④層を掘りこんで掘削された据え方を充填している。据え方の掘りこみは直線的ではなく、皿状の弧を描き最外面の石材にぶつかるように収束する。また、⑤層内には石棺側石を支えるようにこぶし大の石材を入れ、補強している様子が確認できる。B区平面精査の結果、石棺東西に基本層位は連続しており、墓壙等の掘り込みは存在しなかった。(加藤雄大)



①

写真20 B区東西断面北壁断面

②



①

写真21 B区東西断面南壁

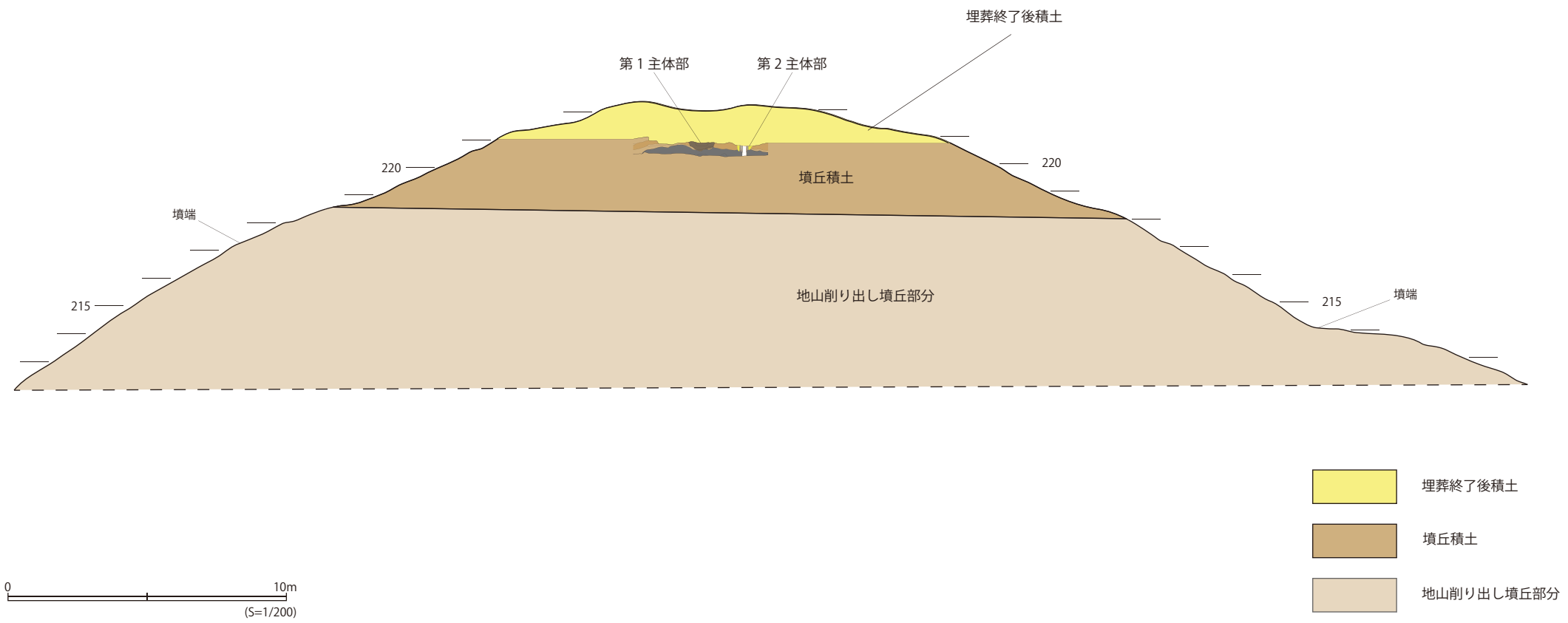
②



写真22 石棺B区東側側面



写真23 石棺B区東側側面



第10図 後円部墳丘東西断面模式図

(4) C区の調査

C区の調査目的は、石棺南側の構造を明らかにすることである。側石南端と小口石を見るため、幅0.5m、深さ0.3mのトレンチを、石棺南西の角を起点に、西側と南側にのびるように東西(C区西)、南北方向(C区南)のL字に1本、土層観察用畦をはさんで東、東西方向(C区東)に1本設けた。側石南端・小口石はともに大きな板石1枚で構成(東側側石はその外側に小さい板石1枚を重ねて補強)され、小口石の下にはこぶし大の石がある。

墳丘積土は、西側北壁が2層、東側北壁が3層、南側西壁が4層である。墳丘の基本層序はA、B区と同じで、④層は第1主体部の木棺を据えた白色粘土層から連続するものである。⑤層は②層・③層・④層を切っていることから、これらの土を積んだ後に掘り込む据え方に充填された粘土である。②層、③層、⑨層は墳丘積み土で、③層は東側と南側でのみ確認されることから、石棺が構築された部分で収束している。また、南側で確認される⑨層は④層より新しく③層より古い。白色粘土が置かれた直後に積まれた墳丘積土である。各層の層序としては古い方から④→⑨→③→②→⑤である。

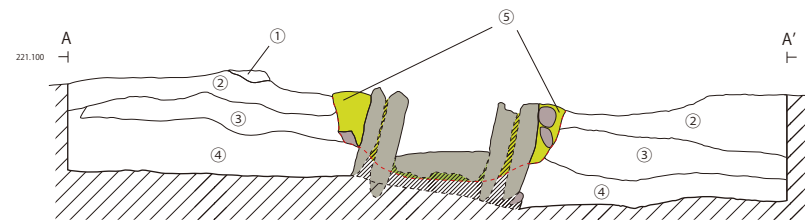
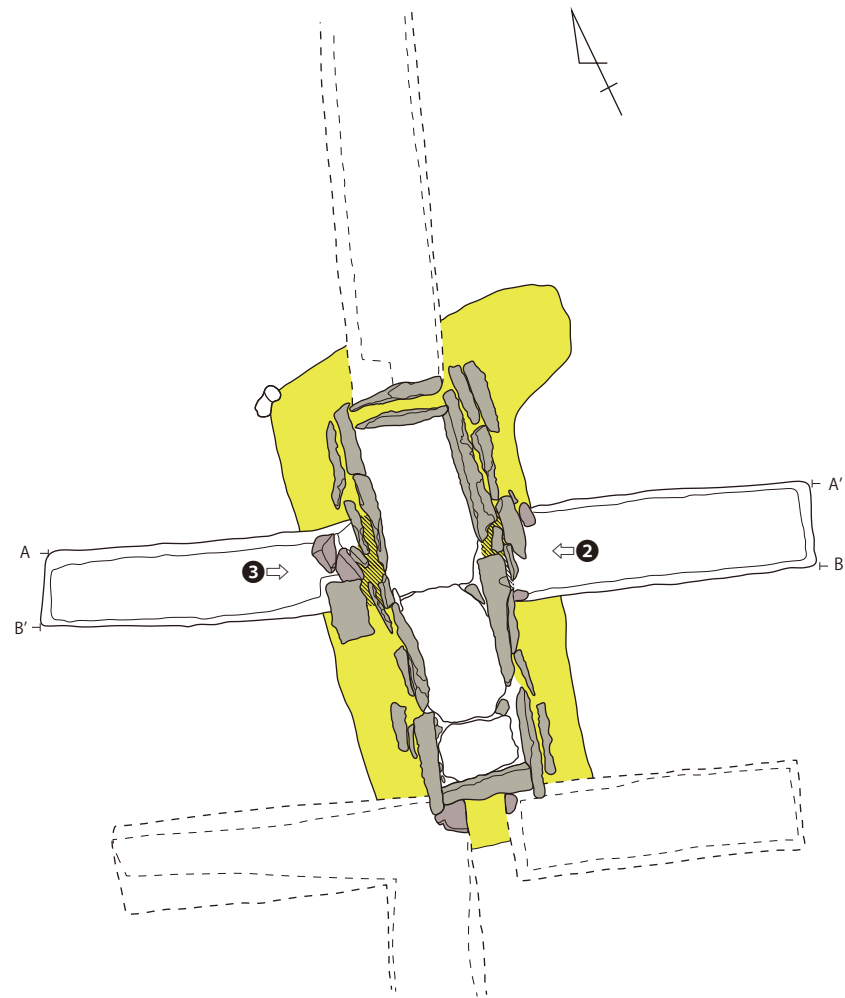
C区平面精査の結果、石棺東西及び南に基本層位は連続しており、墓壙等の掘り込みは存在しなかった。(安部喜俊)



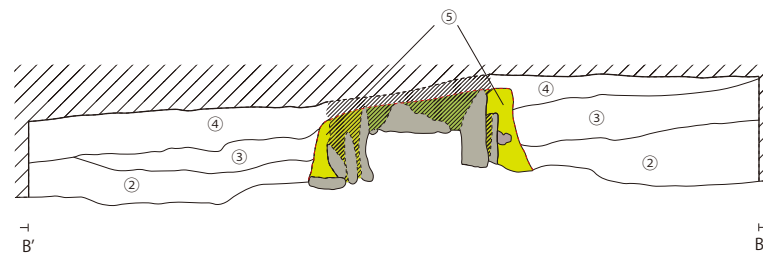
写真24 C区東西セクション北壁写真



写真25 C区南北セクション東壁写真



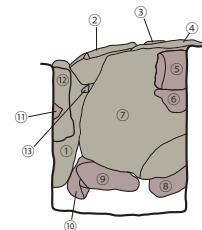
北壁断面図



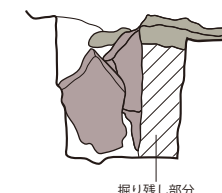
南壁断面図



②B区側石(東)



③B区側石(西)



石棺東西側面

- 凡例
- 充填粘土
 - 充填粘土想定範囲
 - 底石下充填粘土想定範囲
 - 石棺構成石材
 - 補強用石材
 - 掘り込み想定ライン
 - ④層想定範囲

B区東西セクション(北壁・南壁共通)

No.	土色	しまり	粒度	粘性	備考
①	10YR 7/4 にぶい黄橙	中	粘土	強	被覆粘土掘り残し
②	10YR 7/6 明黄褐	弱	シルト	弱	墳丘積土
③	10YR 4/6 褐	弱	シルト	弱	墳丘積土
④	10YR 8/2 灰白	弱	粘土	中	第7次調査の⑭と対応
⑤	10YR 7/3 浅黄	中	粘土	強	充填粘土

第6図 B区 サブトレンチ平面断面図、石棺東西側面図

(5) 石棺構造調査のまとめ

サブトレンチを配置して石棺構造の調査を行った結果、以下のことが明らかになった。

石棺を設置するために掘られた据え方はいずれも墳丘積土②、③、④層を掘りこんで作られていた。これらの層はいずれも、第1主体部の木棺を据えるために掘られた据え方でも掘りこんでいる。両者に層位的な違いは認められなかった。

石棺の周囲には、板石、板石片、小礫、白色粘土が確認された。いずれも石棺外側の据え方を充填するために使われていた。石棺を支えるための構造と考えられた。

すべてのサブトレンチで平面的な精査を実施したが、墓壙の痕跡の可能性がある土の違いを検出できなかった。断面、平面ともに墳丘積み土である②～④層で構成されていることが確認できた。

石棺周囲の白色粘土はほぼ方形であったが、北東部分が東に張り出していた。下層に遺構が存在する可能性を考え、慎重に掘り下げたが、白色粘土を取り除いた結果、浅く皿状にくぼみだけでピット等の掘りこみはなかった。(佐藤貞衡)



写真 26 第9次調査風景

第3章 考 察

1 灰塚山古墳第2主体部箱式石棺の構造理解

トレンチごとに述べてきた調査結果や観察をまとめ、灰塚山古墳第2主体部の箱式石棺の構築過程について検討する。まずは石棺構築の前提を考え、次に灰塚山古墳第2主体部の石棺構築過程を復原したい。

(1) 石棺構築の前提

石棺構築にあたって2つの前提条件を確認しておきたい。

箱式石棺を最初から組み立てる作業は現代人の私たちが考えている以上に容易ではない。石棺の中でも簡素で普遍的な造りに見えがちだが、使用する板石は大きさ厚さに不揃いであり、表面も完全には平滑に加工できていない。板石を単純に掘り方にたて並べただけでは、いびつな形状になり構築中に側壁が倒れる、隙間が発生する等の問題が生じる。石材はあらかじめ底、側面、蓋等パーツごとに適した大きさのものを選択していると考えられる。また、大量に使用される粘土も充填粘土と被覆粘土は別物であり、使い分けられていたと見られる。石棺構築場所は、配置関係から見てあらかじめ決められていることは確実である。

第1の前提 石棺構築の段階では、構築位置、構築に必要な資材調達計画がほぼ決まっていて、資材が揃った段階で開始している。

次に石棺内部の仕上げを見てみたい。灰塚山古墳の第2主体部の被葬者は、蓋上の粘土や石組み遺構などで嚴重に密封されており、首長ないし首長に準ずる人物が想定される。石棺は、丁重に葬るべき死者のための空間であるため、被葬者を埋葬する底石は大きな凸凹ができてはならない。灰塚山古墳の箱式石棺の石棺横、縦断面図(第3図)からもわかるように底石は3枚がまるで1枚であるかのように平らにし、傾きもそろえてある。

据え方に直接底石を置くだけで、石棺の底は平滑になるだろうか。据え方に直接平置きにする場合、据え方の底面を平滑に掘り、さらに石材は両面が完全に平滑に加工できなければ床面を平坦にするのは難しい。据え方の状況や石材の加工状況から見て、据え方及び底石裏面に凹凸があるとするのが自然だろう。掘り方と底石との間に両者の凹凸に合わせて粘土を部分的に敷き最も上面に凹凸が出ないように調整すれば、3枚の床石を平坦に置き並べることが可能だろう。

第2の前提 石棺の構築にあたっては、底石を平坦に整えるために、用意された石材に合わせて据え方内に粘土を置きながら底石上面を調整する作業が行われたと推定される。

東南北部3県(福島、宮城、山形)には、底石の下に粘土を置き、その上に底石を据える類例と、手法は異なるが死者を埋葬する部分を平滑にしたい意識があると考えられる類例がある(表1)。底石下にまで調査が及ばない例も多いと考えられるが、現状で東南北

部3県で発見された箱式石棺を全てを集成した結果、表1に示した例が確認された。

(高橋侑奈)

表1 床面を平坦することを意図して構築された石棺一覧

底石上に凹凸補正のために粘土を敷く例

県	古墳群名	墳丘・石棺	墳形	石棺規模 (m)	石棺の構成	該当箇所
宮城県	台町古墳群	2号墳1号石棺	円墳	1.60×0.35×0.25	底石あり	「底面には、板石を敷きならべたもので、若干の凹凸は見られるが、これを粘土で充填して、その面を平滑にしてあった」
		61号墳2号石棺	円墳	2.20×0.40×0.15 ~20	蓋石数個残存、 底石あり	「石棺に使用された石の凹凸を調整するために、その部分に粘土を充填してそれらの面を平滑にしている」
		61号墳3号石棺	円墳	1.80×0.35×0.25	底石4	「その底面はかなり凹凸を成していたが、それに粘土を充填して、それらの面を平滑にしている」
山形県	去手呂古墳群	2号墳石棺	不明	2×0.6×?	蓋石多重、 底石あり、 側石9(重ね継ぎ)、 小口石2	「櫛内の底固めとして側壁と同質の板石を敷き並べ、その上に良質の粘土を平均約3cmの厚さに布いた」

底石下に粘土を敷く例

県	古墳群名	墳丘・石棺	墳形	石棺規模 (m)	石棺の構成	該当箇所
山形県	お花山古墳群	7号墳石棺	不明	内法 1.87×0.57 外法 2.15×0.85	蓋石二重、 底石25、 側石25(二重)、 小口石4(二重)	「底石の下部に暗青灰色粘土を石棺内の保存状態を良くするために、厚く敷き詰めている」
		14号墳石棺	円墳	不明	底石、 小口石・側石 片側のみ二重。	「底石の下部は暗青灰色粘土が敷き詰められている。」
	大之越古墳	2号石棺	円墳	2.82×0.7×0.45 ~0.55	蓋石17、底石1、 側石10、小口 石2	「底石を敷き、その厚さまで地山と粘土を混ぜ合わせた土砂を水平にし(中略)。それぞれの板石間や、上部には純良な粘土で張り合わせたり、覆いかぶせたりしており、倒れない様な工夫や、雨水の侵水を防ぐように構築している」
福島県	箕輪坂ノ前古墳群	1号墳石棺	円墳	2×0.8×0.4	蓋石不明、 底石あり	「石棺内部の底面にロームと灰白色粘土の混合土を5cmほど敷きつめ、ほぼ10cm角の板石をその上に敷きつめる(以下略)」

* 石棺に関わる各部名称は、論文、報文によって表現が異なることが多い。本報告書では、石棺を据えるため掘削される穴は据え方、石棺の側面を構築する際に掘る溝を側石据え方、石棺側壁を支える役割の石を形状問わず補強用石材、と表現を統一した。

引用文献(第1表作成)

- ・志間泰治 1961.5 「台町古墳群調査概報第3輯」『東北考古学』第2号
- ・志間泰治 1961.10 「台町古墳群調査概報」第3輯
- ・宮城県教育委員会 1991.3 「銘南園遺跡ほか」『宮城県文化財調査報告書』第144集
- ・柏倉亮吉 1953.4 「山形懸の古墳」『山形縣文化財調査報告』【第4輯】『山形縣文化財叢書』【第4輯】山形縣文化財保護協會
- ・川崎利夫 2004.9 「出羽の古墳時代」『奥羽史研究業書』8 高志書院
- ・山形県教育委員会 1985 「お花山古墳群発掘調査報告書」『山形県埋蔵文化財報告書』第85集
- ・川崎利夫・野尻侃 1979.3 「大之越古墳 発掘調査報告書」『山形県埋蔵文化財調査報告書』第18集 山形県教育委員会
- ・荒木隆 1989.3 「箕輪坂ノ前古墳群発掘調査報告書」『浅川町埋蔵文化財調査報告書』第1集 石川郡浅川町教育委員会

(2) 灰塚山古墳第2主体部石棺構築過程復原

トレンチごとに述べてきた調査結果や観察をまとめ、灰塚山古墳第2主体部の箱式石棺の構築過程について前項の2つの条件に基づいて考察する(第10図)。

① 据え方の掘削

墳頂に主軸東寄りに南北に長い隅丸長方形の皿状の掘り方を掘る。

② 据え方底面の整地

据え方の中央部分に、底石上面が水平になるよう白色同じ粘土で整える。

③ 底石の設置

3枚の底石を平坦に据える。底石は、被葬者の頭側(北)の石が最も大きく加工が丁寧であり、脚側(南)の石は小さく加工も荒い特徴がある。

④ 側石据え方の掘削

底石の周りに側壁を構築するための布掘り状の側石据え方を掘る。側石据え方は、石棺側壁の石材の形に合わせているために深浅があり、幅も異なる。側石との関係で側石据え方が不要な場合もある。そのため2本の東西セクションの断面図に違いがある。

⑤ 側壁の構築

まず小口石を立て、次ぎに一重目の板石を据え方に立て並べる。続いて、一重目の側石と側石の継ぎ目を塞ぐように二重目の側石を配置する。側石は、一重目が大きく厚みがあるもの、二重目以降は比較的薄いもしくは小ぶりの不揃いな石材を選択している。側壁が外側に倒れないように裏込めや粘土を充填し、据え方を満たす。補強用石材は板石や川原石のような丸みのある石材等が石棺を支えるため詰め込まれている。

⑥ 内装仕上げ・埋葬

石棺身と蓋石5枚の内面に赤色顔料を塗布し、被葬者を埋葬し、副葬品を納める。

⑦ 蓋石の設置

蓋石を石棺身に被せる。5枚の蓋石をかぶせる順番は両端から中心に向かっていく並びであることから完全には特定できないが、真ん中の蓋石を最後に被せていることが分かっている。

⑧ 儀礼の実施?

石棺蓋石上の被葬者にとっては右側(西)の位置に鉄製の武器を配置する。供献の儀式が行われた可能性が高い。

⑨ 石組みの設置

石棺蓋及び鉄製武器を全て覆うように、亀の甲羅状の石組みを構築する。石棺蓋石よりも小ぶりの石を十数枚使用する。

⑩ 粘土により密封

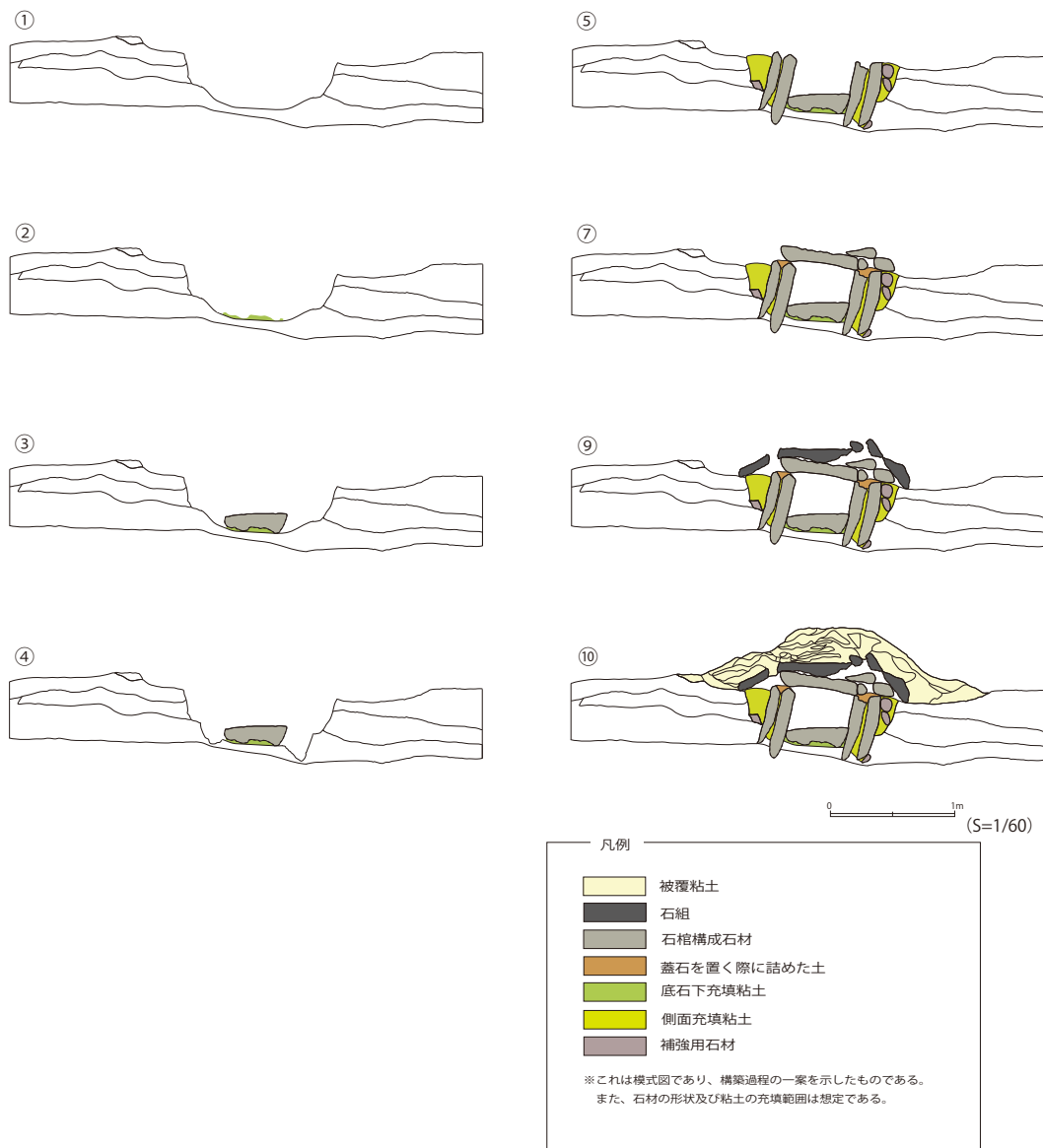
厚さ約0.3mの粘土を用いて石組遺構を全て覆い、密封する。

⑪ 埋葬施設の埋納

埋葬施設上（第1主体部、第2主体部共に）墳丘積土を盛り上げ、古墳墳丘面を完成させる。

以上が灰塚山古墳第2主体部から構築過程である。ただし、保存が前提の調査であるため、底石の下層を調査していない。上記には推察も含まれているが、図面上で矛盾はない。

（高橋伶奈）



第8図 第2主体部構築過程

2 第1主体部と第2主体部の層位的新旧関係

第7次調査で行った第1主体部の構造解明調査の成果と今回の第2主体部の構造解明調査の成果を合わせ、灰塚山古墳の2つの埋葬施設の新旧関係について述べる。

第11図に第1主体部、第2主体部を通した東西の断面図を示した。

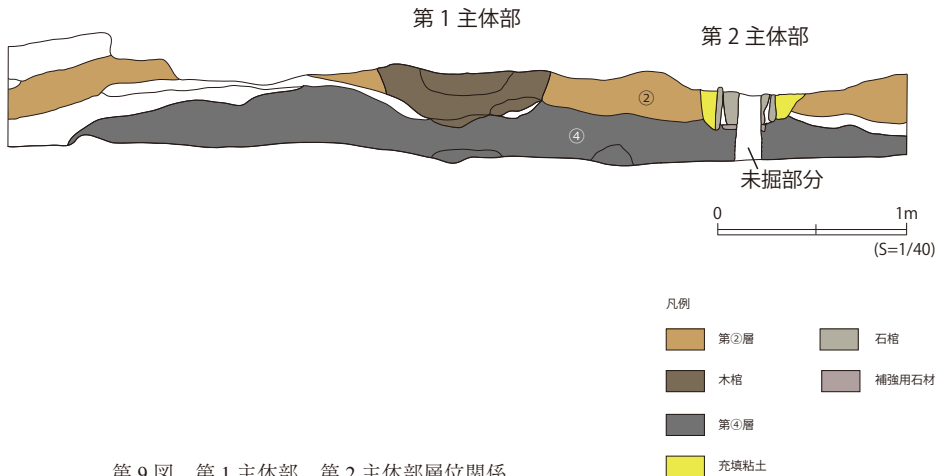
この図が示すように、第1主体部を設置するために掘られた据え方は②層上面で確認された。木棺が据えられた後に木棺の両側から②層が寄せられたと解釈しない限りは、木棺据え方は②層を切っていることになる。つまり②層が古く木棺据え方が新しいと考えられる。第1主体部木棺の床面と側壁部分が据えられていた④白色粘土層も当然木棺の下層にあたる。

一方、第②主体部石棺の据え方もまた②層を掘り込んで作られている。この場合第2主体部が②層の上層にあたることは明白である。④層の白色粘土層は石棺の底面近くかそれより下層に存在している。この白色粘土層は第1主体部をの底面を構成するために盛られたと見られるから、第2主体部は第1主体部よりも古くなる可能性は低いと考えられる。

以上の検討により、第1主体部、第2主体部ともに②層よりも上層にあたり、層位的に見て両者の前後関係は不明である。ただし、④層を第2主体部の構築に関わる土層と見た場合、第2主体部は第1主体部よりも新しい可能性もあろう。

層位的に見れば第1主体部、第2主体部との前後関係は確認できなかった。出土遺物で見れば、第2主体部石棺蓋上から出土した長頸鉢は5世紀後半に位置づけられており、第1主体部の出土遺物が5世紀前半から中葉にかけてと見られており、第1主体部が先行する可能性もあると推測している。

両者の詳細な位置づけは、出土遺物の詳細な検討と、AMS法による放射性炭素年代測定結果等を総合的に判断する必要があると考えている。(高橋侖奈)



第9図 第1主体部、第2主体部層位関係

ま と め

今回の調査では、第8次調査で課題として残された、第2主体部の詳細な観察、構築過程の解明、第1主体部と第2主体部の層位的上下関係の解明を目的として実施した。

調査の結果、第2主体部の石棺の詳細な様相と構築過程を明らかにすることができた。また、第1主体部と第2主体部とは層位的に上下関係が認められないことが明らかになった。

石棺の観察と構築過程の解明からは灰塚山古墳第2主体部石棺は少なくとも東北地方には類例がない丁寧な構築方法をとっていること、二重、三重に厳重に守られていることなどが判明した。東北地方の類例と比較すると最上位の石棺に相当するのだろうと考えられた。

第1主体部と第2主体部に層位的な上下関係が認められなかったことは両者の関係を考える上で大きな課題を残すこととなった。灰塚山古墳の埋葬が両者近い時期に行われたのか、時間差が明瞭にあるのかは、灰塚山古墳被葬者の姿を考える上で重大な問題である。これから出土遺物の詳細な検討、AMS法による放射性炭素年代測定の成果等を総合して判断する必要がある。

最終的に墓壙は第1主体部、第2主体部ともに検出できなかった。埋葬は第9図②層上面まで墳丘を積んだ段階で行われ、埋葬終了後に主体部の上に墳丘を積み上げ、前方後円墳として完成させたと考えられる（第10図）。このような状況は通常構築墓壙と理解されるようだが、埋葬終了後墓壙を構築する意味があるようには思えず、古墳完成にむけての積み土の積み上げ手順の問題だと考える。

ともあれ、今回の第9次調査で最後に残された課題に一定の成果を得ることができたため、灰塚山古墳の発掘調査は今回の第9次調査をもって一切を終了することとした。

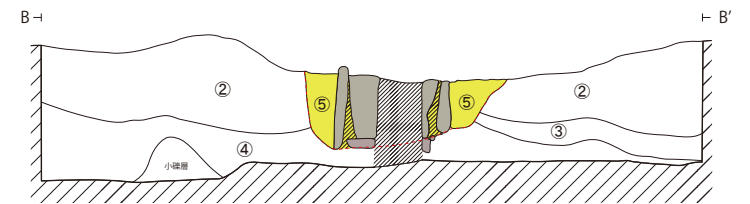
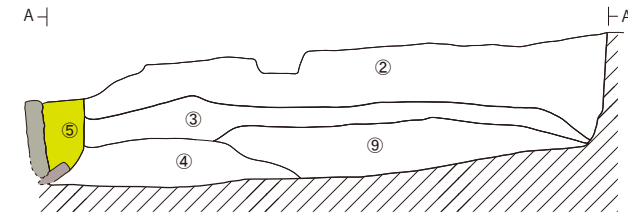
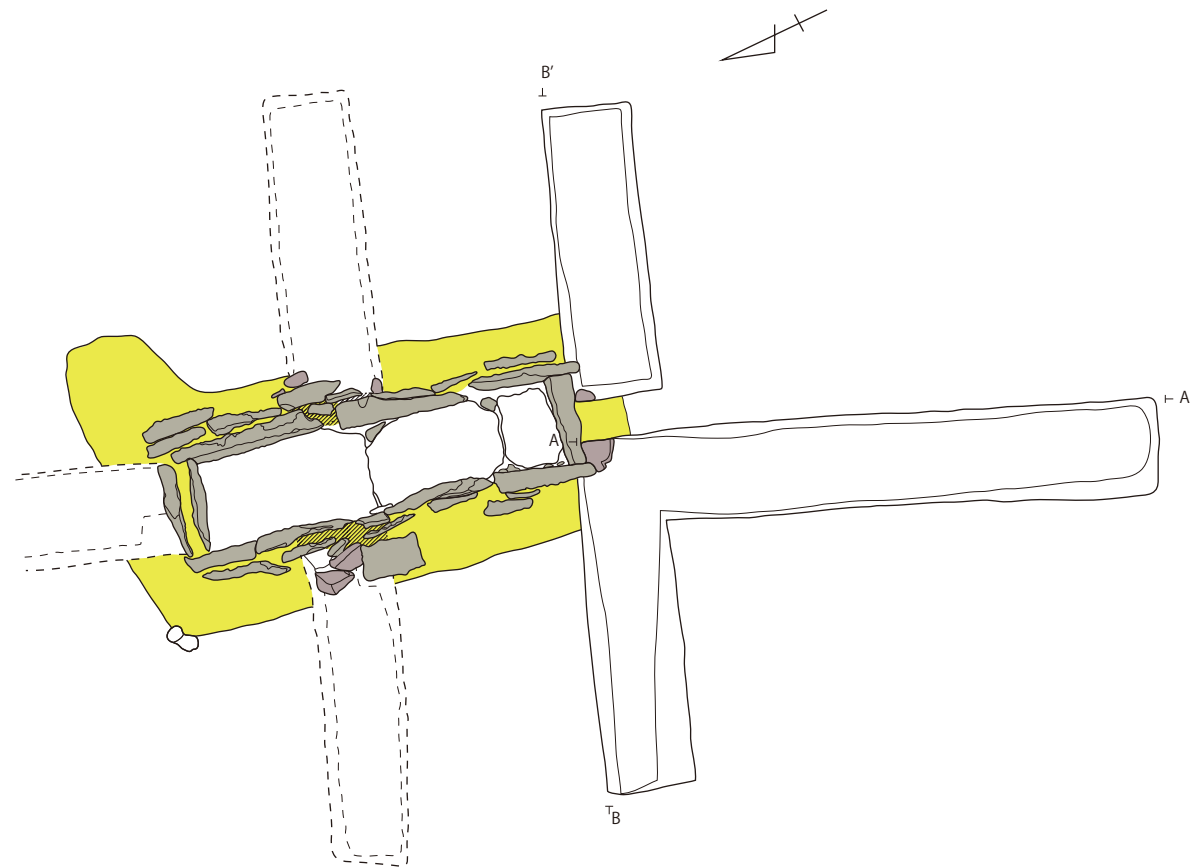
謝辞

今回の調査をもって、7年間、9回にわたった灰塚山古墳の調査の一切を終了いたしました。9回もの長期にわたる調査の実施には、区長をはじめ地主である地元新宮区の皆様、喜多方市教育委員会の皆様、調査を受け入れて頂いた地元慶徳地区の皆様には厚く御礼申し上げます。また、近輝夫、ノリ子ご夫妻には宿舎のご提供をいただき、万端のお世話をいただきました。あらためて御礼を申し上げます。

また、暑さ、寒さを厭わず9回にわたる発掘調査に参加し、調査を担っていただいた学生諸君にも心から御礼を申し上げます。

灰塚山古墳の発掘調査はお陰をもちまして当初の想定を越えて大きな成果を生み出すことができました。これからはその成果をとりまとめ、地域の皆様にもお伝えしていきたいと思っています。今後とも変わらぬご支援をお願いいたしまして謝辞といたします。

(辻 秀人)



0 1m
(S=1/40)

- 凡例
- 充填粘土
 - 充填粘土想定範囲
 - 石棺構成石材
 - 補強用石材
 - 掘り込み想定ライン
 - 未調査範囲

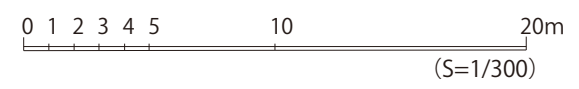
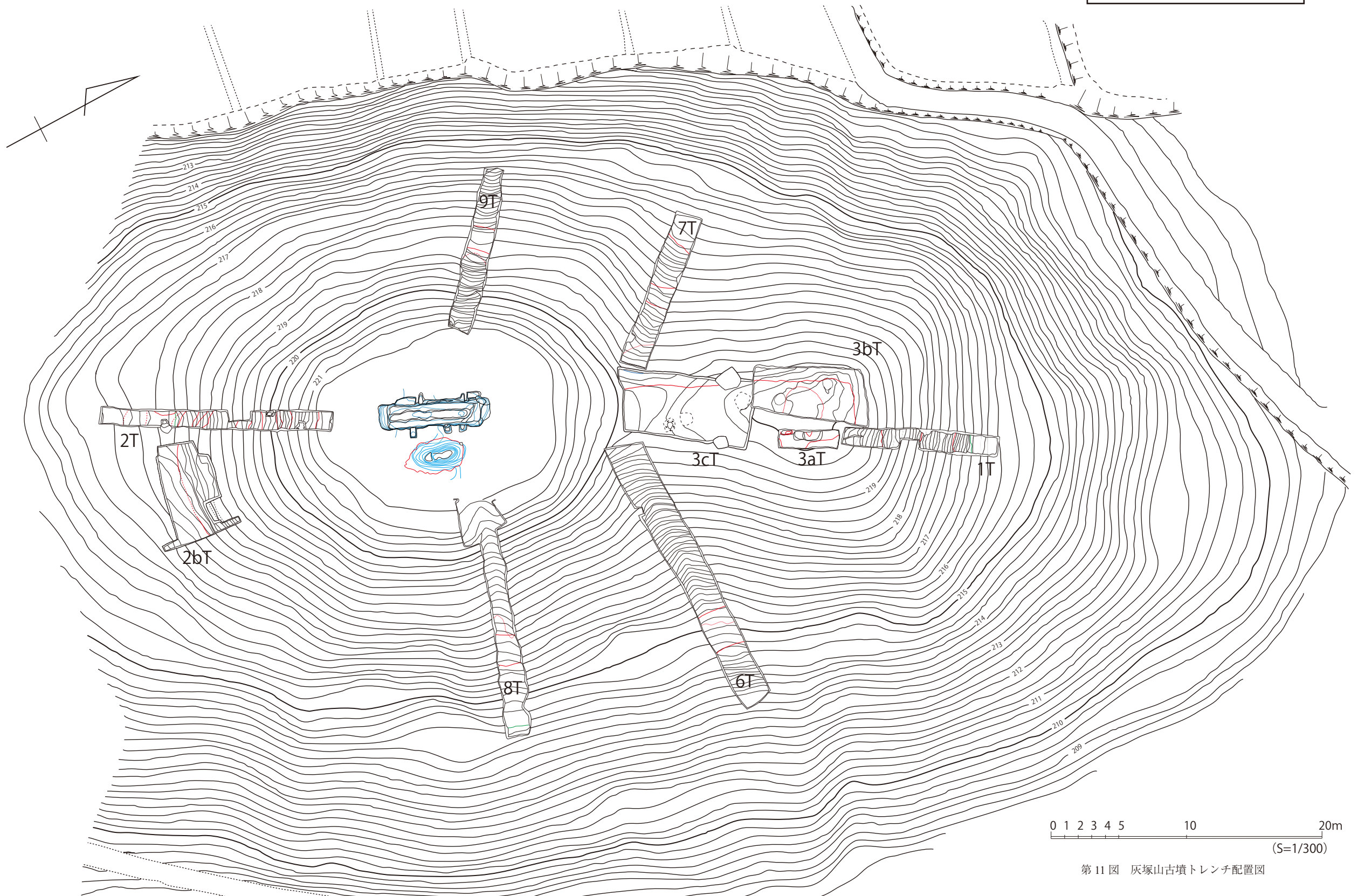
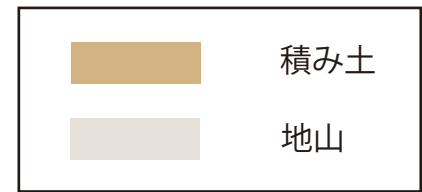
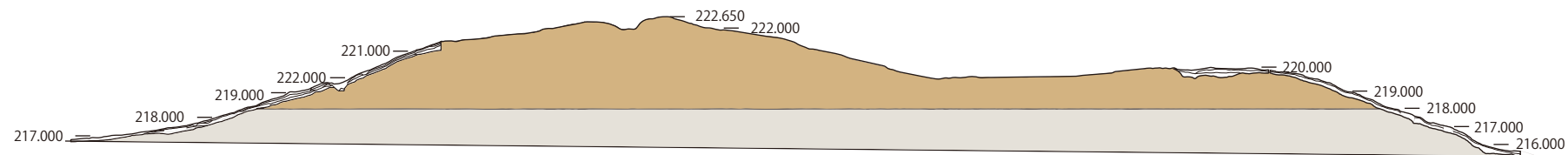
C区東西セクション北壁

No.	土色	しまり	粒度	粘性	備考
②	10YR 7/6 明黄褐	弱	シルト	弱	墳丘積土
③	10YR 4/6 褐	弱	シルト	弱	墳丘積土
④	10YR 8/2 灰白	弱	粘土	中	第7次調査の⑭と対応
⑤	10YR 7/3 浅黄	中	粘土	強	充填粘土

C区南北セクション東壁

No.	土色	しまり	粒度	粘性	備考
②	10YR 7/6 明黄褐	弱	シルト	弱	墳丘積土
③	10YR 4/6 褐	弱	シルト	弱	墳丘積土
④	10YR 8/2 灰白	弱	粘土	中	第7次調査の⑭と対応
⑤	10YR 7/3 浅黄	中	粘土	強	充填粘土
⑨	10YR 5/8 黄褐	中	粘土	強	④同じ段階で積んだ粘土(積み手の違い)

第7図 C区 サブトレンチ平面断面図



第11図 灰塚山古墳トレンチ配置図



写真 27 第9次調査参加学生と宿舎を提供して頂いた近ご夫妻

南北朝期東北地方の城館関係史料集成

竹 井 英 文

本稿は、科学研究費補助金・若手研究（B）「東北地方における中世城館関係史料の基礎的研究」（研究代表者：竹井英文）の研究成果の一部である。本研究は、東北地方の中世城館に関する文献史料を網羅的に収集・分析し、各城館の年代・築城主体・機能などの基礎的な情報を、全国に向けて発信することを主な目的としている。その研究成果の一部を、「東北地方における中世城館関係史料集成―青森県・岩手県編―」と題して、本誌前号に掲載した。本稿は、その続きの一部である。

本稿は、2018年12月8日に福島県伊達市で開催された、「北畠顕家生誕700周年記念事業 平成30年度 伊達市歴史文化講演会 南北朝・室町期の城館と北畠氏」にて報告した「南北朝期の城館と奥羽」をもとにしている。これまでの研究において、東北地方の南北朝期における城館関係史料を網羅したものは、筆者が調べた限りではみられなかった。そこで講演会では、文献史料を悉皆的に収集・分析することで、北畠氏が活躍した南北朝期奥羽の城館の姿に迫ろうとした。そのレジュメ・資料については、『講演会資料集』という形で活字化されたが、その後の知見を踏まえて作成した城館関係史料集成を加筆・修正し、改めて本誌に掲載することにした。収集にあたっては、『南北朝遺文 東北編』を軸とした。これによりほとんどの史料を収集することができた。また、上記『講演会資料集』に掲載されている垣内和孝「宇津峰城と宇津峰合戦」により、複数の城館の現在地比定を改めることができた。記して感謝する。

この城館関係史料集成の作成を通じてわかったこと、考えられることを以下簡単にまとめてみたい。まずは全体的な傾向であるが、1337年から城館関係史料が激増するといえよう。1336年の南北朝分裂の翌年にあたり、その余波が奥羽にも影響していた様子がかがわれる。一方で、1334年の北奥での北条氏残党の蜂起にともなう城館も重要である。そして、1353年から城館関係史料が減少するといえよう。この年は、南朝方の宇津峰城が落城した、奥羽の南北朝内乱の画期であり、奥羽の城館の歴史を考える際の一つのポイントとなりうる。

次に、史料に登場する城館である。比定地が不明瞭なものも多く、誤りや遺漏もあるかもしれないが、ひとまず県別にまとめると以下ようになる。

青森県…大光寺、尾崎（平川市）、持寄、石川、新里、船水、堀越、尻引、倉光、小栗山（弘前市）、田舎館（田舎館村）、平内（平内町）、藤崎（藤崎町）…13城館
秋田県…男鹿（男鹿市）、秋田、国府寺（秋田市）、二藤次、雷、大豆田、猿尾、大里（鹿

角市) …8 城館

岩手県…雫石(雫石町)、上田(盛岡市)、木間崎、木間崎向城(陸前高田市)、岩崎、
鱒岡崎、代三田糠山、須々孫(北上市)、平泉(平泉町) …9 城館

山形県…河内(酒田市)、藤島(鶴岡市)、立谷沢(立川町)、阿谷(天童市) …4 城館

宮城県…三迫、津久毛橋、新山林、八幡、鳥谷、黒沼、鎌糠、成田、里屋(栗原市)、
米倉、名生、三丁目、長崎、佐沼、清水、沢田、羽黒堂山、地藏堂山、卅番
神、長尾、岩手沢(大崎市)、鉢森(美里町)、猪河原(登米市)、持渡津(涌
谷町)、渋江(石巻市)、吉田(大和町)、村岡(利府町)、長田(松島町)、府中、
新田、留守、南部(多賀城市・仙台市)、岩切、虚空蔵、山村、小曾沼、一名坂、
小鶴、赤石(仙台市)、名取、鬼屋宿、物響、益田宿、羽黒(名取市)、川名宿
(柴田町)、亘理、萱野浜(亘理町)、三沢(白石市)、伊具、こま崎…50 城館

福島県…藤田(桑折町)、熊野堂、寛徳寺、横川、黒木(相馬市)、小高、小池(南相馬
市)、湯本、滝尻、堀坂(いわき市)、羽鳥小太郎楯(双葉町)、小丸、滝角(浪
江町)、朝賀、手岡(富岡町)、矢築、長福(棚倉町)、川俣(川俣町)、霊山(伊
達市)、荒井、大波(福島市)、不軽堂、小河、松山、村松、牧、若松(石川町)、
松山(古殿町)、常葉(田村市)、本宮、岩色(本宮市)、宇津峰(郡山市・須
賀川市)、篠川、部谷田、田村、八田河口、石森下、御代田、御代田向陣、新
御堂、矢柄、六日市庭(郡山市)、須賀川、銚月、稲村(須賀川市)、木幡山、
成田(二本松市)、白河、白河関(白河市)、金河(塩川町)、浜崎(湯川村)、
蜷河庄政所楯、牛沢(会津坂下町)、宇保沢寺山、館岡、伊達宮内少輔楯…56
城館

こうしてみると、圧倒的に南奥羽、なかでも福島県・宮城県の城館が多いことがわかる。もともと、史料の残存数に規定された結果ではあるが、それでも南奥羽が南北朝期の合戦の主要舞台であり、それにともなって城館も多数築かれたことがうかがわれる。登場回数が多いのは、霊山城、宇津峰城、小高城である。なかでも霊山城と宇津峰城は別格であり、史料からしても両城は奥羽の南北朝内乱を象徴する城館といえよう。

城館関係の用語についても確認しておきたい。城館を表わす用語としては、「城」、「城郭」、「要害」、「館」、「楯」、「陣」がみられる。このうち、「要害」と「陣」は少なく、「楯」が非常に多い。「楯」は、北関東・奥羽のみにみられる特徴的な城館用語として知られる。用語の使い分けは、ある程度されているようにもみえるが、一方で「霊山城」(No. 189)、「霊山館」(No. 74)、「霊山楯」(No. 25)、あるいは「部谷田御陣」(No. 315)、「部屋田城」(No. 360)のようにしばしば言い換えられることがあるため、厳密な意味の違いを見出しにくいのが実情である。このほか、敬称が付された城館、すなわち「御城」もみられる。熊野堂「御城」(No. 107)、「府中御城」(No. 303)、「霊山御楯」(No. 25)、「物響御楯」(No. 275)の4城館が該当する。

城館に設けられた防御施設を示す用語については、「搦手一木戸口」（熊野堂 No. 107）、「一木戸」（宇津峰 No. 346）、「大手之木戸口」（藤田 No. 209）、「南木戸」（湯本 No. 33）、「東壁」（小高 No. 87）、「壁際」（藤田 No. 203、宇津峰 No. 369）、「大仏南脇壁岸」（岩切 No. 259）、「搦手」の「南切岸」（藤田 No. 216）、「切岸」（宇津峰 No. 364）、「南門」（府中 No. 301）、「戸帳」（戸張か。宇津峰 No. 346）を抽出することができる。ここで特徴的なのが、同時期の他地域の史料にしばしば登場する「塀」や「堀」、「矢倉」などが登場しないことである。特に「堀」が登場しないことは興味深い。東北地方は古代以来、横堀を駆使した城館が多い地域であるが、「堀」が登場しないのはなぜなのか。存在していたものの偶然史料に残らなただけなのか、不明といわざるをえない。

城館という空間の構造に関する情報も抜き出してみたい。他地域と同じように、「大手」「搦手」は頻出している。一方で、「大犬河原楯」（No. 124）の史料には、「大手」「搦手」だけでなく「中手」なるものが登場している。この「中手」は、筆者が知る限り他地域の史料にはみられないものである。「大手」と「搦手」に対して「中手」というのであるから、城館の空間が三分割されており、正面である「大手」、裏手である「搦手」とは異なる出入り口となるはずである。三つが並列して記されていることから、あるいは奥羽にしばしばみられる群郭式城郭のような構造を指すとも考えられようか。

このほか、大光寺城の「外楯」（No. 121）も注目される。下野鷲城などにみられる「内城」「外城」のうち、「外城」に該当するものだろうか。そうだとすると、「内楯」も存在していたはずであり、近年注目されている城館の二重構造、二重方形区画との関係もみえてくるかもしれない。

城郭研究は、現在でもなお戦国・織豊期を中心に展開されており、室町期以前の研究は全体的に低調であることは、周知の通りであろう。だが、この時期の研究も徐々に進展しつつある。本稿が、そうした研究動向に少しでも寄与することができれば幸いである。

なお、当日のレジュメに掲載した主要参考文献は、以下の通りである。

- ・飯村均『中世奥羽のムラとマチ 考古学が描く列島史』（東京大学出版会、2009年）
- ・市村高男「中世史料に見える城郭用語」（『龍ヶ崎の中世城郭跡』龍ヶ崎市教育委員会、1987年）
- ・川合康『源平合戦の虚像を剥ぐ 治承・寿永内乱史研究』（講談社選書メチエ、1996年）
- ・呉座勇一「南北朝期の戦術と在地領主」（高橋典幸編『生活と文化の歴史学5 戦争と平和』竹林舎、2014年）
- ・齋藤慎一『中世東国の領域と城館』（吉川弘文館、2002年）
- ・齋藤慎一編『城館と中世史料』（高志書院、2015年）
- ・佐藤信・五味文彦編『城と館を掘る・読む 古代から中世へ』（山川出版社、1994年）
- ・千田嘉博『織豊系城郭の形成』（東京大学出版会、2000年）
- ・高橋典幸「南北朝期の城郭戦と交通」（『東京大学日本史学研究室紀要別冊「中世政治

社会論叢』2013年)

- ・竹井英文「南北朝～戦国前期の「陣」について」(『東北学院大学論集 歴史と文化』第55号、2017年)
- ・中澤克昭『中世の武力と城郭』(吉川弘文館、1999年)
- ・萩原三雄・中井均編『中世城館の考古学』(高志書院、2014年)
- ・松岡進「楯つく人々―南北朝期城郭関連語彙ノート―」(『中世城郭研究』第21号、2007年)
- ・村田修三「中世の城館」(永原慶二・山口啓二代表編集『講座・日本技術の社会史 第6巻 土木』日本評論社、1984年)
- ・向井一雄・齋藤慎一『日本城郭史』(吉川弘文館、2016年)
- ・山口博之『中世奥羽の墓と霊場』(高志書院、2017年)
- ・『都道府県別 日本の中世城館調査報告書集成 北海道・東北地方の中世城館』1～4(東洋書院、2002年)

南北朝期東北地方の中世城館関係史料集成

番号	城郡名	所在地	年代	西暦	文書名	所収史料名	内容	出典	備考
1	篠川	福島県郡山市	元弘3年7月日	13330700	「石河光隆着到状」	秋田藩家蔵文書二〇	去五月廿三日、於奥州安積郡佐々河城	『石川町史』資料編1 古代・中世53号	
2	須賀川	福島県須賀川市	元弘3年11月30日	13331130	「岡本隆弘着到状写」	秋田藩家蔵文書十	自須賀河供奉仕候	『南東』26号	
3	大光寺	青森県平川市	元弘4年1月10日	13340110	「曾我乙丸代沙弥道為軍忠状」	南部光徹氏所蔵遠野南部家文書	進上 於元弘三・四両年津軽平賀郡大光寺〔楯御合戦〕次第	『南東』37号	
4	大光寺	青森県平川市	元弘4年1月10日	13340110	「曾我乙丸代沙弥道為手負注文案」	南部光徹氏所蔵遠野南部家文書	元弘三・四両年津軽平賀郡大光寺合戦手負交名人等事	『南東』38号	
5	大光寺	青森県平川市	元弘4年2月日	13340200	「曾我光高申状案」	南部光徹氏所蔵遠野南部家文書	爰津軽大光寺合戦時	『南東』52号	
6	男鹿	秋田県男鹿市	元弘4年2月日	13340200	「曾我光高申状案」	南部光徹氏所蔵遠野南部家文書	小鹿嶋并秋田城今湊楯案所々	『南東』52号	
7	秋田	秋田県秋田市	元弘4年2月日	13340200	「曾我光高申状案」	南部光徹氏所蔵遠野南部家文書	小鹿嶋并秋田城今湊楯案所々	『南東』52号	
8	大光寺	青森県平川市	元弘4年2月日	13340200	「曾我光高申状案」	南部光徹氏所蔵遠野南部家文書	爰津軽大光寺合戦	『南東』53号	
9	某城	福島県行方郡	建武元年3月28日	13340328	「沙弥某奉書写」	会津四家合考所収文書	行方郡千倉庄事…以代官構城郭、及合戦企候間	『南東』61号	
10	持寄	青森県弘前市	(建武元年カ)6月12日	13340612	「北畠顕家御教書」	南部光徹氏所蔵遠野南部家文書	持寄城静謐無御心元候	『南東』72号	
11	石川	青森県弘前市	(建武元年カ)6月12日	13340612	「北畠顕家御教書」	南部光徹氏所蔵遠野南部家文書	津軽事、石川楯無為責落候	『南東』72号	
12	石川	青森県弘前市	建武元年6月日	13340600	「曾我光高申状案」	南部光徹氏所蔵遠野南部家文書	云由緒相伝当知行、云大光寺・石河等軍忠	『南東』76号	
13	大光寺	青森県平川市	建武元年6月日	13340600	「曾我光高申状案」	南部光徹氏所蔵遠野南部家文書	云由緒相伝当知行、云大光寺・石河等軍忠	『南東』76号	

14	大光寺	青森県平川市	年月日未詳	「曾我光高申状案」	南部光徹氏所藏遠野南部家文書	中大光寺合戦忠勤…大光寺合戦忠賞時	『南東』77号
15	石川	青森県弘前市	建武元年6月日	「曾我光高合戦注文」	南部光徹氏所藏遠野南部家文書	曾我太郎光高五月廿一日石河合戦事	『南東』79号
16	持寄	青森県弘前市	建武元年12月日	「伊賀光俊軍忠状」	磐城飯野文書	去八月六日罷立府中、同廿一日馳着彼持寄城、種々致合戦上	『南東』121号
17	持寄	青森県弘前市	建武元年12月日	「伊賀光俊軍忠状」	磐城飯野文書	去八月六日罷立府中、同廿一日馳着彼持寄城、種々致合戦上	『南東』122号
18	木幡山	福島県二本松市	建武2年8月28日	「武石胤顕軍勢催促状」	磐城飯野文書	桶籠安達郡木幡山之間	『南東』166号
19	白河	福島県白河市	建武2年12月晦日	「石川光時軍忠状写」	『石川氏一千年史』所収石川氏文書	同二十八日、白河城に押寄	『南東』197号
20	小高	福島県南相馬市	建武3年2月18日	「相馬重胤軍勢催促状案」	磐城相馬文書	奥州行方郡内小高堀内、樽城郭…城内兵糧米事…	『南東』209号
21	某城	福島県	建武3年2月18日	「相馬重胤軍勢催促状案」	相馬市教育委員会寄託相馬岡田文書	右为国桶築、子息弥次郎光胤大将	『南東』210号
22	小高	福島県南相馬市	建武3年3月3日	「相馬光胤着到状」	磐城相馬文書	小高城 [] 等着到	『南東』214号
23	熊野堂	福島県相馬市	建武3年3月17日	「相馬光胤軍忠状」	磐城相馬文書	白川上野入道家人等、宇多庄熊野堂桶築間	『南東』217号
24	小高	福島県南相馬市	建武3年3月28日	「相馬光胤軍忠状」	磐城相馬文書	為広橋大将、寄来小高城御敵等事	『南東』220号
25	靈山	福島県伊達市	建武3年3月29日	「石田宗親着到状写」	北海道伊達市教育委員会所藏伊達支族伝引証記所収石田文書	自去年十二月於靈山桶被警固	『南東』221号
26	某城	福島県	建武3年3月日	「相馬長胤軍忠状写」	相馬市教育委員会寄託相馬岡田文書	物顔代等押寄在所、打取、当所桶籠之間	『南東』223号
27	小高	福島県南相馬市	建武3年3月日	「相馬長胤軍忠状写」	相馬市教育委員会寄託相馬岡田文書	広橋修理亮経泰為大将軍、押寄小高館	『南東』223号

28	湯本	福島県いわき市	建武3年 4月10日	13360410	「石河貞光軍忠状 写」	磐城相馬文書	楓軒文書纂所収合編 白河石川文書	今年建武三四月六日、 東海道湯本、唐橋修理 亮構城郭、稻籠之間	『南東』226号
29	熊野堂	福島県相馬市	建武3年 5月9日	13360509	「相馬光胤軍忠状」	磐城相馬文書	磐城相馬文書	今月六日、於宇多庄熊 野堂致合戦	『南東』234号
30	小高	福島県南相馬市	建武3年 5月9日	13360509	「相馬光胤軍忠状」	磐城相馬文書	磐城相馬文書	同七日自小高城差遣軍 勢致合戦	『南東』234号
31	霊山	福島県伊達市	延元2年 1月5日	13370105	「北畠顯家書状写」	岩瀬文庫所蔵古文状 六	岩瀬文庫所蔵古文状 六	親王御座霊山江、凶徒 開城候間	『南東』269号
32	滝尻	福島県いわき市	建武4年 1月16日	13370116	「伊賀盛光代麻績 盛清軍忠状」	磐城飯野文書	磐城飯野文書	押寄小山駿河權守館菊 田庄滝尻城搦手	『南東』273号
33	湯本	福島県いわき市	建武4年 1月16日	13370116	「伊賀盛光代麻績 盛清軍忠状」	磐城飯野文書	磐城飯野文書	即日馳向湯本館之處… 則馳寄南木戸、懸先、 切入城内之處	『南東』273号
34	滝尻	福島県いわき市	建武4年 1月16日	13370116	「伊賀盛光代麻績 盛清軍忠状」	磐城飯野文書	磐城飯野文書	押寄小山駿河權守館菊 田庄滝尻、於大手致 散々合戦	『南東』274号
35	湯本	福島県いわき市	建武4年 1月16日	13370116	「伊賀盛光代麻績 盛清軍忠状」	磐城飯野文書	磐城飯野文書	今年正月十五日、於三 箱湯本城、屬搦手大将 石河大嶋源太手、押寄 彼城	『南東』275号
36	霊山	福島県伊達市	延元2年 1月25日	13370125	「北畠顯家書状写」	結城古文書写有造館 本 乾	結城古文書写有造館 本 乾	親王御座霊山城、凶徒 開城候之間	『南東』279号
37	霊山	福島県伊達市	建武4年 1月27日	13370127	「氏家道誠軍勢催 促状」	磐城相馬文書	磐城相馬文書	先国司披籠霊山城之 間、令発向東海道熊野 堂	『南東』280号
38	熊野堂	福島県相馬市	建武4年 1月27日	13370127	「氏家道誠軍勢催 促状」	磐城相馬文書	磐城相馬文書	先国司披籠霊山城之 間、令発向東海道熊野 堂	『南東』280号
39	熊野堂	福島県相馬市	建武4年1月1日	13370100	「相馬松鶴丸着到 状」	磐城相馬文書	磐城相馬文書	建武四年正月廿六日於 東海道宇□庄熊野堂着 到事	『南東』281号
40	河名宿	宮城県亘理町力	建武4年1月1日	13370100	「相馬松鶴丸着到 状」	磐城相馬文書	磐城相馬文書	発向于渡郡河名宿	『南東』281号

41	小高	福島県南相馬市	建武4年1月1日	13370100	「相馬松鶴丸着到状」	磐城相馬文書	東海道為小高桶致合戦之處	『南東』281号	
42	熊野堂	福島県相馬市	建武4年1月1日	13370100	「相馬松鶴丸着到状」	磐城相馬文書	数万騎桶籠当庄熊野堂之處	『南東』281号	
43	小高	福島県南相馬市	建武4年4月13日	13370417	「新次為行軍忠状写」	楓軒文書纂五十八諸家文書六	大將中野野八郎殿、行方郡小高館被召御陣之處、自靈山	『南東』302号	
44	靈山	福島県伊達市	建武4年4月13日	13370417	「新次為行軍忠状写」	楓軒文書纂五十八諸家文書六	自靈山、広橋修理亮多勢寄采地…而於大手致合戦之處	『南東』302号	
45	河名宿	宮城県亙理町カ	建武4年4月17日	13370417	「相馬乙鶴丸代妙進申状」	相馬市教育委員会寄託相馬岡田文書	一族相共馳参河名宿、令対治所々城郭	『南東』303号	
46	靈山	福島県伊達市	建武4年4月1日	13370400	「相馬胤時軍忠状」	磐城相馬文書	右胤時、於靈山、藏人殿奥州御発向間	『南東』310号	
47	湯本	福島県いわき市	建武4年4月1日	13370400	「相馬胤時軍忠状」	磐城相馬文書	三箱〔 〕到於靈山搦手	『南東』310号	〔 〕は湯本カ
48	羽鳥小太郎桶	福島県双葉町	建武4年4月1日	13370400	「相馬胤時軍忠状」	磐城相馬文書	同日羽鳥小太郎桶□合戦致忠	『南東』310号	
49	小高	福島県南相馬市	建武4年4月1日	13370400	「相馬胤時軍忠状」	磐城相馬文書	行方郡小高城惣領□□桶籠地	『南東』310号	
50	小高	福島県南相馬市	建武4年5月2日	13370502	「相馬竹鶴丸申状」	相馬市教育委員会寄託相馬岡田文書	於奥州行方郡小高城討死事…相馬孫五郎重胤屋形構城郭	『南東』311号	
51	小高	福島県南相馬市	建武4年5月2日	13370502	「相馬福寿丸申状」	相馬市教育委員会寄託相馬岡田文書	行方□□高城討死事…相馬孫五郎重胤屋形構城郭	『南東』312号	
52	小高	福島県南相馬市	建武4年5月2日	13370502	「斯波家長推拳状案」	相馬市教育委員会寄託相馬岡田文書	於奥州行方郡小高城令討死候訖	『南東』313号	
53	靈山	福島県伊達市	建武4年5月14日	13370514	「後醍醐天皇旨写」	白河集古苑所藏白河結城文書	為宮御共、参靈山城之由、聞食	『南東』315号	
54	靈山	福島県伊達市	建武4年5月1日	13370500	「伊賀盛光軍忠状」	磐城飯野文書	右、寄靈山搦手之處	『南東』318号	
55	靈山	福島県伊達市	建武4年5月1日	13370500	「伊賀盛光軍忠状」	磐城飯野文書	右、寄靈山搦手之處	『南東』319号	

56	霊山	福島県伊達市	建武4年5月日	13370500	「相馬胤時軍忠状」	磐城相馬文書	山搦手東海道、数ヶ度合戦次第	『南東』320号	霊山搦手カ
57	羽鳥小太郎楯	福島県双葉町	建武4年5月日	13370500	「相馬胤時軍忠状」	磐城相馬文書	於楯葉郡八里原合戦「羽鳥太郎楯追落乎」	『南東』320号	
58	小丸	福島県浪江町	建武4年5月日	13370500	「相馬胤時軍忠状」	磐城相馬文書	同二日、標葉庄小丸城合戦之時…小丸城合戦之時	『南東』320号	
59	小高	福島県南相馬市	建武4年5月日	13370500	「相馬胤時軍忠状」	磐城相馬文書	同九日、於行方郡小高城、凶徒寄来之時	『南東』320号	
60	倉光	青森県弘前市	建武4年7月日	13370700	「曾我貞光軍忠状案」	南部光徹氏所藏遠野南部家文書	押寄倉光之楯、致終日合戦之時	『南東』332号	小栗山楯と同一カ
61	田舎楯	青森県田舎館村	建武4年7月日	13370700	「曾我貞光軍忠状案」	南部光徹氏所藏遠野南部家文書	同年六月廿一日、田舎楯合戦之時…今年正月廿四日、又田舎楯合戦之時	『南東』332号	
62	新里	青森県弘前市	建武4年7月日	13370700	「曾我貞光軍忠状案」	南部光徹氏所藏遠野南部家文書	同年七月、新里・堀越両所被楯築之時	『南東』332号	
63	松水	青森県弘前市	建武4年7月日	13370700	「曾我貞光軍忠状案」	南部光徹氏所藏遠野南部家文書	同廿日押寄松水楯被致合戦之時	『南東』332号	
64	堀越	青森県弘前市	建武4年7月日	13370700	「曾我貞光軍忠状案」	南部光徹氏所藏遠野南部家文書	同年七月、新里・堀越両所被楯築之時	『南東』332号	
65	楯	青森県	建武4年7月日	13370700	「曾我貞光軍忠状案」	南部光徹氏所藏遠野南部家文書	貞光築各別楯	『南東』332号	貞光楯と同じカ
66	松水	青森県弘前市	建武4年8月23日	13370823	「曾我貞光軍忠状」	南部光徹氏所藏遠野南部家文書	同廿日押寄鼻和郡松水楯	『南東』338号	
67	二藤次	秋田県鹿角市カ	建武4年8月23日	13370823	「曾我貞光軍忠状」	南部光徹氏所藏遠野南部家文書	又打入鹿角郡、被打二藤次楯・雷楯・大豆田楯三ヶ所之時	『南東』338号	
68	雷	秋田県鹿角市カ	建武4年8月23日	13370823	「曾我貞光軍忠状」	南部光徹氏所藏遠野南部家文書	又打入鹿角郡、被打二藤次楯・雷楯・大豆田楯三ヶ所之時	『南東』338号	
69	大豆田	秋田県鹿角市カ	建武4年8月23日	13370823	「曾我貞光軍忠状」	南部光徹氏所藏遠野南部家文書	又打入鹿角郡、被打二藤次楯・雷楯・大豆田楯三ヶ所之時	『南東』338号	

70	猿尾	秋田県鹿角市カ	建武4年 8月23日	13370823	「曾我真光軍忠状」	南部光徹氏所藏遠野 南部家文書	猿尾桶致合戦之時	『南東』338号
71	大里	秋田県鹿角市カ	建武4年 8月23日	13370823	「曾我真光軍忠状」	南部光徹氏所藏遠野 南部家文書	親類曾我弥三郎光俊為 代官、馳向大里桶…同 十四日、大里桶押寄	『南東』338号
72	矢築 (八 槻)	福島県棚倉町	延元2年 8月26日	13370826	「相馬胤平軍忠状」	磐城相馬文書	陸奥国高野郡内矢築宿 仁大、去年建武三十二 月廿三日夜、御敵数千 騎押寄之処仁	『南東』339号
73	寛徳寺	福島県相馬市	延元2年 8月26日	13370826	「相馬胤平軍忠状」	磐城相馬文書	同廿六日当国行方郡高 平村内寛徳寺打越…構 城館、於御方館築候之 処仁	『南東』339号
74	靈山	福島県伊達市	延元2年 8月26日	13370826	「相馬胤平軍忠状」	磐城相馬文書	当年建武四三月八日為 凶徒対治、目伊達郡靈 山館	『南東』339号
75	河俣	福島県川俣町	延元2年 8月26日	13370826	「相馬胤平軍忠状」	磐城相馬文書	小手保河俣城被相向候 之由	『南東』339号
76	荒井	福島県福島市	延元2年 8月26日	13370826	「相馬胤平軍忠状」	磐城相馬文書	同十五日同庄荒井城押 寄	『南東』339号
77	小高	福島県南相馬市	延元2年 8月26日	13370826	「相馬胤平軍忠状」	磐城相馬文書	同廿三日行方郡小鷹館 責寄	『南東』339号
78	湯本	福島県いわき市	延元2年 8月26日	13370826	「相馬胤平軍忠状」	磐城相馬文書	同年四月六日、菊田庄 三箱湯本・堀坂口、石 河凶徒等	『南東』339号
79	堀坂	福島県いわき市	延元2年 8月26日	13370826	「相馬胤平軍忠状」	磐城相馬文書	同年四月六日、菊田庄 三箱湯本・堀坂口、石 河凶徒等	『南東』339号
80	田村	福島県郡山市	延元2年 8月26日	13370826	「相馬胤平軍忠状」	磐城相馬文書	同月廿二日、田村館、一 族相副天	『南東』339号
81	不軽堂	福島県郡山市カ	延元2年 8月26日	13370826	「相馬胤平軍忠状」	磐城相馬文書	同月廿二日、田村館、一 族相副天	『南東』339号

82	小河	福島県石川町	延元2年 8月26日	13370826	〔相馬胤平軍忠状〕	磐城相馬文書	又為凶徒小河・松山誅戮、可発向之由	『南東』339号	
83	松山	福島県古殿町	延元2年 8月26日	13370826	〔相馬胤平軍忠状〕	磐城相馬文書	又為凶徒小河・松山誅戮、可発向之由…石河庄松山城目搦手押寄	『南東』339号	
84	湯本	福島県いわき市	建武4年8月日	13370800	〔相馬朝胤軍忠状〕	相馬胤道氏所蔵大悲山文書	馳參三箱湯本、為靈〔胤手〕手属惣領親	『南東』340号	
85	靈山	福島県伊達市	建武4年8月日	13370800	〔相馬朝胤軍忠状〕	相馬胤道氏所蔵大悲山文書	馳參三箱湯本、為靈〔胤手〕手属惣領親	『南東』340号	靈山搦手カ
86	小丸	福島県浪江町	建武4年8月日	13370800	〔相馬朝胤軍忠状〕	相馬胤道氏所蔵大悲山文書	同二日、標葉庄小丸城口羽尾原合戦	『南東』340号	
87	小高	福島県南相馬市	建武4年8月日	13370800	〔相馬朝胤軍忠状〕	相馬胤道氏所蔵大悲山文書	楯籠于小高城処…切入東壁間…同夜出張馳向東手	『南東』340号	
88	小池	福島県南相馬市	建武4年8月日	13370800	〔相馬朝胤軍忠状〕	相馬胤道氏所蔵大悲山文書	同廿日行方郡小池城口嶋田原合戦致忠了…小池城夜討合戦	『南東』340号	
89	向城	福島県南相馬市 カ	建武4年8月日	13370800	〔相馬朝胤軍忠状〕	相馬胤道氏所蔵大悲山文書	六月廿五日、数輩凶徒〔胤手〕向城間	『南東』340号	小池城の向城カ
90	小池	福島県南相馬市	建武4年 10月12日	13371012	〔新次為行軍忠状〕	広島大学所蔵猪熊文書	行方郡小池城凶徒等御対治…今月四日押寄彼城	『南東』345号	
91	小池	福島県南相馬市	建武4年 10月15日	13371015	〔伊賀盛光代費田盛行軍忠状〕	磐城飯野文書	押寄行方郡小池城、同六日、打落之以降	『南東』347号	
92	小丸	福島県浪江町	建武4年 10月15日	13371015	〔伊賀盛光代費田盛行軍忠状〕	磐城飯野文書	標葉郡小丸并滝角城、其外同標葉郡朝賀城、其外御敵城郭等	『南東』347号	
93	滝角	福島県浪江町カ	建武4年 10月15日	13371015	〔伊賀盛光代費田盛行軍忠状〕	磐城飯野文書	標葉郡小丸并滝角城、其外同標葉郡朝賀城、其外御敵城郭等	『南東』347号	
94	朝賀	福島県富岡町	建武4年 10月15日	13371015	〔伊賀盛光代費田盛行軍忠状〕	磐城飯野文書	標葉郡小丸并滝角城、其外同標葉郡朝賀城、其外御敵城郭等	『南東』347号	手岡楯と同一カ

95	横川	福島県相馬市	建武4年 11月21日	13371121	「標葉高光軍忠状 写」	海東家文書「室原家 伝来中世文書」	海東家文書「室原家 伝来中世文書」	今月一日押寄横川城懸 先河渡致散々合戦次第 治畢	泉田論文【史料 2-d・e】	朝賀城と同一カ
96	手岡	福島県富岡町	建武4年 11月21日	13371121	「標葉隆光軍忠状 写」	海東家文書「室原家 伝来中世文書」	海東家文書「室原家 伝来中世文書」	押寄榑葉郡手岡桶合対 治畢	泉田論文【史料 1-e】	
97	宇多庄	福島県相馬市	建武4年 11月21日	13371121	「標葉隆光軍忠状 写」	海東家文書「室原家 伝来中世文書」	海東家文書「室原家 伝来中世文書」	為大將軍馳向宇多庄 桶、同十一月一日渡河 貫寄候	泉田論文【史料 1-c】	
98	横川	福島県相馬市	建武4年 11月日	13371100	「岡本隆弘代国近 軍忠状写」	秋田藩家蔵文書十	秋田藩家蔵文書十	同十一月一日押寄横河 城、致合戦条	『南東』353号	
99	靈山	福島県伊達市	建武4年 11月日	13371100	「国近行泰軍忠状」	山名隆弘氏警城国魂 文書	山名隆弘氏警城国魂 文書	当年三月十日、自宇都 宮、靈山御桶、属于当 手仁…同九月、自靈山	『南東』357号	
100	小池	福島県南相馬市	建武4年 11月日	13371100	「国近行泰軍忠状」	山名隆弘氏警城国魂 文書	山名隆弘氏警城国魂 文書	次東海道行方郡小池桶	『南東』357号	
101	小高	福島県南相馬市	建武4年 11月日	13371100	「国近行泰軍忠状」	山名隆弘氏警城国魂 文書	山名隆弘氏警城国魂 文書	同四月九日、押寄小高 桶…同六月廿四日、押 寄小高桶	『南東』357号	
102	亙理	宮城県亙理町	建武4年 11月日	13371100	「国近行泰軍忠状」	山名隆弘氏警城国魂 文書	山名隆弘氏警城国魂 文書	同五月中、颯向于渡城	『南東』357号	
103	桶々	青森県	建武5年 5月11日	13380511	「浅利清連軍忠状」	南部光胤氏所蔵遠野 南部家文書	南部光胤氏所蔵遠野 南部家文書	於津輕中国代桶々抽軍 忠	『南東』395号	
104	靈山	福島県伊達市	建武5年7月日	13380700	「伊賀盛光軍忠状」	磐城飯野文書	磐城飯野文書	為被対治靈山搦手、宇 多庄黒木城	『南東』410号	
105	黒木	福島県相馬市	建武5年7月日	13380700	「伊賀盛光軍忠状」	磐城飯野文書	磐城飯野文書	為被対治靈山搦手、宇 多庄黒木城	『南東』410号	
106	横川	福島県相馬市	建武5年7月日	13380700	「伊賀盛光軍忠状」	磐城飯野文書	磐城飯野文書	同廿七日押寄御敵桶横 川城際、彼桶近辺焼払 畢	『南東』410号	
107	熊野堂	福島県相馬市	建武5年7月日	13380700	「伊賀盛光軍忠状」	磐城飯野文書	磐城飯野文書	当御城宇多庄能野堂寄 来之处、盛光下向搦手 一木戸口	『南東』410号	
108	洪江	宮城県石巻市力	建武5年 9月4日	13380904	「石塔義房軍勢催 促状」	石水博物館所蔵佐藤 文書	石水博物館所蔵佐藤 文書	為洪江城凶徒対治、近 日可禿向也	『南東』422号	

109	横川	福島県相馬市	暦応元年 11月17日	13381117	「石塔義房軍勢催 促状」	相馬市教育委員会寄 託相馬岡田文書	相馬市教育委員会寄 託相馬岡田文書	今日十四日、被討落横 川城之由	『南東』430号
110	黒木	福島県相馬市	暦応元年 11月17日	13381117	「石塔義房軍勢催 促状」	相馬市教育委員会寄 託相馬岡田文書	相馬市教育委員会寄 託相馬岡田文書	且為対治黒木并霊山城	『南東』430号
111	霊山	福島県伊達市	暦応元年 11月17日	13381117	「石塔義房軍勢催 促状」	相馬市教育委員会寄 託相馬岡田文書	相馬市教育委員会寄 託相馬岡田文書	且為対治黒木并霊山城	『南東』430号
112	村松	福島県石川町カ	(延元4年) 2月25日	13390225	「北畠親房御教書 写」	松平基則氏所蔵結城 文書	松平基則氏所蔵結城 文書	石川庄村松・牧両城凶 徒被追落候条、尤以神 妙候	『南東』438号
113	牧	福島県石川町カ	(延元4年) 2月25日	13390225	「北畠親房御教書 写」	松平基則氏所蔵結城 文書	松平基則氏所蔵結城 文書	石川庄村松・牧両城凶 徒被追落候条、尤以神 妙候	『南東』438号
114	小高	福島県南相馬市	暦応2年 3月20日	13390320	「氏家道誠注進状 案」	磐城相馬文書	磐城相馬文書	同国小高郷構要害…以 大勢被攻小高城之間	『南東』446号
115	熊野堂	福島県相馬市	暦応2年 3月20日	13390320	「氏家道誠注進状 案」	磐城相馬文書	磐城相馬文書	馳向同国宇多庄熊野堂 …重馳向熊野堂城	『南東』446号
116	小高	福島県南相馬市	暦応2年 3月22日	13390322	「氏家道誠注進状 写」	渡辺正幸氏所蔵文書	渡辺正幸氏所蔵文書	同国小高郷構要害…以 大勢小高城隆攻落	『南東』447号
117	熊野堂	福島県相馬市	暦応2年 3月22日	13390322	「氏家道誠注進状 写」	渡辺正幸氏所蔵文書	渡辺正幸氏所蔵文書	軍兵揃馳向同国宇田庄 於熊野堂…同四・正月 廿六日又馳向熊野堂城 令対治凶徒	『南東』447号
118	小高	福島県南相馬市	暦応2年3月日	13390300	「相馬胤頼軍忠状 案」	磐城相馬文書	磐城相馬文書	寄来小高城…顕家卿攻 小高城之時	『南東』451号
119	熊野堂	福島県相馬市	暦応2年3月日	13390300	「相馬胤頼軍忠状 案」	磐城相馬文書	磐城相馬文書	陸奥国東海道宇多庄熊 野堂合戦事…宇多庄熊 野堂合戦事…押寄宇多 庄熊野堂致合戦事	『南東』451号
120	某城	福島県白河市カ	(延元4年) 5月4日	13390504	「北畠親房御教書」	岩代相楽結城文書	岩代相楽結城文書	一族中二も別構城郭致 忠輩候歟	『南東』455号
121	大光寺	青森県平川市	暦応2年 5月20日	13390520	「曾我貞光軍忠状」	南部光徹氏所蔵遠野 南部家文書	南部光徹氏所蔵遠野 南部家文書	大光寺外桶打落之処	『南東』459号

122	狼河原	宮城県登米市	曆応2年5月日	13390500	「板崎為重軍忠状」	国立公文書館内閣文庫所蔵朽木文書	本良郡押寄、大犬河原桶、一迫不掌一族相共、為大手合戦致忠節廻…次加羅目手馳向致忠節	『南東』460号
123	水越	宮城県登米市	曆応2年5月日	13390500	「板崎為重軍忠状」	国立公文書館内閣文庫所蔵朽木文書	彼手負五月六日為水越箱死去仕了	『南東』460号
124	狼河原	宮城県登米市	曆応2年5月日	13390500	「佐藤清親軍忠状」	石水博物館所蔵佐藤文書	欲早当国本吉庄内大犬尾桶御新発刻…当城大手・中手・搦手、致至極合戦…於彼桶前後、致散々軍功之条	『南東』462号
125	長福	福島県棚倉町	(延元4年)8月21日	13390821	「北畠親房御教書」	岩代相楽結城文書	去月廿六日・七日兩日、高野郡長福桶合戦事	『南東』473号
126	尻引	青森県弘前市	曆応2年11月1日	13391101	「曾我貞光軍忠状」	南部光徹氏所蔵遠野南部家文書	安藤四郎以下御敵等、尻引桶打入、依合戦	『南東』485号
127	貞光	青森県弘前市	曆応2年11月1日	13391101	「曾我貞光軍忠状」	南部光徹氏所蔵遠野南部家文書	又御敵等、貞光桶寄来之時	『南東』485号
128	尾崎	青森県平川市	曆応2年11月1日	13391101	「曾我貞光軍忠状」	南部光徹氏所蔵遠野南部家文書	同十月、尾崎合戦之時、分取五人仕候了	『南東』485号
129	常葉	福島県田村市	興国1年1月22日	13400122	「北畠親房御教書写」	松平基則氏所蔵結城文書	常葉城輩者、属海道	『南東』498号
130	白河	福島県白河市	曆応3年1月25日	13400125	「石塔義房軍勢催促状」	磐城相馬文書	白河城凶徒可蜂起之由有其聞	『南東』500号
131	鉾月	福島県須賀川市	(延元5年)4月7日	13400407	「法眼宣宗書状写」	結城古文書写有造館本 坤	抑鉾月桶事、被廻齋策之次第	『南東』505号
132	黒木	福島県相馬市	興国1年5月16日	13400516	「北畠親房書状写」	松平基則氏所蔵結城文書	又海陸無相違之様、可被仰黒木城中也	『南東』508号
133	渋江	宮城県石巻市	曆応3年7月23日	13400723	「石塔義房軍勢催促状」	磐城相馬文書	渋江凶徒等、可寄来松島之由有其聞	『南東』520号
134	須々孫	岩手県北上市	曆応3年9月12日	13400912	「石塔義元感状」	東北学院大学文学部研究科日本史研究室所蔵鬼柳文書	参御方馳向須々孫城、被致合戦之条	『南東』525号
135	鉾月	福島県須賀川市	興国1年10月10日	13401010	「北畠親房御教書写」	松平基則氏所蔵結城文書	鉾月桶合戦事、殊日出候	『南東』528号

136	要害	岩手県	暦応3年 12月20日	13401220	「北畠顯信御教書」	南部光徹氏所蔵遠野 南部家文書	今度又対治岩手西根、 被構要害候之条目出候	『南東』535号	
137	岩切	宮城県仙台市	暦応4年 1月13日	13410113	「石塔義房軍勢催 促状」	石水博物館所蔵佐藤 文書	可致警固岩切城也	『南東』536号	
138	白河	福島県白河市	暦応4年 閏4月2日	134100402	「高師冬奉書」	東京大学文学部所蔵 結城白川文書	白河城凶徒等、可寄来 石河庄村松城之由	『南東』543号	
139	村松	福島県石川町カ	暦応4年 閏4月2日	134100402	「高師冬奉書」	東京大学文学部所蔵 結城白川文書	白河城凶徒等、可寄来 石河庄村松城之由	『南東』543号	若松と同一カ
140	用飼	山形県カ	(興国2年) 7月13日	13410713	「白河為興書状写」	結城古文書写 有造 縮本 坤	用飼破候て、御敵国乱 入箇	『南東』565号	
141	河内	山形県酒田市	(興国2年) 7月13日	13410713	「白河為興書状写」	結城古文書写 有造 縮本 坤	為興計、河内城二引籠 候	『南東』565号	
142	城郭		暦応5年 4月27日	13420427	「足利尊氏御判御 教書案写」	白河証古文書上仙台 白河文書	奥州所々城郭退治事	『南東』618号	
143	石塔入道 楯	宮城県カ	(興国3年) 5月26日	13420526	「北畠親房御教書 写」	肥後阿蘇文書写第四 書	凶徒方大将石塔入道楯 被打落候了	『南東』624号	
144	三迫カ	宮城県栗原市	(康永1年) 10月8日	13421008	「石塔義慶義房書 状」	東北大学所蔵鬼柳文 書	三迫つくもはし・まひ たの新山林、二迫のや はた・とや以上五ヶ所 たてををつき候て	『南東』638号	
145	津久毛橋	宮城県栗原市	(康永1年) 10月8日	13421008	「石塔義慶義房書 状」	東北大学所蔵鬼柳文 書	三迫つくもはし・まひ たの新山林、二迫のや はた・とや以上五ヶ所 たてををつき候て	『南東』638号	
146	新山林	宮城県栗原市	(康永1年) 10月8日	13421008	「石塔義慶義房書 状」	東北大学所蔵鬼柳文 書	三迫つくもはし・まひ たの新山林、二迫のや はた・とや以上五ヶ所 たてををつき候て	『南東』638号	
147	八幡	宮城県栗原市	(康永1年) 10月8日	13421008	「石塔義慶義房書 状」	東北大学所蔵鬼柳文 書	三迫つくもはし・まひ たの新山林、二迫のや はた・とや以上五ヶ所 たてををつき候て	『南東』638号	

148	鳥谷	宮城県栗原市	(康永1年) 10月8日	13421008	「石塔義慶義房書状」	東北大学所蔵鬼柳文書	東北大学所蔵鬼柳文書	三迫つくもはし・まひたの新山林、二迫のや八た・とや以上五ヶ所たてをつき候て	『南東』638号
149	鎌糠	宮城県栗原市	(康永1年) 10月8日	13421008	「石塔義慶義房書状」	東北大学所蔵鬼柳文書	東北大学所蔵鬼柳文書	かまぬかに向城をとり候て	『南東』638号
150	鎌糠	宮城県栗原市	(康永1年) 10月17日	13421017	「岡本重親代山田重教着到状写」	秋田藩家蔵文書十	秋田藩家蔵文書十	十月八日馳参三迫鎌糠城、自同九日至于十七日、於成田城	『南東』641号
151	成田	宮城県栗原市	(康永1年) 10月17日	13421017	「岡本重親代山田重教着到状写」	秋田藩家蔵文書十	秋田藩家蔵文書十	十月八日馳参三迫鎌糠城、自同九日至于十七日、於成田城	『南東』641号
152	鎌糠	宮城県栗原市	(康永1年) 11月2日	13421102	「岡本重親代山田重教軍忠状写」	秋田藩家蔵文書十	秋田藩家蔵文書十	十月八日馳参三迫鎌糠城、自同九日至于十六日夜、於里屋城	『南東』642号
153	里屋	宮城県栗原市	(康永1年) 11月2日	13421102	「岡本重親代山田重教軍忠状写」	秋田藩家蔵文書十	秋田藩家蔵文書十	十月八日馳参三迫鎌糠城、自同九日至于十六日夜、於里屋城	『南東』642号
154	八幡	宮城県栗原市	(康永1年) 11月2日	13421102	「岡本重親代山田重教軍忠状写」	秋田藩家蔵文書十	秋田藩家蔵文書十	十七日被寄八幡城之間、令供奉、同廿六日被寄津久裳橋城之間、馳向彌手、同廿八日切入城内	『南東』642号
155	津久毛橋	宮城県栗原市	(康永1年) 11月2日	13421102	「岡本重親代山田重教軍忠状写」	秋田藩家蔵文書十	秋田藩家蔵文書十	十七日被寄八幡城之間、令供奉、同廿六日被寄津久裳橋城之間、馳向彌手、同廿八日切入城内	『南東』642号
156	藤島	山形県鶴岡市	(康永2年カ) 2月21日	13430221	「藤沢公房書状」	反町英作氏所蔵三浦和田文書	反町英作氏所蔵三浦和田文書	為出羽国大泉庄藤嶋城凶徒等誅伐、萬東山警固事、小泉庄立嶋内大川仁被指置役所候	『南東』650号
157	城郭		康永2年 2月25日	13430225	「足利尊氏御判御教書案」	陸前仙台結城文書	陸前仙台結城文書	奥州所々城郭退治事	『南東』652号
158	本宮	福島県本宮市	(興国4年) 5月6日	13430506	「範忠書状」	白河集古苑所蔵白河結城文書	白河集古苑所蔵白河結城文書	安達西根本宮橋、被追	『南東』664号

159	渋江	宮城県石巻市カ	康永2年 8月21日	13430821	「石塔義元軍勢催 促状」	磐城相馬文書	為謀伐渋江凶徒、所発 向也	『南東』680号	
160	萱野浜	宮城県亙理町カ	康永2年 9月17日	13430917	「岡本隆弘着到状 写」	秋田藩家蔵文書十	岡本三郎四郎隆弘馳参 渡郡萱野浜候畢	『南東』685号	
161	松山	福島県古殿町カ	康永2年 11月17日	13431117	「石塔義元感状写」	秋田藩家蔵文書二十	為謀伐凶徒、石河庄松 山城警固事	『南東』693号	村松と同一カ
162	若松	福島県石川町カ	康永2年 11月17日	13431117	「石塔義元感状」	東京大学文学部所蔵 結城白川文書	為謀伐凶徒、石川庄若 松城警固事	『南東』694号	
163	藤島	山形県鶴岡市	(康永2年カ) 12月16日	13431216	「藤沢公房書状」	反町英作氏所蔵三浦 和田文書	去十四日羽州藤嶋城凶 徒等、寄来当国候之処	『南東』701号	
164	松山	福島県古殿町カ	康永3年 閏2月19日	134400219	「石塔義元軍勢催 促状写」	秋田藩家蔵文書二十	於石河庄松山城、可入 替凶徒等由	『南東』704号	
165	宇津峰	福島県郡山市・ 須賀川市	康永3年 4月12日	13440412	「石塔義元軍勢催 促状」	磐城飯野文書	為対治宇津峯凶徒、所 令發向也	『南東』707号	
166	宇津峰	福島県郡山市・ 須賀川市	康永3年 4月12日	13440412	「石塔義元軍勢催 促状」	磐城相馬文書	為謀伐宇津峯凶徒、所 令發向也	『南東』708号	
167	宇津峰	福島県郡山市・ 須賀川市	康永3年 4月22日	13440422	「石塔義元軍勢催 促状」	磐城相馬文書	為対治宇津峯凶徒、発 向之間	『南東』710号	
168	宇津峰	福島県郡山市・ 須賀川市	康永3年6月日	13440600	「国魂行泰着到状」	磐城国魂文書	右、為宇津峯凶徒対治、 大将御発向之間	『南東』719号	
169	靈山	福島県伊達市	康永3年 8月20日	13440820	「石塔義元軍勢催 促状」	磐城相馬文書	伊達郡靈山以下凶徒 等、令乱入伊達・信夫 両郡之由	『南東』723号	
170	持寄	青森県弘前市	康永4年 3月10日	13450310	「曾我貞光諫状」	南部光徹氏所蔵遠野 南部家文書	御かたき持よせしやう にたてこもり	『南東』730号	
171	宇津峰	福島県郡山市・ 須賀川市	康永4年 9月29日	13450929	「吉良貞家預ヶ状」	三河猿投神社文書	為理嶺城凶徒対治兵糧 料所	『南東』746号	
172	宇津峰	福島県郡山市・ 須賀川市	(貞和2年) 3月28日	13460328	「岡本重親書状写」	秋田藩家蔵文書十	今度又至于理嶺城攻	『南東』753号	
173	城郭		貞和2年 2月9日	13460209	「吉良貞家軍勢催 促状」	磐城飯野文書	所々城郭対治事	『南東』754号	

174	城郭		貞和2年 2月9日	13460209	「吉良貞家軍勢催 促状」	磐城相馬文書	所々城郭対治事	『南東』755号	
175	靈山	福島県伊達市	貞和2年 6月29日	13440629	「左衛門尉経満去 状」	磐城飯野文書	靈山・宇津峯御対治間、 あつかり所として令知 行いへとも	『南東』765号	
176	宇津峰	福島県郡山市・ 須賀川市	貞和2年 6月29日	13440629	「左衛門尉経満去 状」	磐城飯野文書	靈山・宇津峯御対治間、 あつかり所として令知 行いへとも	『南東』765号	
177	靈山	福島県伊達市	貞和2年	13440000	「奥州余日記録」	余目家文書	貞和二年二伊達郡大石 りやうせんと申山寺へ 先御下、彼所ニ三年御 座候て	『仙台市史』資料編 古代中世237頁	
178	南部六郎 政長等城 郭	青森県(岩手県)	貞和3年5月日	13470500	「曾我貞光申状土 代」	南部光徹氏所藏遠野 南部家文書	令発向凶徒南部六郎政 長等城郭轄部之處	『南東』950号	
179	田舎楯	青森県田舎館村	貞和3年5月日	13470500	「曾我貞光申状土 代」	南部光徹氏所藏遠野 南部家文書	同年建武三六六月廿一 日、向田舎楯…建武四 年正月廿四日、田舎楯 合戦之時	『南東』950号	
180	平内	青森県平内町	貞和3年5月日	13470500	「曾我貞光申状土 代」	南部光徹氏所藏遠野 南部家文書	令発向津輕藤崎・平内 城等	『南東』950号	
181	小栗山	青森県弘前市	貞和3年5月日	13470500	「曾我貞光申状土 代」	南部光徹氏所藏遠野 南部家文書	同年建武三五五月廿七 日、向小栗山楯	『南東』950号	倉光楯と同一カ
182	船水	青森県弘前市	貞和3年5月日	13470500	「曾我貞光申状土 代」	南部光徹氏所藏遠野 南部家文書	同廿日建武三正月、馳 向船水楯	『南東』950号	
183	藤崎	青森県藤崎町	貞和3年5月日	13470500	「曾我貞光申状土 代」	南部光徹氏所藏遠野 南部家文書	令発向津輕藤崎・平内 城等	『南東』950号	
184	岩色	福島県本宮市	貞和3年 7月10日	13470710	「石川貞秀着到状」	東京大学文学部所藏 結城白川文書	右、於御敵岩色城、七 月四日夜、入替之由	『南東』951号	
185	靈山	福島県伊達市	貞和3年 7月23日	13470723	「島山国氏軍勢催 促状」	浪江町大和田秀文氏 所藏文書	為靈山区徒後攻、所差 遣富田彦三郎也	『南東』953号	
186	河俣	福島県川俣町	貞和3年 7月28日	13470728	「石川親光軍忠状 写」	秋田藩家藏文書二十	小手保河俣城馳向之處	『南東』954号	

187	藤田	福島県桑折町	貞和3年8月日	13470800	「真壁政幹代和賀 幹着到状」	お茶の水図書館所蔵 真壁文書	右、藤田城馳参、至忠 節之處	『南東』957号
188	藤田	福島県桑折町	貞和3年8月日	13470800	「岡本隆弘代和賀 弥七着到状土代 写」	秋田藩家蔵文書十	右、為伊達郡藤田・靈 山城凶徒対治、去七月 廿日、自安達郡成田、 大将御発向之間	『南東』958号
189	靈山	福島県伊達市	貞和3年8月日	13470800	「岡本隆弘代和賀 弥七着到状土代 写」	秋田藩家蔵文書十	右、為伊達郡藤田・靈 山城凶徒対治、去七月 廿日、自安達郡成田、 大将御発向之間	『南東』958号
190	成田	福島県二本松市	貞和3年8月日	13470800	「岡本隆弘代和賀 弥七着到状土代 写」	秋田藩家蔵文書十	右、為伊達郡藤田・靈 山城凶徒対治、去七月 廿日、自安達郡成田、 大将御発向之間	『南東』958号
191	靈山	福島県伊達市	貞和3年 9月7日	13470907	「吉良貞家感状写」	結城古文書写有造館 本坤	為靈山・宇津峯以下城 対治、発向處	『南東』959号
192	宇津峰	福島県郡山市・ 須賀川市	貞和3年 9月7日	13470907	「吉良貞家感状写」	結城古文書写有造館 本坤	為靈山・宇津峯以下城 対治、発向處	『南東』959号
193	岩色	福島県本宮市	貞和3年9月日	13470900	「石河蒲田兼光軍 忠状」	東京大学文学部所蔵 結城白川文書	御敵入替岩色城之由、 依承	『南東』960号
194	藤田	福島県桑折町	貞和3年9月日	13470900	「石河蒲田兼光軍 忠状」	東京大学文学部所蔵 結城白川文書	次伊達郡馳向藤田城	『南東』960号
195	河俣	福島県川俣町	貞和3年9月日	13470900	「石河蒲田兼光軍 忠状」	東京大学文学部所蔵 結城白川文書	可馳向小手保河俣城之 由…馳向彼城之處二	『南東』960号
196	宇津峰	福島県郡山市・ 須賀川市	貞和3年9月日	13470900	「石河蒲田兼光軍 忠状」	東京大学文学部所蔵 結城白川文書	兼光馳向埋峯城、於新 御堂御陣、致警固之處 二	『南東』960号
197	新御堂	福島県郡山市力	貞和3年9月日	13470900	「石河蒲田兼光軍 忠状」	東京大学文学部所蔵 結城白川文書	兼光馳向埋峯城、於新 御堂御陣、致警固之處 二	『南東』960号
198	岩色	福島県本宮市	貞和3年9月日	13470900	「石河蒲田親光軍 忠状」	秋田藩家蔵文書二十	御敵入替岩色城之由、 依承	『南東』961号
199	藤田	福島県桑折町	貞和3年9月日	13470900	「石河蒲田親光軍 忠状」	秋田藩家蔵文書二十	次伊達郡馳向藤田城	『南東』961号

200	河俣	福島県川俣町	貞和3年9月日	13470900	〔石河蒲田親光軍忠状〕	秋田藩家藏文書二十	可馳向小手保河俣城之由…馳向彼城之处二	『南東』961号
201	宇津峰	福島県郡山市・須賀川市	貞和3年9月日	13470900	〔石河蒲田親光軍忠状〕	秋田藩家藏文書二十	兼光馳向埋峯城、於新御堂御陣、致警固之处	『南東』961号
202	新御堂	福島県郡山市カ	貞和3年9月日	13470900	〔石河蒲田親光軍忠状〕	秋田藩家藏文書二十	兼光馳向埋峯城、於新御堂御陣、致警固之处	『南東』961号
203	藤田	福島県桑折町	貞和3年9月日	13470900	〔国魂行泰軍忠状〕	磐城国魂文書	馳着奥州伊達郡藤田城大手責口、押攻壁際	『南東』962号
204	靈山	福島県伊達市	貞和3年9月日	13470900	〔国魂行泰軍忠状〕	磐城国魂文書	次靈山・宇津峯凶徒降参之間	『南東』962号
205	宇津峰	福島県郡山市・須賀川市	貞和3年9月日	13470900	〔国魂行泰軍忠状〕	磐城国魂文書	次靈山・宇津峯凶徒降参之間	『南東』962号
206	藤田	福島県桑折町	貞和3年9月日	13470900	〔伊賀盛光着到状〕	磐城飯野文書	所馳参陸奥国伊達郡藤田之城也	『南東』963号
207	靈山	福島県伊達市	貞和3年9月日	13470900	〔伊賀盛光着到状〕	磐城飯野文書	陸奥国伊達郡靈仙并藤田・宇津峯為御対治凶徒、	『南東』964号
208	宇津峰	福島県郡山市・須賀川市	貞和3年9月日	13470900	〔伊賀盛光着到状〕	磐城飯野文書	陸奥国伊達郡靈仙并藤田・宇津峯為御対治凶徒、	『南東』964号
209	藤田	福島県桑折町	貞和3年9月日	13470900	〔伊賀盛光着到状〕	磐城飯野文書	陸奥国伊達郡靈仙并藤田・宇津峯為御対治凶徒…同廿一日、押寄藤田城处、自西搦手出張御敵間…追入城内…大手之木戸口	『南東』964号
210	鉾月	福島県須賀川市	貞和3年9月日	13470900	〔伊賀盛光着到状〕	磐城飯野文書	馳参鉾推之城、同廿日、宇保沢寺山取陣、堅坂口、	『南東』964号
211	宇保沢寺山	福島県	貞和3年9月日	13470900	〔伊賀盛光着到状〕	磐城飯野文書	馳参鉾推之城、同廿日、宇保沢寺山取陣、堅坂口、	『南東』964号
212	宇津峰	福島県郡山市・須賀川市	貞和3年9月日	13470900	〔標葉隆光軍忠状写〕	海東家文書「室原家伝来中世文書」	為陸奥国埋峯・靈山凶徒対治大将御参向之处…田村庄宇津峯凶徒	泉田論文【史料2-g】

213	靈山	福島県伊達市	貞和3年9月日	13470900	「標葉隆光軍忠状写」	「標葉隆光軍忠状写」	海東家文書「室原家伝来中世文書」	為陸奥国理峯・靈山凶徒対治大将御發向之處…靈山御敵悉令降参	泉田論文【史料2-g】
214	成田	福島県二本松市	貞和3年9月日	13470900	「標葉隆光軍忠状写」	「標葉隆光軍忠状写」	海東家文書「室原家伝来中世文書」	去七月十二日馳参安達郡成田城之處	泉田論文【史料2-g】
215	岩色	福島県本宮市	貞和3年9月日	13470900	「標葉隆光軍忠状写」	「標葉隆光軍忠状写」	海東家文書「室原家伝来中世文書」	同十三日夜岩色城御敵令没落畢	泉田論文【史料2-g】
216	藤田	福島県桑折町	貞和3年9月日	13470900	「標葉隆光軍忠状写」	「標葉隆光軍忠状写」	海東家文書「室原家伝来中世文書」	同廿二日押寄伊達郡藤田城轡手付于南切岸致散々合戦之条…仍伊達郡藤田・靈山御敵悉令降参	泉田論文【史料2-g】
217	新御堂	福島県郡山市カ	貞和3年9月日	13470900	「標葉隆光軍忠状写」	「標葉隆光軍忠状写」	海東家文書「室原家伝来中世文書」	次八月九日田村庄宇津峯凶徒為退治被押寄雷田彦三郎・小松五郎殿当庄新御堂并館岡城之間	泉田論文【史料2-g】
218	館岡	福島県郡山市カ	貞和3年9月日	13470900	「標葉隆光軍忠状写」	「標葉隆光軍忠状写」	海東家文書「室原家伝来中世文書」	次八月九日田村庄宇津峯凶徒為退治被押寄雷田彦三郎・小松五郎殿当庄新御堂并館岡城之間	泉田論文【史料2-g】
219	靈山	福島県伊達市	貞和4年2月日	13480200	「結城顕朝申状案」	「結城顕朝申状案」	東北大学日本史研究室保管白河文書	而去年靈山・宇津峯御対治之刻	『南東』967号
220	宇津峰	福島県郡山市・須賀川市	貞和4年2月日	13480200	「結城顕朝申状案」	「結城顕朝申状案」	東北大学日本史研究室保管白河文書	而去年靈山・宇津峯御対治之刻	『南東』967号
221	立谷沢	山形県立川町	貞和4年2月日	13480200	「結城顕朝申状案」	「結城顕朝申状案」	東北大学日本史研究室保管白河文書	其上於羽州立谷沢城、手者松田太郎損命以来	『南東』967号
222	靈山	福島県伊達市	貞和4年3月16日	13480316	「吉良貞家・畠山国氏連署推挙状写」	「吉良貞家・畠山国氏連署推挙状写」	結城古文書写有造館本坤	就中今度靈山・埋峯発向之時、顕朝致軍忠	『南東』969号
223	宇津峰	福島県郡山市・須賀川市	貞和4年3月16日	13480316	「吉良貞家・畠山国氏連署推挙状写」	「吉良貞家・畠山国氏連署推挙状写」	結城古文書写有造館本坤	就中今度靈山・埋峯発向之時、顕朝致軍忠	『南東』969号
224	靈山	福島県伊達市	(貞和4年)4月8日	13480408	「吉良貞家推挙状案」	「吉良貞家推挙状案」	白河集古苑所藏白河結城文書	顕朝今度靈山・埋峯発向之時、致戦功候了	『南東』972号

225	宇津峰	福島県郡山市・須賀川市	(貞和4年)4月8日	13480408	「吉良貞家推挙状案」	白河集古苑所藏白河結城文書	顕朝今度靈山・埋峯発向之時、致戦功候了	『南東』972号
226	靈山	福島県伊達市	(貞和4年)4月8日	13480408	「吉良貞家推挙状案」	白河集古苑所藏白河結城文書	此仁今度靈山・埋峯発向之時、致戦功候之間	『南東』973号
227	宇津峰	福島県郡山市・須賀川市	(貞和4年)4月8日	13480408	「吉良貞家推挙状案」	白河集古苑所藏白河結城文書	此仁今度靈山・埋峯発向之時、致戦功候之間	『南東』973号
228	靈山	福島県伊達市	(貞和4年)4月8日	13480408	「吉良貞家推挙状案」	白河集古苑所藏白河結城文書	顕朝今度靈山・埋峯発向之時、致戦功候了	『南東』974号
229	宇津峰	福島県郡山市・須賀川市	(貞和4年)4月8日	13480408	「吉良貞家推挙状案」	白河集古苑所藏白河結城文書	顕朝今度靈山・埋峯発向之時、致戦功候了	『南東』974号
230	靈山	福島県伊達市	(貞和4年)9月日	13480900	「相馬胤平申状」	磐城相馬文書	去年靈山御発向之時、胤平者老麻病寐之間	『南東』988号
231	靈山	福島県伊達市	(貞和4年)10月27日	13481027	「伊賀盛光請文案」	磐城飯野文書	就中去年貞和參為靈仙・埋峯・藤田以下凶徒御対治	『南東』992号
232	宇津峰	福島県郡山市・須賀川市	(貞和4年)10月27日	13481027	「伊賀盛光請文案」	磐城飯野文書	就中去年貞和參為靈仙・埋峯・藤田以下凶徒御対治	『南東』992号
233	藤田	福島県桑折町	(貞和4年)10月27日	13481027	「伊賀盛光請文案」	磐城飯野文書	就中去年貞和參為靈仙・埋峯・藤田以下凶徒御対治	『南東』992号
234	靈山	福島県伊達市	(貞和4年)11月2日	13481102	「奥州管領某推挙状案」	磐城飯野文書	就中去年者、為靈山・埋峯・藤田以下凶徒対治	『南東』993号
235	宇津峰	福島県郡山市・須賀川市	(貞和4年)11月2日	13481102	「奥州管領某推挙状案」	磐城飯野文書	就中去年者、為靈山・埋峯・藤田以下凶徒対治	『南東』993号
236	藤田	福島県桑折町	(貞和4年)11月2日	13481102	「奥州管領某推挙状案」	磐城飯野文書	就中去年者、為靈山・埋峯・藤田以下凶徒対治	『南東』993号
237	岩崎	岩手県北上市	貞和4年11月日	13481100	「鬼柳義綱陳状案」	東北学院大学院文学研究科日本史研究室所藏鬼柳文書	依寄来岩崎楯、致合戦之忠	『南東』998号

238	鰯岡崎	岩手県北上市	貞和4年 11月日	13481100	「鬼柳義綱陳状案」	東北大学大学院文学 研究科日本史研究室 所蔵鬼柳文書	鬼柳郷内所構橋代三田 糠山・同郷鰯岡崎事也	『南東』998号	鳩岡崎三館のこと と一カ 同一カ
239	義綱城	岩手県北上市	貞和4年 11月日	13481100	「鬼柳義綱陳状案」	東北大学大学院文学 研究科日本史研究室 所蔵鬼柳文書	於義綱城有御一宿	『南東』998号	鳩岡崎三館と同一 カ
240	代三田糠山	岩手県北上市	貞和4年 11月日	13481100	「鬼柳義綱陳状案」	東北大学大学院文学 研究科日本史研究室 所蔵鬼柳文書	鬼柳郷内所構橋代三田 糠山・同郷鰯岡崎事也	『南東』998号	
241	雫石	岩手県雫石町	貞和4年 11月日	13481100	「鬼柳義綱陳状案」	東北大学大学院文学 研究科日本史研究室 所蔵鬼柳文書	国司之舍弟雖有雫石御 居住	『南東』998号	
242	津久毛橋	宮城県栗原市	貞和4年 11月日	13481100	「鬼柳義綱陳状案」	東北大学大学院文学 研究科日本史研究室 所蔵鬼柳文書	其後津久毛橋合戦致後 攻之忠畢	『南東』998号	
243	霊山	福島県伊達市	貞和4年 11月日	13481100	「鬼柳義綱陳状案」	東北大学大学院文学 研究科日本史研究室 所蔵鬼柳文書	次去年霊山・藤田・宇 津峯城等為御対治	『南東』998号	
244	宇津峰	福島県郡山市・ 須賀川市	貞和4年 11月日	13481100	「鬼柳義綱陳状案」	東北大学大学院文学 研究科日本史研究室 所蔵鬼柳文書	次去年霊山・藤田・宇 津峯城等為御対治	『南東』998号	
245	藤田	福島県桑折町	貞和4年 11月日	13481100	「鬼柳義綱陳状案」	東北大学大学院文学 研究科日本史研究室 所蔵鬼柳文書	次去年霊山・藤田・宇 津峯城等為御対治	『南東』998号	
246	宇津峰向陣	福島県郡山市・ 須賀川市	貞和4年 11月日	13481100	「鬼柳義綱陳状案」	東北大学大学院文学 研究科日本史研究室 所蔵鬼柳文書	仍大將宇津峯向御陣之 間、致昼夜警固	『南東』998号	
247	平泉	岩手県平泉町	貞和4年 12月日	13481200	「和賀義光着到状」	東北大学大学院文学 研究科日本史研究室 所蔵鬼柳文書	於平泉御陣、致警固忠 勤	『南東』1001号	
248	師山	宮城県大崎市	貞和5年カ	13490000	「奥州余日記録」	余日家文書	其より河内志田郡師山 へ御つきまより	『仙台市史』資料編 古代中世 237頁	
249	上田	岩手県盛岡市	(正平5年カ) 6月18日	13500618	「北畠顕家書状」	南部光徹氏所蔵遠野 南部家文書	兼又上田城事、成和与 之儀候之間	『南東』1023号	

250	岩切	宮城県仙台市	観心2年 1月28日	13510128	「吉良貞家軍勢催 促状」	磐城飯野文書	磐城飯野文書	岩切・新田両城之間、 連日合戦最中也	『南東』1038号
251	新田	宮城県多賀城市	観心2年 1月28日	13510128	「吉良貞家軍勢催 促状」	磐城飯野文書	磐城飯野文書	岩切・新田両城之間、 連日合戦最中也	『南東』1038号
252	岩切	宮城県仙台市	(観心2年) 2月12日	13510212	「結城顕朝書状写」	結城古文書写有造館 本坤	結城古文書写有造館 本坤	今日十二日、岩切城奇 懸て合戦し、被追落了	『南東』1042号
253	白河関	福島県白河市	(観心2年) 2月12日	13510212	「結城顕朝書状写」	結城古文書写有造館 本坤	結城古文書写有造館 本坤	一、当関所けいこの事 により候て	『南東』1042号
254	岩切	宮城県仙台市	(観心2年) 2月13日	13510213	「結城顕朝書状」	東北大学日本史研究 室保管白河文書	東北大学日本史研究 室保管白河文書	岩切城没落事、先立申 候畢、留守城去夜又落 候	『南東』1044号
255	留守	宮城県多賀城市	(観心2年) 2月13日	13510213	「結城顕朝書状」	東北大学日本史研究 室保管白河文書	東北大学日本史研究 室保管白河文書	岩切城没落事、先立申 候畢、留守城去夜又落 候	『南東』1044号
256	白河関	福島県白河市	(観心2年) 2月13日	13510213	「結城顕朝書状」	東北大学日本史研究 室保管白河文書	東北大学日本史研究 室保管白河文書	関所を警固候て、相 構々々々可被打留候	『南東』1044号
257	岩切	宮城県仙台市	(観心2年) 2月日	13510200	「和賀義光軍忠状」	東北大学日本史研究 室所蔵鬼柳文書	東北大学日本史研究 室所蔵鬼柳文書	府中馳參、岩切城搦手 太田口令警固、同二月 十二日、自大仏南脇貢 上、城内切入	『南東』1050号
258	虚空藏	宮城県仙台市	(観心2年) 2月日	13510200	「和賀義光軍忠状」	東北大学日本史研究 室所蔵鬼柳文書	東北大学日本史研究 室所蔵鬼柳文書	次同十四日宮城郡虚空 藏箱…彼城馳向	『南東』1050号
259	岩切	宮城県仙台市	(観心2年) 2月日	13510200	「和賀義勝代野田 盛綱軍忠状」	東北大学日本史研究 室所蔵鬼柳文書	東北大学日本史研究 室所蔵鬼柳文書	府中馳參、岩切城搦手 太田口令警固、同二月 十二日、自大仏南脇壁 岸、貢上城内、切入畠 山殿御陣	『南東』1051号
260	虚空藏	宮城県仙台市	(観心2年) 2月日	13510200	「和賀義勝代野田 盛綱軍忠状」	東北大学日本史研究 室所蔵鬼柳文書	東北大学日本史研究 室所蔵鬼柳文書	同十四日、宮城郡虚空 藏城…彼城馳向	『南東』1051号
261	岩切	宮城県仙台市	(観心2年)	13510000	「奥州余日記録」	余目家文書	余目家文書	ある時、畠山殿、宮城 之内岩切二たちこもり 給ふ二	『仙台市史』資料編 古代中世232頁
262	白河関	福島県白河市	観心2年 3月3日	13510203	「吉良貞家書状」	白河集古苑所蔵白河 結城文書	白河集古苑所蔵白河 結城文書	自元当関所可有御警固 之由、申候了	『南東』1053号

263	白河関	福島県白河市	観応2年 3月6日	13510206	「吉良貞家感状」	白河集古苑所蔵白河 結城文書	於白河関、就被致警固、 無為対治之間	『南東』1055号	
264	小高	福島県南相馬市	観応2年3月3日	13510300	「相馬親胤申状案」	磐城相馬文書	当国行方郡播籠小高城 …落後城	『南東』1060号	
265	岩切	宮城県仙台市	観応2年3月3日	13510300	「和賀義勝代野田 盛綱着到状」	東北大学日本史研究 室所蔵鬼柳文書	馳□府中岩切城搦手太 田口、令警固	『南東』1061号	
266	虚空蔵	宮城県仙台市	観応2年3月3日	13510300	「和賀義勝代野田 盛綱着到状」	東北大学日本史研究 室所蔵鬼柳文書	同十四日、虚空蔵御対 治之時	『南東』1061号	
267	府中	宮城県多賀城市	観応2年4月4日	13510400	「伊賀盛光代子息 光長着到状」	磐城飯野文書	当大將自奥州府中於御 立之時分	『南東』1066号	
268	府中	宮城県多賀城市	観応2年5月5日	13510500	「真壁政幹代薄国 幹着到状」	お茶の水図書館所蔵 真壁文書	將又府中參、致于今警 固候畢	『南東』1068号	
269	府中	宮城県多賀城市	正平6年 10月18日	13511018	「某袖判平景宗奉 書」	磐城相馬文書	早相催一族、府中対治 以前	『南東』1088号	
270	名取	宮城県名取市	(観応2年) 11月25日	13511125	「吉良貞家書状」	白河集古苑所蔵白河 結城文書	抑名取要害堅固未作之 間、依用心難儀、遷伊 具館候了	『南東』1098号	
271	伊具	宮城県丸森町、 角田市付近カ	(観応2年) 11月25日	13511125	「吉良貞家書状」	白河集古苑所蔵白河 結城文書	抑名取要害堅固未作之 間、依用心難儀、遷伊 具館候了	『南東』1098号	
272	国府寺	秋田県秋田市カ	観応2年 11月1日	13511100	「真壁政幹代森国 幹着到状」	お茶の水図書館所蔵 真壁文書	去月廿七日、馳參羽州 国府寺御陣、至于阿谷 御陣、令致宿直警固候 畢	『南東』1101号	
273	阿谷	山形県天童市カ	観応2年 11月1日	13511100	「真壁政幹代森国 幹着到状」	お茶の水図書館所蔵 真壁文書	去月廿七日、馳參羽州 国府寺御陣、至于阿谷 御陣、令致宿直警固候 畢	『南東』1101号	
274	鬼屋宿	宮城県名取市付 近カ	観応2年 12月1日	13511200	「標葉清隆着到状 写」	海東家文書「室原家 伝来中世文書」	去十月十一日於鬼屋宿 進代官彦五郎秀春	泉田論文【史料 1-c】	
275	物響	宮城県名取市	観応2年 12月1日	13511200	「標葉清隆着到状 写」	海東家文書「室原家 伝来中世文書」	同十一月八日一族相共 馳參名取郡物響御陣	泉田論文【史料 1-c】	
276	白河関	福島県白河市	(正平7年) 3月5日	13520305	「覚誓書状写」	『園太暦』正平七年 三月四日条	次奥州国司到着白河関	『南東』1124号	

277	三沢	宮城県白石市	正平7年 3月18日	13520318	「吉良貞家軍勢催 促状」	磐城相馬文書	今月十七日、顕信卿没 落三沢城、引籠小手保 大波城之間	『南東』1129号	
278	大波	福島県福島市	正平7年 3月18日	13520318	「吉良貞家軍勢催 促状」	磐城相馬文書	今月十七日、顕信卿没 落三沢城、引籠小手保 大波城之間	『南東』1129号	
279	田村	福島県郡山市	正平7年 3月24日	13520324	「吉良貞家軍勢催 促状」	磐城相馬文書	顕信卿已下凶徒等、落 籠田村宇津峯之間、為 対治	『南東』1130号	
280	宇津峰	福島県郡山市・ 須賀川市	正平7年 3月24日	13520324	「吉良貞家軍勢催 促状」	磐城相馬文書	顕信卿已下凶徒等、落 籠田村宇津峯之間、為 対治	『南東』1130号	
281	米倉	宮城県大崎市	正平7年 3月25日	13520325	「和賀義勝代野田 盛重着到状」	東北大学日本史研究 室所蔵鬼柳文書	右今年閏二月十日、為 米倉城後迫罷向之處	『南東』1133号	薄衣城(岩手県一 関市)の可能性も
282	持渡津	宮城県涌谷町	正平7年 3月25日	13520325	「和賀義勝代野田 盛重着到状」	東北大学日本史研究 室所蔵鬼柳文書	同廿五日、於持渡津馳 属御手、押寄府中南部 城	『南東』1133号	河北町説も
283	南部	宮城県仙台市	正平7年 3月25日	13520325	「和賀義勝代野田 盛重着到状」	東北大学日本史研究 室所蔵鬼柳文書	同廿五日、於持渡津馳 属御手、押寄府中南部 城	『南東』1133号	
284	府中	宮城県多賀城市	正平7年 3月26日	13520326	「吉良貞家感状」	東北大学日本史研究 室所蔵鬼柳文書	云奥方、云府中、致軍 忠之条	『南東』1134号	
285	名生	宮城県大崎市	観応3年3月日	13520300	「某軍忠状」	駿河大石寺文書	去年観応二為名□□ □□玉造郡三丁目被□陣 之間	『南東』1135号	名生城カ
286	三丁目	宮城県大崎市	観応3年3月日	13520300	「某軍忠状」	駿河大石寺文書	去年観応二為名□□ □□玉造郡三丁目被□陣 之間	『南東』1135号	
287	米倉	宮城県大崎市	観応3年3月日	13520300	「某軍忠状」	駿河大石寺文書	次今年壬子自米倉城 御出之間	『南東』1135号	薄衣城(一関市) の可能性も
288	長崎	宮城県大崎市	観応3年3月日	13520300	「某軍忠状」	駿河大石寺文書	遠田郡長崎被召陣処	『南東』1135号	
289	黒沼	宮城県栗原市	観応3年3月日	13520300	「某軍忠状」	駿河大石寺文書	三迫黒沼城水谷右馬権 守・葛西伯耆守楯龍之 間、馳向佐沼橋本	『南東』1135号	

290	佐沼	宮城県大崎市	観応3年3月日	13520300	「某軍忠状」	駿河大石寺文書	三迫黒沼城水谷右馬権守・葛西伯耆守橋籠之間、馳向佐沼橋本	『南東』1135号	
291	木間崎	岩手県陸前高田市	観応3年4月28日	13520428	「吉良貞経軍忠状」	只野重次郎氏所藏多田文書	気仙郡木間崎向城事、一族相共馳向彼所	『南東』1148号	
292	木間崎城	岩手県陸前高田市	観応3年4月28日	13520428	「吉良貞経軍忠状」	只野重次郎氏所藏多田文書	気仙郡木間崎向城事、一族相共馳向彼所	『南東』1148号	木間崎城に対する向城力
293	益田宿居関所	宮城県名取市	観応3年4月29日	13520429	「吉良貞家書下」	陸前名取熊野神社文書	於名取郡〔 〕益田宿居関所…可被致警固之状如件	『南東』1149号	
294	城郭	福島県会津地方	観応3年5月21日	13520521	「真壁政幹代薄景教軍忠状」	お茶の水区書館所藏真壁文書	会津郡所々城郭合戦仕了、河沼郡合河・浜崎城、次躰河庄政所楯、至牛沢城	『南東』1152号	
295	合河	福島県塩川町	観応3年5月21日	13520521	「真壁政幹代薄景教軍忠状」	お茶の水区書館所藏真壁文書	会津郡所々城郭合戦仕了、河沼郡合河・浜崎城、次躰河庄政所楯、至牛沢城	『南東』1152号	金河カ
296	浜崎	福島県湯川村	観応3年5月21日	13520521	「真壁政幹代薄景教軍忠状」	お茶の水区書館所藏真壁文書	会津郡所々城郭合戦仕了、河沼郡合河・浜崎城、次躰河庄政所楯、至牛沢城	『南東』1152号	
297	躰河庄政所楯	福島県会津坂下町	観応3年5月21日	13520521	「真壁政幹代薄景教軍忠状」	お茶の水区書館所藏真壁文書	会津郡所々城郭合戦仕了、河沼郡合河・浜崎城、次躰河庄政所楯、至牛沢城	『南東』1152号	
298	牛沢	福島県会津坂下町	観応3年5月21日	13520521	「真壁政幹代薄景教軍忠状」	お茶の水区書館所藏真壁文書	会津郡所々城郭合戦仕了、河沼郡合河・浜崎城、次躰河庄政所楯、至牛沢城	『南東』1152号	
299	宇津峰	福島県郡山市・須賀川市	観応3年7月5日	13520705	「吉良貞家軍勢催促状」	磐城相馬文書	宇口峯宮井頭信卿、可没落奥…	『南東』1160号	
300	矢柄	福島県郡山市カ	(観応3年カ)8月5日	13520805	「須賀清秀書状」	白河集古苑所藏白河結城文書	以御方便、矢柄城凶徒等参御方候之矣	『南東』1172号	

301	府中	宮城県多賀城市	観応3年 9月13日	13520913	「和賀義光着到状」	東北大学日本史研究室所蔵鬼柳文書	三月十一日府中馳参…当城霧来開…道庭口出帳…府中城南門警固	『南東』1174号
302	山村	宮城県仙台市	観応3年 9月13日	13520913	「和賀義光着到状」	東北大学日本史研究室所蔵鬼柳文書	同十五日夜、山村御敵当城寄来開	『南東』1174号
303	府中	宮城県多賀城市	観応3年9月日	13520900	「和賀義綱着到状」	東北大学日本史研究室所蔵鬼柳文書	三月十一日府中馳参…道庭口散々合戦…府中御城南門警固令勤仕上者	『南東』1179号
304	山村	宮城県仙台市	観応3年9月日	13520900	「和賀義綱着到状」	東北大学日本史研究室所蔵鬼柳文書	十五日夜、山村凶徒等出帳之間…及同山村之向陣於曾沼城、野田七郎太郎令警固	『南東』1179号
305	小曾沼	宮城県仙台市	観応3年9月日	13520900	「和賀義綱着到状」	東北大学日本史研究室所蔵鬼柳文書	及同山村之向陣於曾沼城、野田七郎太郎令警固	『南東』1179号
306	府中	宮城県多賀城市	観応3年 10月2日	13521002	「吉良貞家推拳状案」	東北大学日本史研究室所蔵鬼柳文書	馳上多賀国府、数ヶ度抽軍功、于今致警固之忠之間	『南東』1181号
307	篠川	福島県郡山市	観応3年 10月17日	13521017	「足利尊氏感状」	仙台市博物館所蔵伊達文書	奥州佐々河合戦之時	『南東』1186号
308	宇津峰	福島県郡山市・須賀川市	観応3年 10月29日	13521029	「吉良貞家推拳状写」	東北大学日本史研究室保管白河文書	去年宇津峯宮・伊達飛驒前司…矢柄・宇津峯当陣	『南東』1189号
309	山村	宮城県仙台市	観応3年 10月29日	13521029	「吉良貞家推拳状写」	東北大学日本史研究室保管白河文書	及宮城郡山村宮以下凶徒、寄来名取郡之時	『南東』1189号
310	矢柄	福島県郡山市	観応3年 10月29日	13521029	「吉良貞家推拳状写」	東北大学日本史研究室保管白河文書	至于田村矢柄・宇津峯当陣	『南東』1189号
311	靈山	福島県伊達市	観応3年 11月22日	13521122	「吉良貞家推拳状」	磐城相馬文書	去貞和三年伊達郡藤田・靈山・田村庄宇津峯城等発向之時	『南東』1193号
312	宇津峰	福島県郡山市・須賀川市	観応3年 11月22日	13521122	「吉良貞家推拳状」	磐城相馬文書	去貞和三年伊達郡藤田・靈山・田村庄宇津峯城等発向之時…至于佐々河・田村・矢柄・宇津峯当陣	『南東』1193号

313	藤田	福島県桑折町	観心3年 11月22日	13521122	「吉良貞家推拳状」	磐城相馬文書	去貞和三年伊達郡藤田・雲山・田村庄宇津峯城等発向之時	『南東』1193号
314	府中	宮城県多賀城市	観心3年 11月22日	13521122	「吉良貞家推拳状」	磐城相馬文書	府中襲下之処、同十月廿二日、馳向柴田郡倉本河	『南東』1193号
315	郡谷田	福島県郡山市	観心3年 11月22日	13521122	「吉良貞家推拳状」	磐城相馬文書	最前進子息治部少輔胤頼於安藤郡郡谷田御陣、至于佐々河・田村・矢柄・宇津峯当陣	『南東』1193号
316	篠川	福島県郡山市	観心3年 11月22日	13521122	「吉良貞家推拳状」	磐城相馬文書	最前進子息治部少輔胤頼於安藤郡郡谷田御陣、至于佐々河・田村・矢柄・宇津峯当陣	『南東』1193号
317	田村	福島県郡山市	観心3年 11月22日	13521122	「吉良貞家推拳状」	磐城相馬文書	最前進子息治部少輔胤頼於安藤郡郡谷田御陣、至于佐々河・田村・矢柄・宇津峯当陣	『南東』1193号
318	矢柄	福島県郡山市カ	観心3年 11月22日	13521122	「吉良貞家推拳状」	磐城相馬文書	最前進子息治部少輔胤頼於安藤郡郡谷田御陣、至于佐々河・田村・矢柄・宇津峯当陣	『南東』1193号
319	山村	宮城県仙台市	文和1年 12月15日	13521215	「吉良貞経軍勢催促状」	東北大学日本史研究室所蔵鬼柳文書	山村・小曾沼以下凶徒対治事	『南東』1201号
320	小曾沼	宮城県仙台市	文和1年 12月15日	13521215	「吉良貞経軍勢催促状」	東北大学日本史研究室所蔵鬼柳文書	山村・小曾沼以下凶徒対治事	『南東』1201号
321	矢柄	福島県郡山市カ	文和1年 12月15日	13521215	「吉良貞家推拳状」	磐城飯野文書	於矢柄・宇津峯等、抽戦功之上者	『南東』1203号
322	宇津峰	福島県郡山市・須賀川市	文和1年 12月15日	13521215	「吉良貞家推拳状」	磐城飯野文書	於矢柄・宇津峯等、抽戦功之上者	『南東』1203号
323	小曾沼	宮城県仙台市	文和2年1月日	13550100	「和賀義綱代某軍忠状」	東北大学日本史研究室所蔵鬼柳文書	今年文和二正月十日、宮城郡小曾沼城…小口沼城令没落	『南東』1213号
324	一名坂	宮城県仙台市	文和2年1月日	13550100	「和賀義綱代某軍忠状」	東北大学日本史研究室所蔵鬼柳文書	同十八日、一名坂城追落畢	『南東』1213号

325	山村	宮城県仙台市	文和2年1月1日	13550100	「和賀義綱代某軍忠状」	東北大学日本史研究室所蔵鬼柳文書	東北大学日本史研究室所蔵鬼柳文書	同十九日、山村城御発向之間	『南東』1213号
326	吉田	宮城県大和町	文和2年1月1日	13550100	「和賀義綱代某軍忠状」	東北大学日本史研究室所蔵鬼柳文書	東北大学日本史研究室所蔵鬼柳文書	同廿日、黒川郡吉田城御共仕之處	『南東』1213号
327	小菅沼	宮城県仙台市	文和2年1月1日	13550100	「和賀義綱代野田六郎左衛門尉着到状」	東北大学日本史研究室所蔵鬼柳文書	東北大学日本史研究室所蔵鬼柳文書	今月十日為宮城郡沼沼城御対治…同十八日夜、彼城依令没落	『南東』1214号
328	山村	宮城県仙台市	文和2年1月1日	13550100	「和賀義綱代野田六郎左衛門尉着到状」	東北大学日本史研究室所蔵鬼柳文書	東北大学日本史研究室所蔵鬼柳文書	同十九日、令供奉山村罪	『南東』1214号
329	吉田	宮城県大和町	文和2年1月1日	13550100	「和賀義綱代野田六郎左衛門尉着到状」	東北大学日本史研究室所蔵鬼柳文書	東北大学日本史研究室所蔵鬼柳文書	翌廿日、黒河郡吉田城令御共仕…如此於所々權々	『南東』1214号
330	宇津峰	福島県郡山市・須賀川市	文和2年2月2日	13550202	「下野守某奉書」	磐城飯野文書	磐城飯野文書	抑宇津峯責事、早任被仰下之旨	『南東』1215号
331	矢柄	福島県郡山市	文和2年2月2日	13550200	「石川蒲田親光着到状写」	秋田藩家蔵文書二十	秋田藩家蔵文書二十	殊更自唐久野御合戦・矢柄城当陣、至宇津峯、令勤仕候畢	『南東』1222号
332	宇津峰	福島県郡山市・須賀川市	文和2年2月2日	13550200	「石川蒲田親光着到状写」	秋田藩家蔵文書二十	秋田藩家蔵文書二十	殊更自唐久野御合戦・矢柄城当陣、至宇津峯、令勤仕候畢	『南東』1222号
333	宇津峰	福島県郡山市・須賀川市	文和2年4月20日	13550420	「足利尊氏御判御教書」	伊勢結城神社所蔵文書	伊勢結城神社所蔵文書	陸奥国埋峯凶徒事、注申之趣	『南東』1235号
334	宇津峰	福島県郡山市・須賀川市	文和2年4月22日	13550422	「足利尊氏御判御教書」	伊勢結城神社所蔵文書	伊勢結城神社所蔵文書	於奥州埋峯合戦、致忠節由事	『南東』1237号
335	宇津峰	福島県郡山市・須賀川市	文和2年4月26日	13550426	「須賀清秀副状」	伊勢結城神社所蔵文書	伊勢結城神社所蔵文書	今月十五日、埋峯御合戦事	『南東』1239号
336	宇津峰	福島県郡山市・須賀川市	文和2年4月29日	13550429	「那須資信代大塩宗広着到状写」	結城古文書写有造館本坤	結城古文書写有造館本坤	今月廿九日、埋峯城江、為抽戦功	『南東』1242号
337	宇津峰	福島県郡山市・須賀川市	文和2年5月20日	13550520	「足利尊氏御判御教書写」	結城古文書写有造館本坤	結城古文書写有造館本坤	埋峯城凶徒対治事、抽戦功云々	『南東』1248号
338	部谷田	福島県郡山市	文和2年5月5日	13550500	「国魂行泰代隆秀軍忠状」	磐城国魂文書	磐城国魂文書	馳參安積郡戸谷御陣	『南東』1250号

339	矢柄	福島県郡山市カ	文和2年5月日	13530500	「国魂行泰代隆秀軍忠状」	磐城国魂文書	同九日、於矢柄城致忠節、同八月七日、馳向埋峯城、致警固	『南東』1250号	
340	宇津峰	福島県郡山市・須賀川市	文和2年5月日	13530500	「国魂行泰代隆秀軍忠状」	磐城国魂文書	同八月七日、馳向埋峯城、致警固、今年文和二年於河曲口仁…至于彼城没落之期	『南東』1250号	
341	郡谷田	福島県郡山市	文和2年5月日	13530500	「佐原宗連軍忠状」	陸前小荒井文書	參安種郡部屋田御陣、同六月廿七日、佐々河御発向之間	『南東』1251号	
342	篠川	福島県郡山市	文和2年5月日	13530500	「佐原宗連軍忠状」	陸前小荒井文書	參安種郡部屋田御陣、同六月廿七日、佐々河御発向之間	『南東』1251号	
343	六日市庭	福島県郡山市カ	文和2年5月日	13530500	「佐原宗連軍忠状」	陸前小荒井文書	追落田村六日市庭凶徒等、同七日、自新御堂御陣、供奉仕	『南東』1251号	
344	新御堂	福島県郡山市カ	文和2年5月日	13530500	「佐原宗連軍忠状」	陸前小荒井文書	追落田村六日市庭凶徒等、同七日、自新御堂御陣、供奉仕	『南東』1251号	
345	矢柄	福島県郡山市カ	文和2年5月日	13530500	「佐原宗連軍忠状」	陸前小荒井文書	自新御堂御陣、供奉仕、至于所々御陣、矢柄城致警固忠節畢	『南東』1251号	
346	宇津峰	福島県郡山市・須賀川市	文和2年5月日	13530500	「佐原宗連軍忠状」	陸前小荒井文書	同八月、埋峯八田河口取陣、同九月六日夜、戸帳合戦時…城内切入、放火一城…可向河曲口之由…馳向河曲口之処…河曲口合戦致軍忠…責上石森峯、打破一木戸	『南東』1251号	
347	八田河口	福島県郡山市	文和2年5月日	13530500	「佐原宗連軍忠状」	陸前小荒井文書	同八月、埋峯八田河口取陣、同九月六日夜、戸帳合戦時	『南東』1251号	
348	石森	福島県郡山市	文和2年5月日	13530500	「佐原宗連軍忠状」	陸前小荒井文書	同四月五日、石森下取陣、同十五日、責上石森峯、打破一木戸	『南東』1251号	

349	宇津峰	福島県郡山市・須賀川市	文和2年5月日	13530500	「黒沢広綱女子代中務次郎義広着到状写」	宮城県松島町赤間長男氏保管青木家々譜	陸奥国田村庄宇津峯麓於合戦	『南東』1252号	
350	石森	福島県郡山市	文和2年5月日	13530500	「黒沢広綱女子代中務次郎義広着到状写」	宮城県松島町赤間長男氏保管青木家々譜	当御陣森、去月十三日、同十五日、同度致合戦	『南東』1252号	石森カ
351	宇津峰	福島県郡山市・須賀川市	文和2年5月日	13530500	「相馬胤藤着到状」	相馬市教育委員会寄託相馬岡田文書	陸奥国宇津峯麓石森陳馳參	『南東』1253号	
352	石森	福島県郡山市	文和2年5月日	13530500	「相馬胤藤着到状」	相馬市教育委員会寄託相馬岡田文書	陸奥国宇津峯麓石森陳馳參	『南東』1253号	
353	滝尻	福島県いわき市	文和2年5月日	13530500	「石川兼光軍忠状」	東京大学文学部所蔵結城白川文書	至于東海道滝尻、令供奉之間、兼光馳參最前滝尻、懸御目、令宿直畢	『南東』1254号	
354	稲村	福島県須賀川市	文和2年5月日	13530500	「石川兼光軍忠状」	東京大学文学部所蔵結城白川文書	同十二月廿三日、大将山道稲村御越之時	『南東』1254号	
355	府中	宮城県多賀城市	文和2年5月日	13530500	「石川兼光軍忠状」	東京大学文学部所蔵結城白川文書	府中之凶徒為対治御発向之時…推寄府中城…押寄府中城	『南東』1254号	
356	羽黒	宮城県名取市	文和2年5月日	13530500	「石川兼光軍忠状」	東京大学文学部所蔵結城白川文書	同三月一日、名取郡羽黒城取陣	『南東』1254号	
357	山村	宮城県仙台市	文和2年5月日	13530500	「石川兼光軍忠状」	東京大学文学部所蔵結城白川文書	同十三日、自山村為尻攻、御敵出帳間、搦手仁罷向	『南東』1254号	
358	小鶴	宮城県仙台市	文和2年5月日	13530500	「石川兼光軍忠状」	東京大学文学部所蔵結城白川文書	馳向于小鶴、懸先	『南東』1254号	
359	篠川	福島県郡山市	文和2年5月日	13530500	「石川兼光軍忠状」	東京大学文学部所蔵結城白川文書	同四月二日、佐々河合戦致軍忠	『南東』1254号	
360	部谷田	福島県郡山市	文和2年5月日	13530500	「石川兼光軍忠状」	東京大学文学部所蔵結城白川文書	其後大将安積郡部屋田城御座之間、一族相共、令宿直警固畢	『南東』1254号	
361	御代田	福島県郡山市	文和2年5月日	13530500	「石川兼光軍忠状」	東京大学文学部所蔵結城白川文書	随御蔽引退于三世田城之間、追懸、取向陣之処	『南東』1254号	

362	御代田向 陣	福島県郡山市	文和2年5月日	13530500	「石川兼光軍忠状」	東京大学文学部所蔵 結城白川文書	随御敵引退于三世田城 之間、追懸、取向陣之 処	『南東』1254号	
363	矢柄	福島県郡山市カ	文和2年5月日	13530500	「石川兼光軍忠状」	東京大学文学部所蔵 結城白川文書	同九日、押寄于矢柄城 之處、城内凶徒出帳… 追入城内畢	『南東』1254号	
364	宇津峰	福島県郡山市・ 須賀川市	文和2年5月日	13530500	「石川兼光軍忠状」	東京大学文学部所蔵 結城白川文書	同八月七日、押寄宇津 峯、御発向之時、御共 仕、取向陣、宿直警固 之處…責上柴塚、同 十五日、当城切岸之合 戦	『南東』1254号	
365	宇津峰向 陣	福島県郡山市・ 須賀川市	文和2年5月日	13530500	「石川兼光軍忠状」	東京大学文学部所蔵 結城白川文書	同八月七日、押寄宇津 峯、御発向之時、御共 仕、取向陣、宿直警固 之處	『南東』1254号	
366	部谷田	福島県郡山市	文和2年5月日	13530500	「伊賀盛光代光長 軍忠状」	磐城飯野文書	四月一日、安積郡戸谷 田御陣仁令進代官藤光	『南東』1255号	
367	六日市庭	福島県郡山市カ	文和2年5月日	13530500	「伊賀盛光代光長 軍忠状」	磐城飯野文書	於田村庄柄久野原、致 太刀打、并六日市庭城、 致後攻合戦畢	『南東』1255号	
368	矢柄	福島県郡山市カ	文和2年5月日	13530500	「伊賀盛光代光長 軍忠状」	磐城飯野文書	同九日、於矢柄城西手、 致戦功畢	『南東』1255号	
369	宇津峰	福島県郡山市・ 須賀川市	文和2年5月日	13530500	「伊賀盛光代光長 軍忠状」	磐城飯野文書	同八月七日、馳向埋峯 城、致警固畢…於埋峯 東乙森、致矢軍畢…於 壁際合戦者…致于彼城 没落期	『南東』1255号	
370	赤石	宮城県仙台市	文和2年 7月15日	13530715	「吉良貞経寄進状」	陸前名取熊野神社文 書	名取郡北南赤石本園所 事	『南東』1265号	
371	府中	宮城県多賀城市	文和3年 6月24日	13540624	「吉良満家軍勢權 促状」	東北大学日本史研究 室所蔵鬼柳文書	石塔左衛門佐義憲相語 野心之輩并凶徒等、寄 来府中之間…可令府中 也	『南東』1295号	
372	伊達宮内 少輔楯	福島県カ	文和3年 6月24日	13540624	「吉良満家軍勢權 促状」	東北大学日本史研究 室所蔵鬼柳文書	依御方無勢、引退伊達 宮内少輔楯畢	『南東』1295号	

373	秋田	秋田県秋田市	延文1年6月日	13566000	「秋田城古四天王寺別当恒智代某申状」	岩手大学附属図書館所蔵新渡戸文書	出羽国秋田城古四天王寺別当助法印恒智代	『南東』1339号	
374	高清水	宮城県大崎市	康安1年10月5日	13611005	「岡本隆弘代小野右衛門太郎軍忠状写」	秋田藩家蔵文書十	去月廿五日於高泉御陣馳参候上者	『南東』1444号	
375	名取	宮城県名取市	貞治2年9月31日	13630931	「伊賀盛光代光政着到状」	磐城飯野文書	名取御陣馳参候、府中并高清水御下向供奉仕候者也	『南東』1476号	
376	府中	宮城県多賀城市	貞治2年9月31日	13630931	「伊賀盛光代光政着到状」	磐城飯野文書	名取御陣馳参候、府中并高清水御下向供奉仕候者也	『南東』1476号	
377	高清水	宮城県大崎市	貞治2年9月31日	13630931	「伊賀盛光代光政着到状」	磐城飯野文書	名取御陣馳参候、府中并高清水御下向供奉仕候者也	『南東』1476号	
378	大曲雨宿?	秋田県大仙市	貞治5年11月27日	13661127	「某議状案」	岩手大学附属図書館所蔵新渡戸文書	大曲雨宿当城并両方之	『南東』1853号	
379	平(又平?)	福島県	(年未詳)6月25日		「結城顯朝書状」	榊原結城文書	又平城へ入候ニ御共事	『南東』1892号	
380	こま崎	宮城県多賀城市	応安6、7年前後	13730000	「奥州余目記録」	余目家文書	留守殿在城こまさきへ出仕ス…吉良殿ハこまさ崎ニ控給ふ、畠山殿、長岡郡沢田要害へ打入給ふ	『仙台市史』資料編 古代中世 233、242頁	塩竈市説、栗原市説も
381	沢田	宮城県大崎市	応安6、7年前後	13730000	「奥州余目記録」	余目家文書	吉良殿ハこまさ崎ニ控給給ふ、畠山殿、長岡郡沢田要害へ打入給ふ	『仙台市史』資料編 古代中世 242頁	
382	羽黒堂山	宮城県大崎市	応安6、7年前後	13730000	「奥州余目記録」	余目家文書	大崎より打出、羽黒堂山、長岡之地蔵堂山に陣を取給ふ	『仙台市史』資料編 古代中世 242頁	
383	地蔵堂山	宮城県大崎市	応安6、7年前後	13730000	「奥州余目記録」	余目家文書	大崎より打出、羽黒堂山、長岡之地蔵堂山に陣を取給ふ	『仙台市史』資料編 古代中世 242頁	
384	卅番神	宮城県大崎市	応安6、7年前後	13730000	「奥州余目記録」	余目家文書	すて二長世保州番神二築館給ふ、從大崎勢鉢森二取陣	『仙台市史』資料編 古代中世 242頁	

385	鉢森	宮城県美里町	応安 6、7 年 前後	13730000	「奥州余日記録」	余日家文書	すて二長世保州番神二築館給六、從大崎勢鉢森二取陣	『仙台市史』資料編 古代中世 242 頁	彫堂七館カ
386	長田	宮城県松島町	応安 6、7 年 前後	13730000	「奥州余日記録」	余日家文書	竹城保之内、長田ニ築城…なかたの城ニこもる…役所をこらへ…明日彼城費られへし…三間ハ海也	『仙台市史』資料編 古代中世 242～243 頁	館ヶ崎城カ
387	長尾	宮城県大崎市	南北朝末期		「奥州余日記録」	余日家文書	長世保長尾郷八ひろくきと申所ニ取陣	『仙台市史』資料編 古代中世 237 頁	
388	岩手沢	宮城県大崎市	南北朝末期		「奥州余日記録」	余日家文書	岩手さハより手勢三百余騎ニてはせつき	『仙台市史』資料編 古代中世 237 頁	
389	村岡	宮城県利府町	永和 2 年 10 月 9 日	13761009	「石橋棟義軍勢催促状」	奥州市水沢図書館所蔵留守文書	村岡城警固事、勤原致其沙汰候者	『南東』1975 号	

出典略称：『南北朝遺文 東北編』…『南東』。泉田邦彦「鎌倉末・南北朝期の標葉室原氏」（『相馬郷土』第 30 号、2015 年）…泉田論文

清末ホヴド地区における 清朝統治の再編とカザフ人

小 沼 孝 博

はじめに

モンゴリア西部に位置するホヴドの地は、1755年の遊牧国家ジューンガルの滅亡を契機に清朝の支配領域に組み込まれ、ホヴド参贊大臣の管轄下に置かれた。以後、清朝のホヴド地区⁽¹⁾の統治は、1912年2月の清朝の滅亡、そして同年8月のボグド＝ハーン政権によるホヴドの「解放」まで、約1世紀半に及んだ。

統治開始から約20年の間、清朝が遊牧勢力の移住政策を推し進めたことにより、ホヴド地方の住民構成は著しく変化した。ジューンガル征服の前後に帰順したドルベト・ザハチン・ミヤンガトなどのオイラト系の諸集団が遊牧地を割り当てられ、この地に居住を開始した。1771-72年にヴォルガ河流域からトルグートとホシュートが帰還すると、清朝はその一部（新トルグート、新ホシュート）をホヴドに移住させた。この時期におけるオイラト系諸集団の移住については、すでに複数の研究が発表されており、各集団の起源や移住のプロセスが明らかにされている [岡 1994; オチル 2004; 小沼 2004; Очирын 2015]。

ただし、清朝の統治開始期の問題を除けば、清代ホヴド地区の政治・社会状況はなお不明な点を多く残している。その一因は、清朝の統治下において当該地方が比較的安定した情勢を保ちえたため、特筆されるような問題の発生自体が稀であったことにもよろう。事実、トルグートとホシュートの移住以降は、1906年におけるアルタイ地区の分治、1912年の「解放」にいたる時期まで、目立った政治的な動きは少ない。

そのようななか、約1世紀半続いた清朝統治期の半ばにあたる1830年代、カザフ人の一群がホヴド地区に流入し、その駆逐のために清朝が軍事行動を起こす事件が発生した。本稿では、この事件の顛末を追うことにより、ホヴド地区における清朝統治の実態を些かなりとも明らかにすることを第一の目標とする。他方、ここに姿を現すカザフ人の存在は、その後複雑な軌跡をたどる清朝の西北辺境の政局のなか、いかなるアクターとして立ち現

⁽¹⁾ 本稿で用いる「ホヴド地区」とは、清代にホヴド参贊大臣が管轄していた地域を指す。それはおよそ現在のモンゴル国西部に位置するホヴド県 (Ховд аймаг)・ウブス県 (Увс аймаг)・バヤン＝ウルギー県 (Баян-Өлгий аймаг)、および中国新疆のアルタイ地方の一部 (カラ＝イルティシユ河右岸) などを含む一帯である。

れ、地域秩序の変容にどのような影響を及ぼすのだろうか。本稿の後半では、19世紀後半に清朝領内に居住するようになったカザフ人の動静に着目して、清末のホヴド地区における清朝統治の再編を照射してみたい。また、現在のモンゴル国には、西部バヤン＝ウルギー県を中心に約10万人のカザフ人が居住している。この点を念頭に置けば、本稿の考察は、アルタイ山脈以東へのカザフ人の流入と定着のプロセスの一端を解明するという意義も同時に有することになろう⁽²⁾。

なお、本文中における年月日の表記は、史料引用部分を除き、西暦で統一する。史料引用部分の〔 〕は筆者の補足、[]は筆者の注釈、……は中略を意味する。

1. 清朝のホヴド統治

まず本章では、18世紀後半に清朝のホヴド統治の体制がどのようにして形作られていったのかを検討する。

ホヴド地方は、東のチンギス統モンゴル系諸集団と西のオイラト系諸集団が競合する地域であり、17世紀末のガルダンのハルハ遠征でも、この地は重要な拠点であった。ジュンガルと対峙するなか、清朝もこの地域を戦略的に重視し、雍正帝 (r. 1723-35) はたびたび調査隊を派遣していた [Гуревич 1979: 120-121]。1731年 (雍正9) に清朝が建設した要塞 (旧ホヴド城) には、約1万5千の清軍 (大半がハルハ兵) が駐留していた⁽³⁾。しかし、同年にジュンガル軍に大敗を喫すると、清軍はホヴドの地を放棄し、ウリヤスタイ地方まで後退した⁽⁴⁾。その後、両者の間に和議が成立し、1739年 (乾隆4) には、ジュンガルはアルタイ山脈を、ハルハはザブハン河を越えることを禁ずる同意がなされ、中間に位置するホヴドは一種の緩衝地帯となった。この同意により、ハルハに対する西からの圧迫は一時弱まったが、1745年 (乾隆10) にガルダンツェリンが没し、ジュンガル内部における権力闘争が勃発すると、再びハルハは東側への後退を余儀なくされた [岡 1988: 13-14]。

1753年にダワチがジュンガルの政権を掌握すると、同年末に「三ツェリン」率いるドルベト部が、1754年にはアムルサナがホイト部などのオイラト人を率いて清朝に降参し、乾隆帝 (r. 1736-95) はジュンガルの討伐を決断する。清軍の出征直前、1755年2月に軍機大臣は、ジュンガル征服後の清の中央ユーラシア経営の指針を示す「平定準噶爾善後事宜」全8条を上奏した。その第7条では、ジュンガルの圧迫が消滅すれば、ハ

⁽²⁾ これらに加え、本稿は小沼 [2014] で扱いきれなかった地域と時代を考察対象としており、前著の不足を補う目的も兼ねている。

⁽³⁾ 『平定準噶爾方略』前編卷25: 14b、雍正9年8月丙午 (16日) [1731/9/16] 条。

⁽⁴⁾ 『平定準噶爾方略』前編卷24: 26b-31a、雍正9年7月甲申 (22日) [1731/8/25] 条; 前編卷26: 6b-7b、雍正9年9月丙寅 (6日) [1731/10/6] 条。清朝がウリヤスタイ城を建設するのは、ホヴド撤退後の1733年 (雍正11) のことである。

ルハの居住範囲を西方へ拡げ、アルタイ山脈をもってオイラトとの境界とすると述べられている。そしてハルハの遊牧地の西への移動によって生じるオルホン河・タミル河・トゥイ河一帯の空地に、北京の八旗満洲・八旗蒙古（いわゆる禁旅八旗）から数千兵を割り、家族同伴で移住させる計画であった⁽⁵⁾。

清軍は大きな抵抗を受けることなく、6月にイリに達し、翌月にはダワチを捕らえた。遊牧国家ジュンガルはここに瓦解したが、この時点ではジュンガリアのオイラトの勢力は健在であり、ハルハの遊牧範囲をアルタイ山脈まで拡げることは得策でなかった。イリに進駐した定北將軍バンディ **Bandi**（班第）は、上記の計画を見直し、修正案を上奏した。

もともとハルハとオイラトは仇敵である。いまハルハの遊牧地を西方に〔拡げて〕アルタイ山の麓に到らせ、オイラトの近くで境を接し、遊牧して住ませれば、盗み、欺き、諍い、口論などの事件が多発する。そもそも、ハルハは彼らの旧き遊牧地から離れて、オイラトの近くに遊牧することを望まないだろう。よって、ハルハをアルタイ山の麓に到らせて住ませるのをやめ、西に続く砂漠に到るまで〔遊牧地を〕広げ、遊牧させたい。〔ハルハの遊牧地の〕西に続く砂漠からアルタイ山に到るまで、〔つまり〕ブヤントやホヴドなどの地に、新附のオイラトから、ジュンガルに敵対し、エジェン〔清朝皇帝〕の恩を心から戴きたいと思う人々を選んで移住させれば、さらに一層の藩屏となすことができるので、我々の境界はますます堅固になろう。また、ハルハはみな家畜を育てることで生活している。ある旗では、ごく僅かながら田地を耕作しているが、あまねく生業とはなっていない。いま京城の満洲・蒙古の兵丁を割り、家族同伴でハルハの地に移住させ、〔彼らに〕田地を耕作させ、モンゴルの家畜を養わせるよう遊牧させれば、最初はどうあっても真似することはできないだろう。しかし、年月が過ぎるうちにハルハの遊牧地を占領し、〔ハルハが〕家畜を放牧する地を狭めてしまったら、ハルハの生活の道に裨益しない。したがって、オルホン・タミル・トゥイ河などの地に満洲・蒙古の兵を駐留させることは、やめるべきである⁽⁶⁾。

このように、ハルハの遊牧地の拡張は、その範囲を「西に続く砂漠」までにとどめるものに変更され、遊牧民の生活を脅かしかねない駐防八旗の設置は中止された。この「西に続く砂漠」というのは、ウリヤスタイとホヴドの間、東経 94° 線上に広がる砂漠地帯を指すと思われる。事実、清は 1758 年（乾隆 23）にハルハの遊牧地を西方に拡張し、1781 年（乾隆 46）に画定したジャサクト汗部の盟界は、ほぼこの一帯をもって西限としている〔岡 1988： 16-24〕。以上の変更を踏まえ、ダワチに与さなかったオイラト系の集団をホヴド地方に移住させる、本稿冒頭で述べた政策が推進されることになったのである。

1762 年（乾隆 27）、清朝はウリヤスタイ將軍管下の参贊大臣から一員をホヴドに分派し、築城と屯田の任にあたらせた。当初予定されていたウリヤスタイの官兵の移駐は中止され

⁽⁵⁾ 「軍機処滿文議覆檔」軍務 833 (1)、乾隆 20 年 1 月 7 日 [1755/2/17] 条。

⁽⁶⁾ 「軍機処滿文録副奏摺」37： 659-660、乾隆 20 年 6 月 17 日 [1755/7/25]、定北將軍バンディ等の奏摺。

たが、1767年（乾隆32）に統治の拠点となる城塞（ホヴド城）が完成した〔オチル2005；Очирын2015：142-156〕。1796年（嘉慶元）にホヴド参贊大臣に任命されたフジュン Fujun（富俊）が編纂した『科布多政務総冊』によれば、ホヴド城は周囲約二里（約1.1km）の城壁に東・西・南の三門を備えていた⁽⁷⁾。また、同史料の記載に依拠して、この当時のホヴド参贊大臣管下の諸集団を列記すれば、以下の表に示すが如くである。

表 科布多参贊大臣管下の諸集団（典拠：富俊^{フジュン}『科布多政務総冊』）

集団名	清への帰順時期など
ドルベト左翼12旗（ホイト1旗を含む）	1753年帰順
ドルベト右翼4旗（ホイト1旗を含む）	1753年帰順
新トルグート2旗	1772年帰順
新ホシュート1旗	1772年帰順、1796年に新トルグートから独立
アルタイ＝オリアンハイ左翼4旗	1755年帰順
アルタイ＝オリアンハイ右翼3旗	1755年帰順
ザハチン1旗	1754年帰順、1781年にホヴド所属
ウールド1旗	1702年帰順、1764年にホヴド所属
ミンガト1旗	1712年帰順、1766年にホヴド所属
アルタンノール＝オリアンハイ2旗	1764年帰順

ホヴド城に駐防兵は存在せず、18世紀末においては、帰化城や宣化から期限付きで派遣される満洲兵・緑営兵の合計は250名程度であった。ウリヤスタイでは城池・卡倫・駅舎の軍務をハルハ四部が分担していたが、ホヴド城では、ザハチン・ウールド・ミンガトから1年1換で派出される合計100名の兵丁⁽⁸⁾を除いて、所属各旗から人員抽出はなされていなかった。ホヴド管轄の卡倫や駅舎に駐留したのは、ジャサクト汗部・サイン＝ノヤン部・トシュート汗部から輪番で派遣されたハルハの官員・兵丁であった⁽⁹⁾。以下、ハルハとホヴドの卡倫制度の比較し、具体的にその状況を確認してみたい。

清の北辺には、黒龍江からイリまで卡倫線が伸び、各地の駐防将軍・大臣がそれを分割管理していた。1778年（乾隆43）、ウリヤスタイ城から北に伸びる駅舎と接続するジンジリク（Ma. Jinjilik）卡倫から、以西の23卡倫が、定辺左副将軍から科布多参贊大臣の管轄へ移った⁽¹⁰⁾。ホヴド管轄の卡倫は、ホヴド城から北に伸びる駅舎が接続するソゴク（Ma. Sogok）卡倫で東西に分かれる。東京大学総合博物館江上コレクションの「清代乾隆期科布多疆域図」〔小沼2005〕では、ソゴク卡倫から西へ3つ目の「庫柯克卡倫」が、冬季卡倫線と夏季卡倫線に分岐する起点であり、これは乾隆朝「大清一統輿図」（別名「乾隆

⁽⁷⁾ 『科布多政務総冊』城池条。

⁽⁸⁾ この制度は、1777年（乾隆42）にザハチン旗の所属がホヴド参贊大臣の管下に移った際に整えられた〔小沼2003：92〕。

⁽⁹⁾ 『科布多政務総冊』官制条。ただし、ホヴド城から東・南・北の三方向に伸びる駅舎のうちの「南台」は、ザハチン旗の移住後、ハルハ兵は撤収させられ、その管理はザハチン旗に委ねられた〔小沼2003：92〕。

⁽¹⁰⁾ 『科布多政務総冊』事宜条。

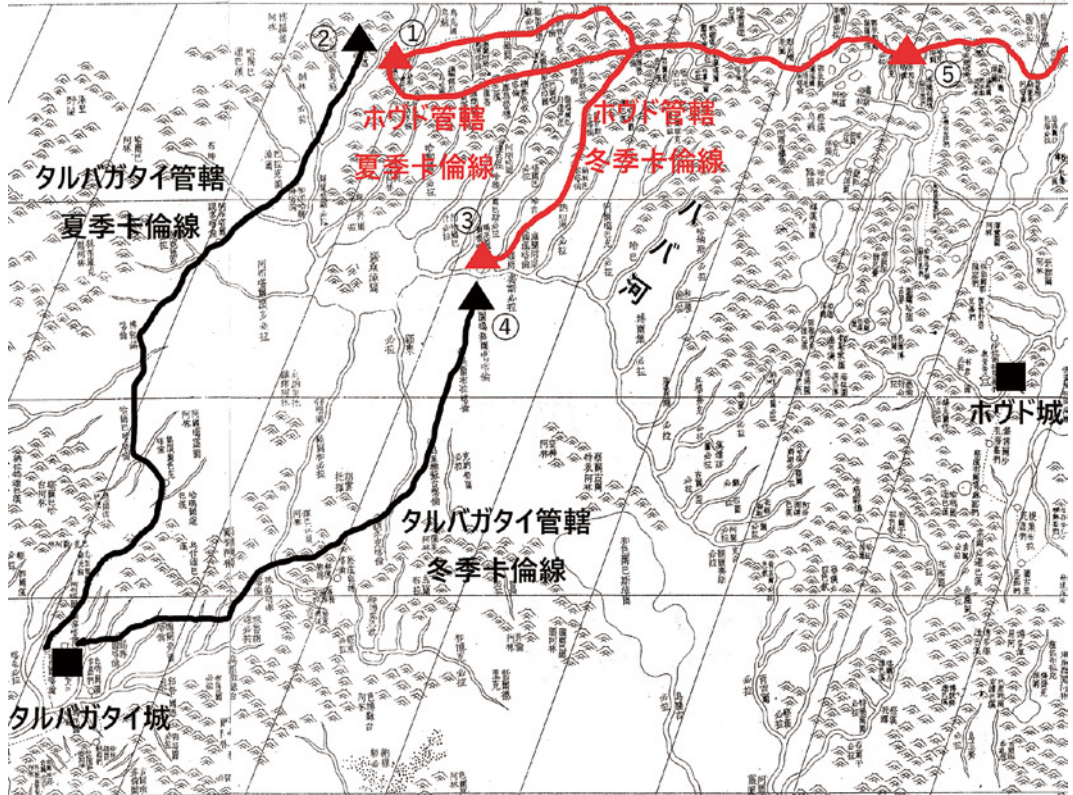


図 ホヴド～タルバガタイ間の卡倫線

- ① ホニ＝マイラフ卡倫、② ホイ＝マイラフ卡倫、③ マニト＝ガトルガン卡倫（ホヴド所属）、
 ④ マニト＝ガトルガン卡倫（タルバガタイ所属）、⑤ ソゴク卡倫
 （原図：天龍長城文化芸術公司編〔2003：89-90〕）

十三排図」とも一致する。ホヴド管轄の夏季卡倫線⁽¹¹⁾の西端はザイサン＝ノールの西北岸から流れ出るイルティシュ河右岸に位置するホニ＝マイラフ (Ma. Honi mailahū) 卡倫であり、その対岸にタルバガタイ管轄の夏季卡倫線の北端であるホイ＝マイラフ (Ma. Hui mailahū) 卡倫があった⁽¹²⁾。冬季卡倫線は、ザイサン湖の東岸に流入するイルティシュ河上流部(カラ＝イルティシュ河)を挟んで、右岸にホヴド管轄のマニト＝ガトルガン (Ma. Manitu gatulgan) 卡倫、左岸にタルバガタイ管轄の同名のマニト＝ガトルガン卡倫が対座していた。なお、このイルティシュ側を挟んだ卡倫管轄の担当区分は、タルバガタイとホヴドの管轄区域の境界はイルティシュ河にあるという認識にもとづいている。清代ホヴド地区の行政上の境界がアルタイ山脈の西側一帯を含みこんでいた点は、第三章で述べるカ

⁽¹¹⁾ 「清代乾隆期科布多疆域図」「大清一統輿図」ともに、ホヴド管轄の夏季卡倫は二路線描かれているが、その理由や用途の違いについては、現段階で関連資料が見いだせず、不明である。

⁽¹²⁾ 「清代乾隆朝科布多疆域図」ではどちらも「會買拉胡」と記され、「大清一統輿図」では逆にどちらも「和尼邁拉胡」と記され、区別されていない。

ザフのホヴド地区への移住と定着、ホヴド地区からアルタイ地区の分治問題と大きくかわってくる。

さて、ハルハ四部の北辺に設けられた卡倫は計47座であり、その管理はウリヤスタイ将軍から、ハルハ四部に委託されていた。蒙古旗人スンユン Sungyun (松筠) が、フレ(庫倫) 辦事大臣在任中の1789年(乾隆54)に著した『百二老人語録』(Ma. Emu tanngū orin sakda i sarkiyān)によれば、各部から選派されたタイジ1名が1年1換で駐守し、ハルハ兵30名ないしは20名が家族同伴でゲル(移動式テント)に居住し常駐していた⁽¹³⁾。このため、これらは「ゲルの卡倫」(Mo. yer-ün qarayul, Ma. boo i karun)と呼ばれた。そして、これら卡倫を専管する「カルン=ジャサク」(Ma. karun jasad)を2員設置し、キャフタから東方に延びる28卡倫、西方に延びる19卡倫を分轄させていた⁽¹⁴⁾。

ホヴド地方に設置された卡倫は、当初はウリヤスタイ将軍が統轄し、距離が遠い西側の9座のみ、ホヴド参贊大臣に管理が委ねられていた⁽¹⁵⁾。1778年(乾隆43)年、ウリヤスタイ北方のジンジリク卡倫からホニ=マイラフ卡倫までの23卡倫の管轄権がホヴド参贊大臣に移った⁽¹⁶⁾。その管理体制に関して、スンユンは次のように記している。

ウリヤスタイ城から北に向かって6駅行くと、ジンジリクというソム卡倫がある。ジンジリクを起点として、西方のイルティシユ河の近くにあるホニ=マイラフという卡倫に至るまで、合計23のソム卡倫がある。卡倫に駐留する台吉、官員、兵丁は、みな〔ハルハ〕四部のジャサクの各ニルから兵丁を均等に出させ、1年1換の輪番で駐留させている⁽¹⁷⁾。

「ソム」とはジャサク旗の構成単位ソム(満洲語の niru、漢語の佐領に相当)に他ならない。すなわち、ホヴド所属の卡倫には、ハルハ各旗のソムから徴集された人員が単身で派遣されていたのであり、家族同伴で常駐の「ゲルの卡倫」とは性格を異にしていた。ホヴド所属の各旗に管理を委託しなかった理由は明確でないが、清側には、ジューンガルのダワチに与みしなかったとはいえ、旧敵のオイラトをホヴド経営に参画させることに抵抗があったと考えられる。その反面、清の管理が比較的緩やかであったことは、内モンゴルやハルハと比較した場合、ホヴド地区の各遊牧集団に清朝征服前の旧制度の維持を可能とさせた一因であった〔田山1954: 106-107〕。

⁽¹³⁾ 『百二老人語録』震部巻4、外藩事第4条

⁽¹⁴⁾ 1838年(道光18)、カルン=ジャサクの任にあったナムジルドルジ Namjildorji が、勝手に卡倫に駐劄する兵丁を交代させた罪によって、弾劾を受けている(「軍機処満文上諭檔」道光18年11月17日条)。カルン=ジャサクの役目は、卡倫やその管理体制の現状を維持することにあつたといえる。

⁽¹⁵⁾ 『烏里雅蘇台志略』卡倫条。

⁽¹⁶⁾ 『科布多政務総冊』事宜条。

⁽¹⁷⁾ 『百二老人語録』震部巻4、外藩事第5条。

2. 1830年代におけるカザフ人の流入

2.1. 「イジャガト事件」

清朝の統治のもと、18世紀後半から19世紀前半にかけて、ホヴド地方では比較的安定した情勢が続いた。ところが1835年以降、ホヴド地方へのカザフの大規模な流入が頻発し、1838年（道光18）には武力衝突へと発展する。

18世紀前半、カザフはジュンガルの侵攻に苦しみ、西方に押しやられていた。清朝がジュンガルの征服すると、カザフは東方への回帰を目指す動きを見せたため、清朝はホヴドから、ザイサン＝ノールの西北岸、タルバガタイを経てイリまでカ倫を設置し、それらを結んだカ倫線（Ma. Kaici、開齊）をカザフが越えることを禁じた。ただし、1766年にタルバガタイからホヴドにかけての縁辺では、すでに設置したカ倫線（夏季カ倫線）の内側に、ザイサン＝ノールの東南岸を走る別のカ倫線（冬季カ倫線）を設置し、カザフの季節移動に応じて半年周期でカ倫線を変更することにした〔佐口1986：394-407〕。

ところが、その後もカザフの東進は止まず、春にカ倫線を移動しても、清朝の監視の目を盗んでカ倫線内に潜居する人々がいた。当初はそれも小規模であったが、1820年代以降、特にオリアンハイが遊牧するアルタイ山脈一帯へのカザフの侵入が増加し、集団の規模も拡大した〔佐口1986：390〕。後述するように、この背景にはカザフ部族間の対立があったが、遠因として1820年代に本格化したロシアのカザフ草原への進出を指摘できよう。

このような状況のなか、1735年以降、イジャガト Ijagatu（依札噶土）というカザフの頭目の存在が清朝当局の注意を惹くようになる。中ジュズのケレイ Kerey 氏族を統率し、清から公爵を授けられたアジ＝スルタン Aji Sultān⁽¹⁸⁾の配下であったイジャガトは、1735年（道光15）にカ倫線を初めて越え、アルタイ山脈東麓のオリアンハイの遊牧地に侵入した。当時のホヴド参贊大臣フニヤンガ Funiyanga（富呢揚阿）は部隊を派遣し、タルバガタイやオリアンハイの官兵と連携して、カザフ人2,000余戸を駆逐した。同年末にイジャガトが600余戸を率いて再侵入すると、今度は筆帖式のハチュシヤン Hacusiyān（哈楚暹）を派遣し、トルグートとオリアンハイの官兵800名を動員し、翌36年にイジャガトを出境させたが、結局それまでに8ヶ月もの時間を費やした。ところが、37年にもイジャガトは数百戸を率いて侵入する⁽¹⁹⁾。そして1738年（道光18）には、2,000余戸を率いてオリアンハイとトルグートの遊牧地で家畜を略奪し、さらにホヴド城から南に延び、ザハチンが管理する「南八台」の一つ、チャガン＝トゥンゲ（察汗通格）から40-50里（22-27.5 km）の地を占拠した（以下、「イジャガト事件」⁽²⁰⁾）。のちにタルバガタイ当局がカザフからえ

⁽¹⁸⁾ 18世紀後半に清と密接な関係を築き、王爵を授与された中ジュズのアブルフェイズの息子。

⁽¹⁹⁾ 「軍機処檔摺件」070915、道光16年4月18日〔1836/5/28〕、ホヴド参贊大臣ユシユ Ioišu（毓書）の奏摺；「軍機処録副奏摺」民族類、1163.1、道光18年8月9日〔1838/9/27〕、ユシユの奏摺。

⁽²⁰⁾ 「軍機処録副奏摺」民族類、1163.2、道光18年8月11日〔1838/9/29〕、ウリヤスタイ將軍ボーチャン Boocang（保昌）の奏摺。

た情報によれば、当時、アジ＝スルタン属下のケレイ氏族は、ナイマン氏族と対立を深め、その一部が新たな遊牧地を求めてオリアンハイやトルグートの居住地域に移動したという⁽²¹⁾。

ホヴド参贊大臣ユシユ Ioišu（毓書）は、カザフ掃討のため、満漢官員数名とドルベト左右兩翼官兵 1,000 名を出撃させることにし、またウリヤスタイ將軍ボーチャン Boocang（保昌）にハルハの官兵 1,000 名のホヴド派遣を要請した⁽²²⁾。この要請にボーチャンは、ジャサクト汗部から 1,000 名とサイン＝ノヤン部から 1,000 名を徴集し、自らホヴドに赴こうとした⁽²³⁾。この上奏を受けて、道光帝は次のような上諭を下した。

所有毓書の調派する杜爾伯特左右兩翼官兵一千名、蒙古官兵一千名、及び保昌の奏調する兵二千名は、俱に著して車林多爾濟に帯往させ勦捕せしむべし。保昌は著して前往に庸いる母れ。毓書は著して科布多に留まり地方を弾圧せしむべし⁽²⁴⁾。

この上諭では、ユシユが要請したハルハ兵（史料中の「蒙古官兵」）1,000 兵と、ボーチャンが派遣しようとしたハルハ兵 2,000 名を別のものと勘違いしているが、翌日にはこの誤解に気づき、ハルハ兵の派遣兵数は 1,000 名に変更された⁽²⁵⁾。道光帝は、ボーチャンがウリヤスタイを離れることに反対し、派遣軍の指揮はウリヤスタイ参贊大臣の職にあったサイン＝ノヤン部親王ツェリンドルジ Čerindorji（車林多爾濟）が執ることになった⁽²⁶⁾。

とはいえ、イジャガトが盤踞するチャガン＝トゥンゲは、ザハチンとトルグートの遊牧地に接し、また新疆の古城に到る交易路上に位置したため、事態は急を要していた。ユシユはドルベト兵やハルハ兵のホヴド城到着を待っていては遅いと判断し、ホヴド城からハチュシヤンら官員と緑營兵を先遣し、トルグートとオリアンハイからも兵丁を再び徴集することにした⁽²⁷⁾。兩部の兵丁と合流したハチュシヤンは、10月15日にカザフへ最初の攻撃をおこなった。翌日には、ホヴドに到着したドルベト兵 1,000 名を遊撃ホミン Homing が率いて出発した⁽²⁸⁾。

ハルハ兵は、ジャサクト汗部とサイン＝ノヤン部が 500 ずつ負担することになり、各

⁽²¹⁾ 「軍機処録副奏摺」民族類、1163.19、道光 18 年 11 月 24 日 [1839/1/9]、タルバガタイ参贊大臣グワンフ Guwanfu（関福）の奏摺。本稿では、清朝政権の視点にもとづく史料を利用するため、ホヴド地方へのカザフの移動を「侵入」と表現することが多くなるが、カザフの視点にもとづけば、何らかの事情で生じたりスクを回避するために遊牧民がとる行動パターンの一つである。

⁽²²⁾ 註 20、同史料、ボーチャンの奏摺。

⁽²³⁾ 註 21、同史料、グワンフの奏摺。

⁽²⁴⁾ 『宣宗実録』卷 313：25a、道光 18 年 8 月壬辰（21 日）[1838/10/11] 条。

⁽²⁵⁾ 『宣宗実録』卷 313：27b-28a、道光 18 年 8 月癸巳（22 日）[1838/10/12] 条。

⁽²⁶⁾ 道光帝はツェリンドルジにホヴド参贊大臣の官印を借用するよう命じた。ツェリンドルジがその上諭を受け取った時、カザフ駆逐作戦の進行状況がよく、ウリヤスタイ將軍の官印を捺した白紙を携帯していたため、参贊大臣印の借用を辞退している。「軍機処満文録副奏摺」208：493-498、道光 18 年 10 月 7 日 [1838/11/23]、ツェリンドルジの奏摺。

⁽²⁷⁾ 「軍機処録副奏摺」民族類、1163.4、道光 18 年 8 月 19 日 [1838/10/7]、ユシユの奏摺。

⁽²⁸⁾ 「軍機処満文録副奏摺」208：245-46、道光 18 年 9 月 15 日 [1838/11/1]、ツェリンドルジの奏摺。

盟長を経て官兵が徴集された。ジャサクト汗部参贊公のシクドゥリブ Šikdurib、サイン＝ノヤン部ジャサクのゲジバル Gejibal が病気で出遅れたため⁽²⁹⁾、ハルハ兵は予定されていた期日までにウリヤスタイ城に参集できなかったが⁽³⁰⁾、ツェリンドルジの統率の下、10月27日にホヴド城に到着した。従軍したハルハ王公として、シクドゥリブとゲジバル以外に、参贊貝子グングドルジ Günggedorji、公セデバジャル Sedebajar、ジャサクのノルブジャル Norbujał とオトベンジャブ Ötöbengjab の名を確認できる⁽³¹⁾。なお、このホヴド派遣に際してハルハの官兵に支給する行装銀については、ウリヤスタイの衙門から支給すべきか、ホヴドの衙門から支給すべきか、従来成案がなかったが、戸部の判断でウリヤスタイの庫銀9万8千余両から今回必要な行装銀の総額2万数千両を支出することが決定された⁽³²⁾。

ツェリンドルジは、11月1日にホヴド城を出発してトルグートの遊牧地に向かった⁽³³⁾。11日・12日に新トルグート盟長の貝子ツェレンドルジ Čerendorji、副盟長の郡王ドノロブドルジ Donorobdorji、新ホシュートのジャサクであるエリチンドルジ Eričindorji に会った。この時すでに、イジャガト属下的カザフ人はトルグートの遊牧地から逃走していた。15日にアルタイ＝オリアンハイの散秩大臣ダシジクブ Dašijiküb のもとに到ると、ハチュシヤンとホミンから、イジャガトがタルバガタイ管内に逃げ込んだため、追撃をやめ、トルグートとオリアンハイの官兵888名、ドルベトの官兵1,000名とともにアルタイ＝オリアンハイのキリン＝ベルチルという地で宿営し、ツェリンドルジ到着を待っている、という報告が届いた。またツェリンドルジは、斥候からカザフの半数がタルバガタイ管内に入り、残り半数が四散したという知らせを得た。このためイジャガトらの逮捕をタルバガタイ参贊大臣に委ね、自身は強壯なハルハ兵500名を率いてホヴド管内に残るカザフの駆逐に向かい、半数をウリヤスタイに帰還させることにした⁽³⁴⁾。

時間は前後するが、以下、ハチュシヤンの報告⁽³⁵⁾をもとに最前線での駆逐作戦の状況をみていこう。冒頭が欠けているので正確な場所と日付は不明だが、おそらく10月15日、最初の攻撃でハチュシヤン麾下の部隊はカザフ人45名を殺害して1名を生擒し、把総馬炳麾下の緑營の部隊は13名を殺害して3名を生擒し、そこから30余里追撃するとカザフは山を登り逃走した。17日にはアイラクト（艾喇克土）でイジャガトの姪を生擒した。10月23日、シャラブラク（沙拉布拉克）に潜居していたイジャガト属下的カザフ百数名

⁽²⁹⁾ 「軍機処満文上諭檔」道光18年9月23日 [1838/11/9] 条。

⁽³⁰⁾ 中国第一歴史檔案館編『嘉慶道光兩朝上諭檔』43：324-325、道光18年8月24日 [1838/10/14] の上諭。

⁽³¹⁾ 「軍機処満文録副奏摺」208：504-505、道光18年10月7日 [1838/11/23]、ツェリンドルジの奏摺；「軍機処満文上諭檔」道光18年11月25日 [1839/1/12] の上諭。

⁽³²⁾ 「内閣大庫檔案」179930-001、道光18年12月3日 [1839/1/17]、戸部の上奏。従軍官兵一人あたりの行装銀の支給額は、台吉に150両、管旅章京に100両、副管旅章京に80両、参領に60両、佐領に50両、驍騎校に40両、兵丁に20両であり、また跟役には皮衣銀2両を支給した。

⁽³³⁾ 註31、同史料、「軍機処満文録副奏摺」208：246。

⁽³⁴⁾ 「軍機処満文録副奏摺」208：501-506、道光18年10月7日 [1838/11/23]、ツェリンドルジの奏摺。

⁽³⁵⁾ 「内閣大庫檔案」197712-001、道光18年12月17日 [1839/1/31]（硃批時間）、ユシユの奏摺。

を攻撃し、その多くを殺傷し、残りを西へ敗走させた。また、付近の山林を探索すると、イジャガト属下とは別の2,000余戸のカザフ人集団を発見したので、タルバガタイ管内へ駆逐した。さらに、アルタイ山脈を越える峠道のククシン＝アリン（庫克伸阿林）の西北にあるマニト＝ガトルガンカ倫界内に、また別の1,000戸が潜居しているという知らせを受け、ハチュシヤンは駆逐に向かおうとしたが、ツェリンドルジから本隊の到着を待つよう指示が届いたため、前述したように、キリン＝ベルチルでの宿営を決めた。本隊到着までの間、再侵入したイジャガト属下のカザフ人百数名を敗走させ、11月25日にツェリンドルジと合流した。

その後の事件への対応は、タルバガタイ当局側に移った。事前にユシュはタルバガタイ参贊大臣グワンフ Guwanfu（関福）に派兵を要請していたが⁽³⁶⁾、逃亡したイジャガトの行方は不明であった。タルバガタイ領隊大臣フェンシェン Fengshen（豊紳）は自らの判断で、アジ＝スルタンへ使者を派遣し、イジャガトら事件首謀者の引き渡しを求めた⁽³⁷⁾。これに対して、アジ＝スルタンらケレイ氏族側は代償の支払いに応じたものの、引き渡し要求には応じなかった〔野田2011：77-78〕。グワンフは別の策を講じ、タルバガタイの卡倫附近に居住し、当時たまたまタルバガタイに来ていたカザフのスパンクル Suwan Quli に協力を求めた⁽³⁸⁾。スパンクルは、中ジュズのアブルマンベト＝ハンの曾孫で、清朝から王爵を授かっていたジャンホジャの弟であり、自身も台吉爵を有していた。スパンクルはアヤグズ管区開設時にアガ＝スルタンの地位をめぐってサルト＝スルタン Sart Sultān に敗れ、1833年冬にロシア領を離れ清朝方面に移動していた〔野田2011：244〕。スパンクルはグワンフの協力要請に応じたが、そこには清朝からの保護を期待する思惑も働いていたと考えられる⁽³⁹⁾。

スパンクルの協力のもと、1839年1月にイジャガトら首謀者3名は捕らえられ、身柄はホヴドに解送された⁽⁴⁰⁾。道光帝はこの3名の死罪を免ずる予定であったが、イミン（依満）とクバン＝バイ（胡班拜）が従順な態度を示したのに対して、イジャガトは護送中や取り調べにおいて反抗的態度をとり続けたため、3月にホヴド市街地で処刑された⁽⁴¹⁾。合計約3,000の兵丁を動員し、漠北の地においてはジュンガル戦以来最大規模の軍事行動となった「イジャガト事件」は、ここに終結したのである。

⁽³⁶⁾ 「軍機処録副奏摺」民族類、1163.7、道光18年8月29日〔1838/10/19〕、ユシュの奏摺。

⁽³⁷⁾ 「軍機処録副奏摺」民族類、1163.19、道光18年11月24日〔1839/1/9〕、グワンフの奏摺。

⁽³⁸⁾ 同上。

⁽³⁹⁾ 最終的にスパンクルの保護要求は清朝に容れられず、スパンクルは清朝領域から去り、1839年にロシアの部隊に捕らえられた〔野田2011：244-245〕。

⁽⁴⁰⁾ 『宣宗実録』巻317：37a-b、道光18年12月壬辰（25日）〔1839/2/8〕条。

⁽⁴¹⁾ 「宮中檔奏摺」405002592、道光19年3月3日〔1839/4/16〕、毓書の奏摺；『宣宗実録』巻318：21a-22a、道光19年正月壬戌（25日）〔1839/3/10〕条。

2.2. 清朝の統治・防衛体制の変更

1838年のイジャガトのホヴド侵入に直面して、清朝当局は首尾よく対処し、事件そのものは短期間で収束した。しかし、この「イジャガト事件」は、その後のホヴド地区の歴史展開を考える上で、一つの転機となっていく。

まず指摘すべき点は、この事件をきっかけに、ホヴド地区における清朝の統治・防衛体制が変更されたことである。1835年以来繰り返されたイジャガト率いるカザフの流入に対して、ホヴド当局は、そのつど部隊を派遣してカザフ人を駆逐するという応急策をとってきた。道光帝は、これを「餉を糜やし師を老わす」行為と断じ、参贊大臣のユシュを「寔に冒昧無能に属し、事態を暁らず」と厳しく叱責している⁽⁴²⁾。カザフの流入を未然に防ぐための対策が必要となったのである。

事件後、ウリヤスタイ將軍ボーチャンは、ホヴド参贊大臣の職務を補助させるべく、フレー幫辦大臣のホヴドへの移設を奏請し⁽⁴³⁾、1839年（道光19）に当時のフレー幫辦大臣ドルジナムカイ Dorjnamqai がホヴドに移っている。この幫辦大臣のポストは、「もともとカザフを巡査するために設けられた⁽⁴⁴⁾」ものであり、カザフの侵入を毎年許していたホヴドの防衛体制の見直しの一環であった。

本来、ウリヤスタイ將軍とホヴド参贊大臣は、毎年春秋2回、各所属の卡倫・駅舎に対する巡察をおこなう義務があった。ところが、巡察に必要な馬や駱駝は恒常的に不足しており、それらは各旗から徴集せねばならなかった。將軍・大臣自身が巡察に赴けば、さらに現地牧民の負担は大きくなるため、実際は配下の官員を代理派遣することもあった〔加藤1993: 100-101〕。しかし、1839年の幫辦大臣の移設後は、ホヴド地区では参替大臣あるいは幫辦大臣のどちらかが、毎年春と秋に巡察へ出向き、春はホニ＝マイラフ卡倫で、秋はマニト＝ガトルガン卡倫でタルバガタイの部隊とで会合し、附近のカザフの状況を調査することが、あらためて決定された⁽⁴⁵⁾。また、直接的な被害を受けたアルタイ＝オリアンハイの散秩大臣ダルマガジャル Darmaγajar の要請を受け、ホヴド地区西辺の卡倫四座を補強し、駐留する兵士を増やすことにした⁽⁴⁶⁾。

1848-50年（道光28-30）にホヴド参贊大臣を務めたフイチェン Huiceng（慧成）は、1849年（道光29）の春季巡察の様子を『科布多巡辺日記』として記録に残している。それによれば、6月3日（清曆閏4月13日）にフイチェンは、モンゴル人と漢人からなる部隊を率い、幫辦大臣らに見送られてホヴド城を出立した。厳しい自然条件に悩まされつつも、「毎日一卡倫或いは半途を巡閲して宿る」というペースで進み、カザフの「巢窟」を通過して、同月18日（閏4月28日）にホニ＝マイラフ卡倫に到着している。翌日夕

⁽⁴²⁾ 「内閣大庫檔案」222348-001、道光18年11月24日〔1838/1/9〕、上諭。

⁽⁴³⁾ 「籌擬阿勒台山防守事宜摺」光緒29年12月〔1904/1/17-2/15〕、イリ將軍長庚の奏摺（『新疆贖匯』中：1224）。

⁽⁴⁴⁾ 同上（『新疆贖匯』中：1228）。

⁽⁴⁵⁾ 同上（『新疆贖匯』中：1228）。

⁽⁴⁶⁾ 「軍機處滿文上諭檔」道光18年11月25日〔1839/1/10〕条。

ルバガタイ領隊大臣と会合し、同日中に帰路に就き、7月1日（5月12日）にホヴド城に帰還した。しかし、このような統治・防衛体制の見直しは、後述するように、さほど効果はなかった。

3. カザフ人のホヴド地方への流入と定着

3.1. 「借地」問題とカザフ人

もう一つ重要なのは、この「イジャガト事件」がホヴド地区へのカザフの大規模な移住の端緒とみなせる点である。18世紀後半、ホヴド参贊大臣の管轄対象はオイラト系・オリアンハイ系の集団であり、カザフは含まれていない。ところが、ジュンガル征服後にカザフは東方への遊牧地拡大の動きを開始した。清朝史料によれば、嘉慶・道光年間（1796-1850）には、夏季卡倫と冬季卡倫の移設は継続されるも、両卡倫線の空間からカザフを追い立てなくなったようで、その地は次第に「^{カザフ}哈薩克常年遊牧之区」となり、さらにロシア人もそこに居住するようになった⁽⁴⁷⁾。イジャガト率いるカザフ人2,000余戸のホヴド侵入は、この動きの最前線に位置するものであったといえる。しかも、前章で述べた如く、アルタイ山脈一帯には、このイジャガト属下の集団とは別の3,000余戸のカザフ人が潜居していたという。誇張があるにせよ、少なく見積もっても1万数千人規模のカザフ人が1830年代のホヴド地区に入り込んでいたことになろう。彼らは清軍によってすべて駆逐されたというが、カザフ人、特にケレイ氏族の人々にホヴド地区が移住・避難先として認識されるようになった可能性は高い。

この状況に清朝は、上述した卡倫体制の見直しにより、ホヴド地方へのカザフの流入を防ごうとしたのである。しかし、イジャガトの処刑からわずか2ヶ月後の1839年5月、ジャラガン＝バイらに率いられた約1,000戸のカザフ人が、タルバガタイ所属の卡倫線を越え、再びオリアンハイの遊牧地に侵入した⁽⁴⁸⁾。ホヴド城に戻ったばかりのツェリンドルジは再び出兵し、首謀者を捕らえ、侵入したカザフを境内から駆逐したが⁽⁴⁹⁾、オリアンハイの兵丁が軍営の集合期日に到来せず、問題点を露呈した⁽⁵⁰⁾。卡倫の増強も効果はなく、ホヴド当局はカザフの流入を阻止できなかったのである。

奇妙なことに、これより約25年間、清朝史料中にホヴド地区へのカザフの流入や潜居を窺わせる史料は、上掲のフィチェンの記録以外、ほとんど見当たらない。ただし、この期間にカザフ人が流入しなかったとは考えにくい。おそらく流入規模が小さかったり、あ

⁽⁴⁷⁾ 「籌擬阿勒台山防守事宜摺」（『新疆墮匯』中：1219）。『科布多巡辺日記』においても、巡察の途上でフィチェンが目にした光景として、「遠く山坳を望むに、時に城郭・人煙有りて、頗る稠密なるが似し。乃ち俄羅斯国なり」と記している。また、ホニ＝マイラフ卡倫に到着した日に「俄羅斯総管」が来見したという（7a-b）。

⁽⁴⁸⁾ 『宣宗実録』卷321：11a-b、道光19年4月乙亥（10日）[1839/5/22]条。

⁽⁴⁹⁾ 『宣宗実録』卷324：15b-16b、道光19年7月丁未（14日）[1839/8/22]条。

⁽⁵⁰⁾ 『宣宗実録』卷325：1a-2a、道光19年8月甲子（1日）[1839/9/8]条。

るいはホヴド当局のチェック機能が低下したなどの理由で、問題が顕在化しなかったとみるのが妥当と考える⁽⁵¹⁾。

1864年（同治3）に露清間で結ばれた国境条約（漢語名「中俄勘分西北界約⁽⁵²⁾」）は、結果として清朝領内へのカザフ人の定着を決定付けた。なぜなら、この条約は土地がどちらの国に属するかどうかだけでなく、その土地に住む者がどちらの国に属するか、という選択を迫るものだったからである。この時、ロシアではなく、清朝に帰属したカザフ人の統率者であったのが、かつてイジャガトも属していた、公爵を有するケレイ氏族のアジ＝スルタンであった。12の集団からなるこの一群は、清朝から「ケレイ十二オトグ」（柯勒依十二額托克）と呼ばれ、タルバガタイ参替大臣の管下に置かれた。しかし、彼らの多くが安置された土地は、オリアンハイの遊牧地の一部であったカラ＝イルティシュ河右岸支流のハバQaba（哈巴）河流域（現新疆ウイグル自治区アルタイ地区哈巴河県）であった。カザフ人をタルバガタイ所属としつつも、ホヴド管内の土地の一部をタルバガタイ当局が「借地」して、彼らを居住させたのである⁽⁵³⁾。

続いて、このケレイ系カザフ人のアルタイ山脈の東側への段階的な拡大の過程をみていこう。1864年の国境条約締結の年、新疆各地でムスリムによる大規模な反乱が勃発した。以後、清による再征服と新疆省設置までの混乱期に、新疆北部からカザフ人が難を避けるためホヴド管内に流入し、アルタイ山脈以東にも広がっていった。1876-77年にホヴドで調査をおこなったポターニンも、1870年頃からカザフ人がアルタイ山脈以北のオリアンハイの土地に居住を開始し、また彼らはオリアンハイ人に土地の賃借料を払っていたと述べている [Потанин 1881: 2]。非常時であったため、ホヴド当局はタルバガタイ当局への「借地」を継続して容認したが、これは新疆での動乱終結後に土地を返還させることを前提とする措置であった。しかし、一時的な措置であるが故に、ホヴド管内の「借地」に住むカザフ人には徭役が課されず、これがタルバガタイ方面からのカザフのさらなる移住を招いた⁽⁵⁴⁾。

当時新疆北部のモンゴル系住民から尊崇を受け、ムスリム反乱勢力やロシア勢力への抵抗運動を指揮したことでも知られるチベット人高僧ゲンゲジャルツァン（棍噶札拉参、1835-95）に対し、清朝はその功労に報いるため、ハバ河地方の東に位置するチンゲル河地方（現アルタイ市）に、1870年（同治9）にチベット仏教寺院を創建し、「承化寺」（モンゴル語で「シャラ＝スム」）の名を賜与した [管 2008]。この承化寺周辺の土地も、タ

⁽⁵¹⁾ ホヴドに残された清代モンゴル語文書でも、「イジャガト事件」以降、約50年間はカザフの動向が追えなくなるという [井上 2015: 4]。

⁽⁵²⁾ 詳細な国境線の位置は、本界約後の実地調査と交渉を経て結ばれたホヴド界約（1869）、ウリヤスタイ界約（1869）、タルバガタイ界約（1869）で確定された。

⁽⁵³⁾ 『散木居奏稿』巻11: 5a（『新疆牘匯』中: 1109）。このケレイ系の集団とは別に、イリ地方にクゼイ Qizay 系の集団が居住を認められた。

⁽⁵⁴⁾ 『散木居奏稿』巻11: 6b（『新疆牘匯』中: 1109）。

ルバガタイ当局がホヴド当局より「借地」したという扱いであった。またグンゲジャルツァンは、ムスリム反乱によってタルバガタイが陥落した際に、当地域から逃散した「十蘇木」と通称されるオーロト（額魯特）營の兵丁を麾下に吸収していた。彼らの一部は、承化寺ではなく、ハバ河一帯に「借住」していた。

グンゲジャルツァンの徒衆勢力とカザフの関係はもともと良好なものではなかったが、1881年（光緒7）のホヴド参替大臣の上奏に依れば、グンゲジャルツァンが派遣した僧兵がハバ河のカザフを襲撃し、カザフの頭目の息子を殺害するとともに、馬5,000頭と綿羊5万匹の徴収を強要したため、アルタイ山脈の東側に逃避するカザフ人を多く出してしまった⁽⁵⁵⁾。その規模は2万人を超え、みなタルバガタイ管内（ハバ河一帯）への帰還を望まなかったという〔王・張2003：435-436〕。

この「借地」問題を、より複雑にしたのが、国境を接するロシアとの関係である。1864年の条約で国境を画定した後、1870年（同治9）に露清双方より官員を派出し、マニト＝ガトルガンカ倫からハバル＝スウ地方までの国境線上に10カ所の「牌博」を設置し⁽⁵⁶⁾、それぞれの「東南を中国の地となし、西北をロシアの地となす」ことを確認していた。ところが、1882年（光緒8）、ロシア兵が国境を越えてハバ河一帯に突如侵入する事件が発生した。ウリャンハイ左翼散秩大臣バトマンナイ Batumangnai(巴圖莽鼐)の報告によれば、5月30（清暦4月14日）にロシア兵200名がまずハバ河地方の探索に来たが、6月20日前後（清暦5月初旬）にはロシア人500名が再来して駐留を始めた。このままロシア人がこの地を占拠すれば、カザフ人はすべてウリャンハイの遊牧地へ移動し、モンゴル系遊牧民との牧地争いを惹起してしまう、あるいはロシア人の煽惑によりカザフ人がロシア領内に移動し、人も土地もロシアに奪われてしまう事態が懸念された⁽⁵⁷⁾。結局ロシア人は撤収して土地を占拠することはなかったが、以後清朝はハバ河一帯に部隊を派出し、警戒にあたらせた。

左宗棠軍によって新疆が再征服され、新疆全体の治安が徐々に回復してくると、「借地」問題の解決が俎上に載るようになった⁽⁵⁸⁾。承化寺周辺の土地は、1889年（光緒15）、グンゲジャルツァンとその徒衆を、クルカラ＝ウス庁管内のバインゴル（八英溝）の地にある、かつてグンゲジャルツァンが建造した寺院に遷徙させることで決着した。一方、ハバ河一帯については、ロシアの侵入に対する警備の必要上、タルバガタイから部隊を派遣して駐留させており、ホヴドからでは、アルタイ山脈に隔てられていて固守は難しいため、タルバガタイの管轄に改めるべきであるとの意見が、新疆巡撫劉錦棠ら新疆側から提出され

⁽⁵⁵⁾ 『徳宗実録』巻132：14a-b、光緒7年7月壬午（22日）〔1881/8/16〕条。

⁽⁵⁶⁾ この時に清側が作成した各「牌博」の位置と名称を示す地図が、国立故宫博物院に残されている〔李・林2010：40-41〕。

⁽⁵⁷⁾ 「軍機処檔摺件」123911、光緒8年5月24日〔1882/7/9〕、ホヴド参替大臣チンガン Cinggan（清安）等の奏摺。

⁽⁵⁸⁾ 「借地」返還をめぐる清朝内部の論争、およびその帰結としてのアルタイ分治については、張・王〔2003〕、党・王〔2010〕、劉〔2011〕を参照。

た⁽⁵⁹⁾。当然これに対して、ホヴド側から反対意見が提出され、「借地」の速やかなる返還が重ねて要求されたが、その後も議論は二転三転し、解決は長引いた。最終的には、1903年（光緒29）にイリ將軍長庚による「原借の地段をもって科布多參替大臣の管轄に交還し、潜位の哈薩克は、人は地に随いて帰せしめ、科布多に往く者は、科城の管轄に帰し、塔爾巴哈台に往く者は、塔城の管轄に帰せしむべし⁽⁶⁰⁾」という奏請が、清朝中央によって批准され、1905年（光緒31）に現地での返還に関わる作業工程が完了した〔張・王2003：434-435〕。これによって、イルティシュ河を境界として、それ以北をホヴドの管轄地、以南をタルバガタイの管轄地とすることが再決定され、かつカザフ人のホヴド管内における居住が正式に認められたのである。

3.2. 清朝統治へのカザフ人の取り込み

ハバ河一帯の「借地」問題自体は解決したものの、解決までに約40年の歳月を費やし、カザフ人がアルタイ山脈の西側のみならず東側にも定着する状況を作り出した。20世紀初頭には、オリアンハイの遊牧地はすでに「蒙哈雜居之處」となっており⁽⁶¹⁾、両者間の牧地争いが絶えなかった。カザフ人のホヴド管内居住が正式に認められると、清朝領内のカザフ人は、むしろアルタイ地方への移住を選択し、ホヴド所属のカザフの人口は次第に増加した。正確な統計ではないだろうが、1904年（光緒10）の記録によれば、ホヴド所属のカザフ人は1,768戸／9,202人であり〔張・王2003：438〕、1戸あたり約5.2人の計算となる。1909年の記録では11,516戸⁽⁶²⁾とあるので、約60,000人に達したと見積もれる。

一定の人口規模を有するカザフ人の存在は、清朝政権にとって領域周縁部では得がたい人的資源となる。上述の如く、清は当初「借地」に住むカザフに徭役を課していなかったが、オリアンハイに比べて裕福であったカザフ人の存在は、ホヴド当局に注目されることとなった。おそらく1870年代前半（同治朝後半）に起草されたと思われる奏片によれば、オリアンハイ左右翼の地に設置してある六つの軍台（駅）への駄畜供出は、本来オリアンハイの部民によって負担されるべきものであったが、その窮状が著しく、疲弊した駱駝一頭すら供出できない状況で、軍台間の往来に支障を来していた。そこで軍台に駐留する清朝の官員は、次のようにカザフに差務を負担させる措置をとった。

曾經に委員等、該處に隣近するの哈薩克の人衆に飭し、駝馬を雇獲し、始めて差務をもって啓行を支應せしむ。査するに、該哈薩克の人衆、向に台差を設置せざるも、此の際既に彼の馬駝を雇うは、応に章に照らして価値を給發すべし。

この判断にもとづいて、扣凱^{コウカイ}、珠勒図拜^{ジュルトバイ}、拜博遜^{バイボスン}というカザフの頭目3名が、人衆と家畜

⁽⁵⁹⁾ 「宮中全宗」04-01-09-005-006、光緒15年正月24日〔1889/2/23〕、イリ將軍セレンゲ Selenge（色楞額）等の奏摺。

⁽⁶⁰⁾ 『徳宗実録』卷515：2a-b、光緒29年5月戊午（4日）〔1903/5/30〕条。

⁽⁶¹⁾ 『散木居奏稿』卷11：25a、光緒28年4月23日〔1902/5/30〕、ホヴド參贊大臣瑞洵の奏摺（『新疆彙編』中：1119）。

⁽⁶²⁾ 「軍機處檔摺件」宣統元年8月7日〔1909/9/20〕、ホヴド辦事大臣錫恒の奏摺。

100頭を供出し、臨時で軍台の差務に従事した。清側は、その対価としてカザフの人衆に布疋・茶葉を分賞し、また頭目3名をホヴド城に呼び出して労をねぎらったが、頭目たちは今後も随時協力する旨を申し出たため、上奏者は彼らに五・六品の功牌頂戴を賞与すべきことを朝廷に奏請している⁽⁶³⁾。功牌頂戴が実際に賞与されたか否かは確認できないが、以上は、清朝統治の末端にカザフ人が位置づけられていく一段階とみなしえよう。

また、正確な時期は不明ながら、ケレイ十二オトグに対して、旗制に倣った管理体系が導入された。公爵を有するアジ＝スルタンとその継承者を筆頭に、その下でケレイ十二オトグには、ビィ＝アハラクチ *Bī aqalaqči* (比阿哈拉克齊)―副ビィ＝アハラクチ (副比阿哈拉克齊)―ジャラン *jalan* (札蘭)―ジャンギ *janggi* (章蓋)―クンドゥ *kündü* (昆都) という官制ヒエラルキーが適用された⁽⁶⁴⁾。1911年にシャラ＝スムを訪れた英国武官ジョージ＝ペレイラ *George Pereira* (1865-1923) も、北京のジョージ＝モリソン *George Morrison* (1862-1920) に宛てた書簡になかで、

カザフ人たちは、その西側に住んでいてアンバン⁽⁶⁵⁾に重要な案件を付託する公爵(公爺)の属下にある。彼の下に12名のカザフ人地方官(総管?)がおり、さらに彼らの下に頭目たちがいる⁽⁶⁶⁾。

と記している。その後、アルタイ山脈を東に越えたペレイラは、ダヤン＝ノールなどの湖周辺の草原や山腹^{ユルタ}でカザフ人の天幕を目にしている⁽⁶⁷⁾。

1912年2月に清朝は消滅し、8月にはモンゴル軍によりホヴドは「解放」された。この状況において、ホヴド地区のカザフ人の中に、ボグド＝ハーン政権に帰順する者が現れた。1912年(共戴2)に、400戸からなるカザフの一集団の頭目らが、ボグド＝ハーンに差し出したテュルク語の書簡が現存している。

偉大にして高貴なる将軍・公・王など、ハルハの方々にお願いしますことは、キユウバイ、ジュルトバイ、ジュヌスバイ＝ジャラン、ボダウバイ・アウバキル・アウキの三ジャンギ、キラン＝クンドゥ、キディルバイ、トクタウバイ、イドリス、トングバイ、かような人々の400戸は、新ハーンに従います。私たちの土地がそのハーンのものなれば、私たちの中からキラン＝クンドゥを遣わしました。私たち数人は注視しています。一人ではありますが、[私たちは]多いと見てください。多くの人が行くことに、自ら[の心]より恐縮いたします。かような人々、^{ユルタ}牧地の大小老若[の

⁽⁶³⁾ 「宮中全宗」04-01-07-024-016、同治朝、上奏者不明。カザフ人による軍台への家畜供出が継続されたことは、モンゴル語文書から確認できる [井上 2015: 4-5]。

⁽⁶⁴⁾ 註 62、同史料、錫恒の奏摺；劉 [2010: 93]。

⁽⁶⁵⁾ シャラ＝スムに駐防する清朝大臣、具体的にはアルタイ辦事大臣錫恒を指す。

⁽⁶⁶⁾ The Hassacks are under a duke (Kung-yeh), who lives to the west, who refers important matters to the amban. Under him are 12 Hassack district officers (tsung-kuan?), and below them headmen (T'ou mu). See ML. Mss. 312/228, Letter from Pereira (II), 1911/07/03-20, from Tarbaghatai, Kazakh in Khobdo, pp. 137-139.

⁽⁶⁷⁾ Ibid., p. 141.

者たち]は祈り、あなた方のご慈悲[?]を願っております。このため[?]私たちの印章を捺しました。共戴元年7月14日⁽⁶⁸⁾。

この400名の集団の頭目にはジャンギ・ジャラン・クンドウといった官名をもつ者が含まれており、もともとは清朝に帰属していたケレイ系の人々であることがわかる。清朝が消滅したいま、彼らは自分たちの居住地が清朝皇帝に代わる「新ハーン」、すなわちボグド＝ハーンの土地であるという認識にもとづき、ボグド＝ハーンへの帰属を表明した。そしてこれは、カザフ人がカザフスタン、中国、そしてモンゴル国に跨がって分布する、現在につながる状況が生まれたことを意味している⁽⁶⁹⁾。

おわりに

以上、清朝統治期中盤以降、ホヴド地区の新たな構成要素に加わってくるカザフ人の存在に注目し、清朝のホヴド統治の再編について考察してきた。1820年代以降、カザフ人がホヴド地区のアルタイ山脈周辺へ流入し始め、1835年から38年にかけてはケレイ氏族のイジャグト率いる集団が侵入を繰り返したため、清朝当局は軍事行動で対応して彼らを駆逐した。その後、1864年のロシアとの国境条約の締結時に、カザフ人の一部は清朝への帰属を選択したが、ケレイ系のカザフ人はタルバガタイ当局に所属しながらも、ホヴド管内の土地であるハバ河流域に安置された。その後、新疆の動乱やグンゲジャルツァン勢力との対立により、アルタイ山脈の東側にもカザフ人は広がっていき、1903年の「借地」返還の決定とともに、ホヴド地区への正式な居住が認められた。カザフ人の動向は、清末のホヴド地区において、清朝当局に統治体制の再編をうながす要因になっていたのである。

最後に、本稿で注目した「イジャグト事件」が、ホヴド地区の歴史展開のなかでどのような位置を占めているか、あらためて論じておきたい。本事件に際して、清朝は当地域のドルベト・トルグート・オリアンハイ各旗の兵丁をカザフ人の駆逐作戦に投入し、またハルハからも援兵を派遣した。これは、18世紀中葉のジューンガル戦終結以降の漠北において最大規模の軍事行動であり、また盟旗制下の遊牧民からの有事における軍事力の供出を確認できる数少ない事例である。そして、この事件で清朝はホヴド地区の統治・防衛の脆弱性を認識し、ゆえに事件後、ホヴド幫辦大臣を新設し、卡倫の防衛体制を見直すなど、統治の強化を図ったのである。

これに加えて、「イジャグト事件」は、ホヴド地区における新たな移民・民族問題の生

⁽⁶⁸⁾ モンゴル国立アルヒーフ所蔵 FA3-D1-HN324-35-002. 本文書には「共戴元年7月14日」の日付があるが、モンゴル語訳文(付録参照)では「共戴2年7月14日」に改められている。共戴元年は、実質的には40日弱しかなかったため、「共戴元年7月14日」はありえず、起草者のカザフ人の誤解によるものと考えられる。なお、本文書のアラビア文字テキストとローマ字転写テキスト、モンゴル語訳のローマ字転写テキストと訳文を、本稿末尾に付録した。

⁽⁶⁹⁾ 清朝滅亡後も、アルタイ山脈の東西を跨ぐ遊牧民の移動は継続した[上村2016]。

成としてとらえることができる。この事件自体は、侵入したカザフ人が清朝の部隊により卡外に駆逐され、首領のイジャガトが逮捕・処刑される結果に終わった。しかし、ホヴド地区へのカザフ人の大規模な流入としては最初の事例であり、駆逐作戦の過程では、さらに多くのカザフ人がホヴド管内に入り込んでいる状況が判明し、また事件後の清朝の対策の効果も薄く、結局翌年もカザフ人の流入を阻止できなかった。清朝へ帰属し、清朝領内に居住するカザフ人は、1864年におけるロシアとの国境条約の締結によって突如出現したのではなく、このような歴史的経緯をもって出現したと考えるべきであろう。

さらに、「イジャガト事件」に関連する清朝の統治強化とカザフ人の流入という以上の二点は、20世紀初頭のアルタイ分治の実施において一つに収斂する。1868年に清朝は、ロシアと隣接するアルタイ地区の辺防の強化のため、アルタイ山脈西側のブルントカイ（布倫托海）に辦事大臣を新設し、オリアンハイ7旗と新トルグート1旗の管轄をその管下に移した。ところが、この時のアルタイ分治の施策はうまくゆかず、翌年にはこの大臣ポストは裁撤され、アルタイ地区とそこに居住する遊牧集団の管理はホヴド幫辦大臣が担当すべきことになった〔劉 2011：90-91〕。アルタイ分治の計画は、1903年の「借地」問題の処理後、再び議論の俎上に載った。イリ將軍長庚は、ホヴド幫辦大臣をアルタイ地区に移動させ、「蒙哈事務」を管轄させる計画を上奏した⁽⁷⁰⁾。カザフ人の存在が強く意識されていることが、前回の分治の提案とは異なる点である。翌年、この提案を受けた清朝中央は、ホヴド幫辦大臣は移動させずに、その職務を継承するホヴド辦事大臣（通称アルタイ辦事大臣）をシャラ＝スムに新設し、そのポストに錫恒を任命した。1906年に錫恒が正式に着任すると、それまでアルタイ辦事大臣を署理していたホヴド幫辦大臣英秀から職務を引き継ぎ、ホヴド地区からのアルタイ地区の分治が実現した〔劉 2011：91-93〕。

アルタイ分治の実現までには、様々な要因や経緯が存在するが、以上からは、ホヴド幫辦大臣の設置とカザフ人の流入が、その前提条件となっていたことを指摘できる。そして、この二つの要素の種は、1838年の「イジャガト事件」に際して蒔かれたものであった。この意味においてイジャガト事件は、清朝統治下のホヴドの歴史における一つの転機であったといえよう。

⁽⁷⁰⁾ 「籌擬阿勒台山防守事宜摺」（『新疆贖匯』中：1228）。

【付録】 カザフ人頭目のボグド = ハーン宛文書

1. テュルク語原文書 (FA3-D1-HN324-35-002)

アラビア文字テキスト

- 1/ اولوغ ھېم بېك باس جانكجونك ېنە كونك
 2/ ېنە اوونېك ېنە بارچا قالقانىك اولوغ وغا أروظ
 3/ قىلاتون مانېم، قىيوۋباي جوروتباي جونوسباي
 4/ جالېنك بوداۋباي اوباكېر اۆكى اوچ زانكى
 5/ قىلانك كوندە قېدىرباي توقتاۋباي اېدىرىص
 6/ تونككوباي اوسونچا آدم تورېت يوز اوى مېز
 7/ جانكى قانغە قارا يوق. اوسو جېرىمېز اوسو قاندىك
 8/ بولسا، اورتامېزدان قىلانك كوندە نى يېاردېك. اوزمېز
 9/ قانچا كېسى آنكوۋلى تورمېز. بېر كېشى بولساده
 10/ كۆبدى كورونك. كۆب كېشى باروۋغا، أروتېزدان
 11/ قوروقوب تورومېز. اوسونچا بوقارا يلورىتا
 12/ اولكان كېشى كارو جاس باس اوروب سېزدېنك
 13/ تىلاۋېنك دى تىلاب تورمېز. اوشبونېك اياسلغى
 14/ موھورمېزنى باستوق
 15/ اولرن اورحېك دېسېنك بېرىشى جېل جېتى
 16/ نېشى آبي دنك اون توروتو كونى

ローマ字転写テキスト⁽⁷¹⁾

1. Uluğ hem büyük bas jangjuñ yänä gün
2. yänä uwanıñ yänä bärça Qalqanıñ uluğuğa ärüz (< ärzū?)
3. qilatun manım, Qiyuwbay, Jurutbay, Jünusbay
4. jalıñ, Bodawbay, Äwbäkır, Äwki üç zänğı
5. Qılañ Kündä, Qıdırbay, Toqtawbay, İdırış,
6. Töñgübay, osunča ädam törit yüz öyimiz
7. Jänji qāñğa qarayuq. Osu jerimiz osu qāndik
8. bolsa, ortamizdan Qılañ Kündäni ibärdek. Özümüz
9. qanča kisi añduwali turmız. Bir kişi bolsadä,
10. köpdey körüñ. Köp kişi baruwğa orutamizdan
11. qoruqup turumuz. Osunča buqara el [y]urita

⁽⁷¹⁾ 転写では、先行する母音の後舌音／前舌音に応じて *i* を書き分けず、*i* に統一する。

12. ölkän kişi kārū jas bas urup, sizdiŋ
13. tiläwiŋizdi tiläp turmiz. Ušbuniŋ AYRAS-liğ
14. mührürmizni bastuq.
15. Olan örhikdisiŋ birinš jil[i] jetti-
16. niši ayidiŋ on törütü küni

2. モンゴル語訳文書 (FA3-D1-HN324-35-001)

ローマ字転写テキスト⁽⁷²⁾

1. Yekes-ün ʒaʒar mögüjü ʒangʒun, wang, güng bayiʒsan Qalq-a-yin yekes tan-a ergün
2. medegülküi (< medegülkü) -yin uçir, Kiyüübay, Jortobay, Jünüsbay ʒalan, Bodoobay, Ay-ibiger,
3. Ayibige ʒurban ʒanggi, Gilen Kündü, Kiderbay, Toqtoobay, Idereš, Tönggübay,
4. eyimü dörben ʒaʒun erüke arad
5. ^^boyda ejen qaʒan-u sin-e törü-dür daʒaʒu orumui. En-e saʒuʒsan ʒaʒar
6. ^qaʒan-u böged, dotur-aça Gilen Kündü-yi barayalqaʒulun yabuʒulba. Bidanar manayulʒu
7. bayimui. Barayalqaʒsan anu nigen kümün bolbaçu, olan kümün biden-i örüsiyekü-yi
8. ʒuyumui. Basa olan kümün barayalqaʒ-a gebesü, öberün doturaça ayuʒu bui.
9. Egünü tula nutuʒ bügüdeger kögsin ʒalaʒu yeke baʒ-a mörgüjü
10. ^tan-u örüsiyel-i küliyejü bayimui. Egünü tula ʒar-un temdeg daruʒu ergübe.
11. Olan-a ergügdegsen-ü qoyaduʒar on doluʒa sarayin arban dörben.

訳文

偉大なる地を拝し、將軍・王・公たるハルハのみな様に奉呈し報告するため。キユウバイ、ジョルトバイ、ジュヌスバイ＝ジャラン、ボドーバイ・アイビゲル・アイビゲの三ジャンギ、ギレン＝クンドゥ、キデルバイ、トクトバイ、イデレシ、トングバイ、このような四百戸の民は、ボグド＝エジェン＝ハーンの新政權に帰服いたします。この〔我々が〕暮らしている土地はハーンのものであり、〔我々の〕なかからギレン＝クンドゥを拝謁させるために派遣いたしました。我々は注視しています。拝謁したのは一人ですが、大勢の我々を憐れみくださるようお願いいたします。また、大勢〔の人々〕が拝謁するといえば、〔迷惑をかけるのではないかと〕自らの心から恐れます。そのため、^{ノツグ}牧地のすべての老若大小〔の者は〕拝み、みな様のご慈悲をお待ちしています。このような理由により、印章を捺して奉呈いたします。共戴2年7月14日。

⁽⁷²⁾ 転写における ^ は単擡、^^ は双擡を示す。

文 献 一 覧

1. 文書・未刊史料

- 「宮中全宗」北京：中国第一歴史檔案館所蔵。
「宮中檔奏摺」台北：国立故宮博物院図書文献館。
「軍機処檔摺件」台北：国立故宮博物院図書文献館。
「軍機処満文議覆檔」北京：中国第一歴史檔案館所蔵。
「軍機処満文上諭檔」北京：中国第一歴史檔案館所蔵。
「軍機処満文録副奏摺」北京：中国第一歴史檔案館所蔵。
「軍機処録副奏摺」民族類、北京：中国第一歴史檔案館所蔵。
「内閣大庫檔案」台北：中央研究院歴史語言研究所所蔵。
Morrison Documents, stored at the Mitchell Library, the State Library of New South Wales, Canberra.

2. 編纂・公刊史料

- 傅恒等奉勅纂輯『平定準噶爾方略』前編 54 卷、正編 85 卷、続編 32 卷、乾隆 37 年 [1772]→4 冊、北京：全国図書館文献縮微複製中心、1990 年。
富俊撰『科布多政務総冊』→楊建新主編『西北史地文献卷』16 冊（蘭州：甘肅文化出版社、1999 年）、第 6 冊。
慧成撰『科布多巡辺日記』→吳豊培編輯『科布多史料輯存』2 冊（北京：書目文献出版社、1986 年）、第 2 冊。
闕名撰『烏里雅蘇台志略』→中国方志叢書：塞北地方（台北：成文出版社、1968 年）、第 39 冊。
松筠（Sunyun）撰『百二老人語録』（*Emu tanggū orin sakda i sarkiyān*）、乾隆 54 年 [1789]→Sunyun, *Emu tanggū orin sakda-i gisun sarkiyān*, San Fransisco & Taipei: Chinese Materials Center, 1982。
『宣宗実録』：曹振鏞等奉勅纂輯『大清宣宗成皇帝実録』476 卷、咸豊 6 年 [1856]→12 冊、台北：華文書局、1964 年。
『徳宗実録』：袁励準等奉勅纂輯『大清徳宗景皇帝実録』597 卷、宣統年間 →18 冊、台北：華文書局、1964 年。
『新疆牘匯』：馬大正・吳豊培主編『清代新疆稀見奏牘匯（同治、光緒、宣統朝卷）』上中下、烏魯木齊：新疆人民出版社、1977 年。
中国第一歴史檔案館編『嘉慶道光兩朝上諭檔』55 冊、桂林：広西師範大学出版社、2001 年。

3. 二次文献

- 井上治（2015）[口頭発表ハンドアウト]「地方文書に見る清末モンゴル西部のカザフ人」1-8、東北アジア研究センター・共同研究「東北アジアにおける辺境地域社会再編と共生様態に関する歴史的・現代的的研究」シンポジウム「越境の東北アジア：統治の動揺と地域流動化」東京：東北大学東京分室、2015 年 3 月 8 日。
岡洋樹（1988）「ハルハ・モンゴルにおける清朝の盟旗制支配の成立過程：牧地の問題を中心として」『史学雑誌』97.2: 1-32
———（1994）「ホヴド・オオールド旗の成立：乾隆朝中葉におけるザサク旗に関する一考察」、松村潤先生古稀記念論文集編纂委員会編『松村潤先生古稀記念 清代史論叢』95-108、東京：汲古書院
オチル・オユンジャルガル（2005）「清代ホヴド参贊大臣の設置について」『国際文化研究』11: 279-289。
———（2006）「乾隆中葉におけるドゥルベドの牧地について」『日本モンゴル学会紀要』36: 3-15。
小沼孝博（2004）「清代乾隆朝におけるジャハチンの動向：清朝によるモンゴル諸部支配の一側面」『史境』48: 79-97。

- (2005) 「江上波夫氏旧蔵の清代乾隆期のホブドを中心とする一地図について」『内陸アジア史研究』20: 93-106.
- (2014) 『清と中央アジア草原：遊牧民の世界から帝国の辺境へ』東京：東京大学出版会.
- 加藤直人 (1993) 「天理大学所蔵、グキン（固慶）の奏摺について：特に科布多参贊大臣時代の奏摺を中心として」、神田信夫編『日本所在清代檔案史料の諸相』91-104、東京：東洋文庫清代史研究室.
- 上村明 (2016) 「アルタイ・オリアンハイ人はなぜアルタイ山脈を越えたのか：1930年の「集団逃亡」について」『内陸アジア史研究』31: 119-143.
- 佐口透 (1986) 『新疆民族史研究』東京：吉川弘文館.
- 田山茂 (1955) 『清時代に於ける蒙古の社会制度』東京：文京書院.
- 野田仁 (2011) 『露清帝国とカザフ＝ハン国』東京：東京大学出版会.
- 社党軍・王希隆 (2010) 「關於清末科阿分治問題的探討」『烟台大学学报（哲学社会科学版）』2 (2010): 78-83.
- 管守新 (2008) 「棍噶札拉参活伝略」『西域研究』2 (2008): 9-20.
- 李天鳴・林天人主編 (2010) 『失落的疆域：清季西北邊界變遷條約輿圖特展』台北：國立故宮博物院.
- 劉国俊 (2011) 「清末科阿分治与阿勒泰新政」『新疆社科論壇』1 (2011): 90-96.
- 天龍長城文化芸術公司編 (2003) 『大清一統輿図』北京：全国図書館文献縮微複製中心.
- 張榮・王希隆 (2003) 「清末科塔借地之爭述論」、王希隆主編『西北少数民族史研究』433-439、北京：民族出版社.
- Гуревич, Б.П. (1979) *Международные отношения в Центральной Азии XIV-первой половине XIX в.* Москва: Издательство «Наука» Главная редакция восточной литературы.
- Очирын, Оюунжаргал. (2015) *Ойраты в политике маньчжурской династии Цинь, Улан-Удэ*: Издательство Бурятского научного центра СО РАН.
- Потанин, Г.Н. (1881) *Очерки северо-западной Монголии*, в. II, Санктпетербург. [邦訳：G.N. ポターニン著、東亜研究所訳 (1945) 『西北蒙古誌 第2巻（民俗・慣習編）』東京：龍文書局.]

【附記】 本稿は科学研究補助金（25244025, 15H05162, 18H00723）、および東北大学東北アジア研究センター共同研究「近世・近代における内陸アジア遊牧民社会の構造的特質とその変容に関する研究」（研究代表者：岡洋樹）による研究成果の一部である。本稿の執筆においては、アイダル・ミールカマル (Aydar Mirkamal)、オチル・オユンジャルガル (Ochir Oyunjargal)、橘誠、堀内香里の各氏から、有益なご教示を賜った。ここに記して感謝の意を表する次第である。

第21回文学部歴史学科公開講座 開催報告

「人（ひと）と動物 人類誕生以来のパートナー」

■日時：平成30年6月9日（土）～27日（水）全5回

■会場：土樋キャンパス ホーイ記念館ホール

■定員200名・参加費無料

今日までの我々人類の歩みは、動物たちの存在なくして語ることはできません。わたしたちにとって動物は、狩る・食べる対象としてだけではなく、農耕や運搬を手助けしてくれる力強い味方であり、教訓をさずけてくれる物語の主人公やトリックスターであり、また愛玩（ペット）や崇拜（神）の対象にもなってきました。この講座では、身近な存在であるがゆえに見逃されがちな人と動物の多様な関わりに焦点をあて、人々の歴史的な営みを見つめなおしてみたいと思います。

第1回 6/9（土） 13:20～14:50

「内陸アジア世界における王者と動物：飼う、狩る、語る」

本学文学部教授 小沼 孝博

第2回 6/9（土） 15:00～16:30

「鷹・鷹狩をめぐる江戸幕府と仙台藩」

法政大学教授 根崎 光男 氏

第3回 6/13（水） 18:00～19:30

「東・北アジア先史時代における人と動物」

本学文学部教授 佐川 正敏

第4回 6/20（水） 18:00～19:30

「馬から見る古代国家と東国・東北」

本学文学部教授 永田 英明

第5回 6/27（水） 18:00～19:30

「魔女とネコ」

本学文学部教授 楠 義彦

文学部歴史学科
第21回公開講座
全5回

申込不要 定員200名 入場無料

人と動物
人類誕生以来のパートナー

2018年
6/9(土)～6/27(水)

会場：土樋キャンパス ホーイ記念館ホール

今日までの我々人類の歩みは、動物たちの存在なくして語ることはできません。わたしたちにとって動物は、狩る・食べる対象としてだけではなく、農耕や運搬を手助けしてくれる力強い味方であり、教訓をさずけてくれる物語の主人公やトリックスターであり、また愛玩（ペット）や崇拜（神）の対象にもなってきました。この講座では、身近な存在であるがゆえに見逃されがちな人と動物の多様な関わりに焦点をあて、人々の歴史的な営みを見つめなおしてみたいと思います。

第1回 6/9(土) 13:20～14:50 内陸アジア世界における王者と動物：狩る、語る 本学文学部教授 小沼 孝博 (おのま たかひろ)	第4回 6/20(水) 18:00～19:30 馬から見る古代国家と東国・東北 本学文学部教授 永田 英明 (ながた ひであき)
第2回 6/9(土) 15:00～16:30 鷹・鷹狩をめぐる江戸幕府と仙台藩 法政大学教授 根崎 光男 (ねさき みつお)	第5回 6/27(水) 18:00～19:30 魔女とネコ 本学文学部教授 楠 義彦 (くすのき よしひこ)
第3回 6/13(水) 18:00～19:30 東・北アジア先史時代における人と動物 本学文学部教授 佐川 正敏 (さがわ まさとし)	

東北学院大学 文学部歴史学科 | 東北学院大学 研究機関事務課 歴史学科公開講座係
TEL: 022-264-6401 FAX: 022-264-6500

平成 30 年度 東北学院大学学術研究会評議員名簿

会 長	松本 宣郎
評議員長	佐々木くみ
編集委員長	
評 議 員	
文学部	[英] 中西 弘 (庶務)
	[総] 鐸木 道剛 (編集)
	[歴] 加藤 幸治 (編集)
	[教] 渡辺 通子 (編集)
経済学部	[経] 白鳥 圭志 (編集)
	[経] 舟島 義人 (会計)
	[共] 小宮 友根 (編集)
経営学部	小池 和彰 (会計)
	村山 貴俊 (編集)
法 学 部	佐々木くみ (評議員長・編集委員長)
	内藤 裕貴 (編集)
教養学部	[人] 坂本 讓 (編集)
	[言] 下館 和巳 (編集)
	[情] 松本 章代 (庶務)
	[地] 平吹 喜彦 (編集)

東北学院大学論集 歴史と文化 第 59 号

2019 年 3 月 18 日 印刷

(非売品)

2019 年 3 月 22 日 発行

編集兼発行人 佐々木 く み

印刷者 笹 氣 義 幸

印刷所 笹氣出版印刷株式会社

発行所 東北学院大学学術研究会

〒 981-8511

仙台市青葉区土樋一丁目 3 番 1 号

(東北学院大学内)

THE TOHOKU GAKUIN UNIVERSITY REVIEW

HISTORY AND CULTURE

(Formerly HISTORY AND GEOGRAPHY)

No. 59

March, 2019

The Result of Nineth Excavation of Haizukayama Ancient Tomb	Hideto Tsuji	1
Gathering Historical Materials of Castles in Tohoku Region : The Northern and Southern Dynasties Periods Version	Hidefumi Takei	49
The Reorganization of Qing Administration and the Kazakhs in the Khovd District during the Late Qing Period	Takahiro Onuma	85
Open College of Department of History		107

The Research Association
Tohoku Gakuin University
Sendai, Japan